

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 理事会

平成14年1月

# 理事会・運営審議会合同会議

平成14年1月22日 18:00～  
虎の門パストル 6 F 雅

## 次 第

1. 開 会

2. 協 議 事 項

韓国事業に関する諸課題について

3. 報 告 事 項

4. そ の 他

# 資 料

	ページ
前回合同会議以降の動き	
韓国女性部長官との会議要旨	1
古川内閣官房副長官への状況説明	3
1月10日の締め切り以降の反応	
国内マスコミの反応	4
韓国マスコミの反応	7
挺対協の声明	9
韓国の申請状況	14
募金状況	15
フィリピン作業状況	16
その他	
公益法人改革の実施計画（中間取りまとめ）	17

基金関係者と韓明淑（ハン・ミョンスク）韓国女性部長官との会談（要約）

日時：2001年12月19日（水）午前10時～11時

於：ホテルニューオータニ（雲海の間）

参席者：

韓国：韓明淑 女性部長官  
在京大使館員（通訳）  
随行員3名

基金：村山富市 理事長  
伊勢桃代 専務理事事務局長  
大沼保昭 理事  
和田春樹 理事  
斉藤昭広 総務部長  
他1名

外務省：井出敬二 アジア大洋州局地域政策課長  
富 義之 アジア大洋州局地域政策課事務官  
上原 アジア大洋州局北東アジア課事務官（通訳）

韓長官：

おふた方のご説明をよく伺いました。私事ですが、私は村山理事長が総理にご在任のころ、ちょうど日本に留学しておりましたので、基金の事業についてはよく存じております。

当時、私はNGOで仕事をしており、日本国内の女性団体、および市民団体とも関わりがありましたので、アジア女性基金に対しては反対の立場でしたが、社民党の土井委員長とは懇意にさせていただき、NGOや在日韓国人問題などにもご支援をいただいたことがあって、今でも感謝いたしております。

さて、本日は韓国政府一員として公式的な立場で述べさせていただきます。

先ほど、おふた方のご説明下さった通り、アジア女性基金設立の本来の趣旨は日本政府の責任を回避することが目的ではなく、道義的責任を負うべきため、つまり善意によるものであったことを私はよく存じております。

しかし実情では、日本政府が慰安婦問題に対して常に責任を否定し、これを商業的なものであったとしているなど歴史認識上での問題が多いことや、国際会議の報告書を見無視し続けていることから、韓国政府や韓国のNGOは日本政府に対して批判的にならざるをえません。

挺対協やNGOは基金に対して強い疑念を抱いており、基金が事業を貫徹しようとする

ことを日本政府の責任回避の手段と受け取っています。韓国政府としては、いかに基金が善意から設立されたものであると理解していても、被害者や支援団体が反対する以上はいかんともしがたいのです。

従軍慰安婦問題が保健福祉部から女性部に移管されて、私も長官に就任した後に被害者のハルモニや支援団体の関係者と会見を持ちましたが、それらの人々の基金に対する立場は今も変わっていないことを確認いたしました。

韓国政府としては被害者に対して一時金の支給を行っており、新しい申請者にも実施しております。また、女性部も被害者ハルモニに対する医療支援、記念事業、心理的なものに対する支援などを国家レベルで行っております。しかしながら、ハルモニたちは亡くなるまでに国家レベルで法的に名誉回復がなされることを願っています。

基金事業の終了に関しては、情報公開法によって基金受給者の氏名が明らかになるのではと危惧いたしております。韓国政府の一時金支給時には被害者からアジア女性基金からの償い金を受け取らないとの覚書を提出してもらっているのですが、もし受給者が明らかになると日本政府に対する反発やハルモニ同士の関係の拗れが予測されます。

本日伺ったお話については帰国後外交通商部や挺対協にもお伝えし、機会があれば大統領にもお伝えしようと思っております。

韓国に対しては事業終了を延期することですが、挺対協と対話を持つためには事業に変化をもたらす案を提示することが望ましいのではないのでしょうか。

挺対協という団体は一つの組織ではなく、さまざまな市民団体の集合体です。基金との対話を拒絶している理由として、挺対協は基金が設立以来の6年間全く変わらずに、同じことの繰り返しの姿勢でこの問題に取り組んでいることを挙げ、基金の姿勢がそうである限りは改めて話し合う必要などないとしています。ですから私は基金側からいくつかの新しい案を提示することが必要と考えます。韓国政府としては被害者と支援団体が反対していることを無視するわけにはいかないのです。ここのところをご理解いただきたく思います。

ハルモニの中にも歴史認識に関して敏感な人とそうでない人がいますが、受け取らないという人もいますので、現状においては事業を中止することが望ましいと考えます。

「女性のためのアジア平和国民基金」韓国支給期限延長決定に対する抗議書  
韓国挺身隊問題対策協議会の立場

韓国挺身隊問題対策協議会（以下、擬対協）は、1990年から日本政府が日本軍「慰安婦」に対する正当な法的賠償と公式謝罪、そして真相究明と責任者追跡を履行するよう求めてきた。しかし、日本政府は1995年に法的賠償を回避する盾として、いわゆる「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、国民基金）を設けて、再び生存者を金銭で誘惑し、その名誉回復を妨害してきた。

彼らは、韓国政府との外交的儒儀を破りつつ、韓国の生存者と秘密裏に接触し、支給を試み、生存者のおばあさん達の間の分裂、支援団体と生存者の分裂を助長してきた。加害国として、このように非論理的解決策を強行する国家は、多分日本国以外はないであろう。

ここで擬対協と韓国政府は欺瞞的な日本国の国民基金に反対する強い意志で、1998年に生存者に国民基金を受け取らないとの条件付きで両論を支給し、「生活安定支援法」を制定し、生活費を支給することにより生存者の生活保障に先頭に立って努力してきた。そして、韓国政府は国民基金制が医療施設の建設を提案したが、99年6月に公式に拒否したことがある。

他方、擬対協は2000年に国際女性法廷を開き、日本の「慰安婦」強制動員の責任者に有罪を宣告することにより世界市民法廷で被害者の名誉を回復する大きな成果をあげた。そして、国民基金に対しては、被害者を欺騙する国民基金を解体するよう強く求めてきたにもかかわらず、去る1月10日に国民基金は5年間の申請期限が終了したのに、韓国に対する事業は期限を延長することとした。

これは、今後も韓国の生存者のおばあさん達を金銭で誘惑し、工作するということである。生存者のおばあさんに非人間的な方法で接し、今後も苦しめるという決定を行った国民基金制に対し、我々は厳重に抗議する。韓国政府と擬対協が生存者のおばあさんの7年間にわたる拒否の意志と抗議にもかかわらず、特別に韓国に対する事業を延長することとしたのは、加害者の無恥である。

従って、擬対協はこれに強く抗議し、以下のように求める。

1. 国民基金は、韓国事業に対する延期決定を直ちに取り消せ。
2. 日本軍「慰安婦」被害者を弄び、再び名誉を毀損する国民基金は、直ちに解体せよ。
3. 日本政府は、国際社会が動き出す被害者への公式謝罪と法的賠償を直ちに履行せよ。

2002年1月14日

(社) 韓国挺身隊問題対策協議会

韓国女性団体連合、韓国女性の電話連合、韓国教会女性連合会、韓国女性民衆会、  
韓国女村学者協議会、女性教会アジアキリスト女性文化研究院、キリスト女民会、

メソヂス長巻教女教役者会、キリスト女團協会、XNCC女性委員会、キリスト長  
巻教女教役者会、聖理教女教役者会、聖理教女婦協会、新時代を闘うカトリック  
女性共同体、滋養學研究所、韓國女子學協會議事會、ZONITA、潮花眞主團友  
會、平和を創る女性會、大學生代表者協聯會

(7)

14. 1. 22

アジア女性基金

現在の募金状況

募金キャンペーン2000(12. 9. 1 ~ 14. 1. 18)	(概算募金額)
政府等及び各省庁関係職域	3, 988万円
都道府県等地方公共団体職域	1, 337万円
主要労働団体	1, 495万円
経済団体関連等	70万円
一般国民等	3, 490万円
計	1億0, 380万円

(参考)

寄付金総額収支状況

	収入総累計	支出総累計	差引残高
12. 8. 31末	4億 4, 826万円	3億 4, 000万円(170人)	1億 0, 826万円
-----			
14. 1. 18現在	5億 5, 206万円	3億 7, 600万円(188人)	1億 7, 606万円 (88人分)

## 関係資料

### 戦後補償ネットワークFAX

1-8

新聞切り抜き

### 「慰安婦」・戦後問題関連

9

新聞切り抜き

### 女性・人権問題関連

10-20

### 女性国際戦犯法廷関連

22-49

# 戦後補償実現！FAX速報 No.362-363 2001.12.22

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区板橋 4-5-16-201  
FAX: 03(3237)0287 TEL: 03(3237)0217 URL: members.aol.com/sengchoshofax  
受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

## ◆在外被爆者問題検討会が報告を公表。厚労省は5億円の医療支援基金創設を発表

12月10日厚生労働省の諮問機関「在外被爆者に関する検討会」(座長=森重日本医学会会長)は最終報告をまとめ、坂口厚労相に提出した。内容は「人道上の見地から、居住地によって援護に差があるのは不合理で、何らかの施策を講ずるべき」というもので、具体策は明確でない。①民間団体が被爆者手帳の取得を支援する、②国が渡日費用を負担し、渡日治療を進める、③基金を設置し何らかの金銭給付を行うなど、各委員の提案や意見を列記した玉虫色の中身で、援護法適用や健康管理手当支給は不適切としている。これを受けて坂口厚労省は「国内の被爆者と在外被爆者で共通した法律を作るのは率直に言って難しい」と述べ、18日には3年間に手帳を交付されていない全在外被爆者(推計2800人)に渡日費用を支援し、途日治療を実現するため5億円の基金を来年度予算で創設すると発表した。国外への医師派遣も予定しているが、在外被爆者への援護法適用は行わず、省令を改正し被爆者手帳を渡日のたびに申請する不便のみを解消する方針。(報告などは厚労省ホームページwww.mhlw.go.jpや韓国の原爆被害者を救済する市民の会ホームページwww.hiroshima-cdas.or.jpで読む。)

この決定に在外被爆者らは猛反発。韓国原爆被爆者協会の李鎭景(イ・ギョソク)会長は19日「失望と驚愕を禁じえない。裏切られ、だまされ、蔑視され、差別され、憤りを禁じえない」とする抗議文を発表。在ブラジル原爆被爆者協会の森田隆会長も18日付で「高齢化した南米被爆者に24時間の空の旅は無理。小泉内閣には期待できない」との抗議声明を発表。米国原爆被爆者協会の友沢光男会長も19日「6ヶ月の検討会は何だったのか？5億円と手帳交付が海外の被爆者にどれだけ役に立つか？渡日費用を治療費として支払え。日本から医師を派遣しても米国医師法で米国内では治療できない」とする抗議文を発表した。

6月1日大阪地裁で勝訴した郭貴勲(カ・キョク)さん(77)の被爆者援護法訴訟の控訴審の第1回口頭弁論が21日大阪高裁で開かれたが、公判後の記者会見で郭さんは「だまされた。夜も眠れない。80歳近い高齢者が日本に來れないのは金の問題ではなく、体が動かないから。手帳を取らないのは、海外では役に立たない“絵に描いた餅”だから」と述べ、弁護団も「一審で憲法違反の疑いで負けたのに、省令でルールの方を変えようという暴挙」と政府の対応を厳しく批判した。26日に長崎地裁で予定されている李康寧(イ・ガソク)さんの判決が注目される。なお、坂口厚労相あてのFAXは03-3595-2020へ。E-mail: www-admin@mhlw.go.jp。(12/11朝日・毎日・読売、19毎日・読売、22日朝日)

## ◆香港占領60周年。国際集会で各国の戦争被害者が証言し、日本の謝罪と補償要求

1941年12月25日の「ブラック・クリスマス」と呼ばれる日本軍の香港占領から60周年。15・16日の両日香港市立大学で「アジア太平洋戦争における日本の加害についての国際フォーラム」が第2次大戦アジア歴史資料香港連合の主催で開催された(香港市立大学現代中国調査プロジェクトなど共催)。シンガポールで捕虜になり、泰緬鉄道建設の苛酷な強制労働をさせられた香港在住の元英国軍人ジャック・エドワーズさん(73)や中国山西省から参

加した元「慰安婦」の李秀梅さん(73)、河北省から参加した袁竹林さん(80)、西松建設の募集に応じて香港から海南島に渡り、強制労働させられた海南島在住の向全さん(85)らが涙ながらに被害体験を証言し、日本政府・企業の謝罪と補償を要求した。(12/15 共同、12/16 毎日)

なお、米国では真珠湾攻撃 60 周年で4~7日ヒストリー・チャンネルなどが第2次大戦のドキュメントを連夜ゴールデンタイムに特撮放映した。(ICX)

#### ◆官房長官諮問機関「追悼・平和祈念懇談会」発足。メンバーは右寄りシフト

福田官房長官の私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」のメンバーが14日発表され、19日初会合が首相官邸で開かれた。メンバーは座長の今井敏経団連会長以下10人の民間有識者だが、「つくる会」教科書執筆者の坂本多加雄学習院大教授や作家の上坂冬子氏、西原春夫国土館理事長ら、ずらり右寄り人選。福田長官は初会合で「戦没者等に追悼の誠をささげることのできる記念碑等国の施設の在り方を幅広く論議していただきたい」と挨拶し、1年をめどに報告を出すよう要請した。(12/14毎日夕刊、15朝日・毎日・読売、20朝日・毎日・読売)

#### ◆<訃報>社学魁抗日殉難同盟連合会主席

戦後補償・対日歴史問題で長老的存在だった社学魁慕光英文書院校長が4日癌のため逝去した。享年79歳。教科書問題を機に結成された超党派の「第2次大戦アジア歴史護持香港連合」(上記記事参照)を呼びかけた中心メンバーで、5日行われた葬儀には民主党・民連連・民協など各政党や労働・教育界の要人多数が参列した。香港各紙も同氏の遺徳を称えた追悼記事を掲載し、香港政府の対日歴史問題への姿勢が軟弱と批判した。(12/5・6蘋果日報・明報)

#### ■<案内>中国の住民を直撃した生物兵器=731・細菌戦展示会

12月21日(金)~26日(水)<25日は休館>9:00~21:00、なかのZERO西館(中野駅南口下車)、証言=裁判原告中国人3名の細菌戦被害体験(26日18:00、3F学習室)、主催=同実行委員会T/F03-3373-8318(増田)。

#### ■<案内>731細菌戦に関する事実調査を求める院内集會—中国の被害者と研究者迎えて

12月25日(水)16:00、衆議院第2議員会館第1会議室(永田町)、発言=中国の被害者・研究者、吉見義明(中大教授)、松村高夫(慶大教授)、王達(原告団長)、土屋公献(同弁護団長)、ほか。主催=731・細菌戦裁判キャンペーン委員会・展示会実行委員会T03-3501-5558、F3501-5565。

#### ■<案内>「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議

12月25日(火)19:00、東京ボランティア市民活動推進センターC会議室(坂田番)、次期通常国会に向けての相談、連絡先=同会議T03-3262-6646、F03-3237-0287。

【裁判情報】<報告・紹介>中国人強制連行福岡訴訟：15人の中国人が三井鉱山と国に謝罪と賠償を求めた訴訟が21日福岡地裁で結審した。判決は来年4月26日。同訴訟については同訴訟弁護団が先月発行したパンフ『過ちを認め、償い、共に歩むアジアの歴史を=中国人強制労働事件の真実=』に詳しい。1部500円、申込先Tel092-714-3751。なお、福岡地裁は18日三井三池じん肺訴訟では三井鉱山と三井石炭鉱業2社に総額16億円(174人に)の賠償命令を出している。<予定>●12月26日(水)13:10李康寧さん判決、長崎地裁。●12月26日(水)13:30中国・細菌戦裁判第27回公判(原告最終陳述、結審予定)、東京地裁103号(開廷後、弁護士会館で報告集會)。

【編集部より】今号発行が遅れました。お詫びします。年内は来週もう1号発行します。1月25日(金)夜弁護士会館で公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と課題」を開催します。

## <第4回公開フォーラム>

# 「戦後補償裁判の現況と今後の課題 2002」

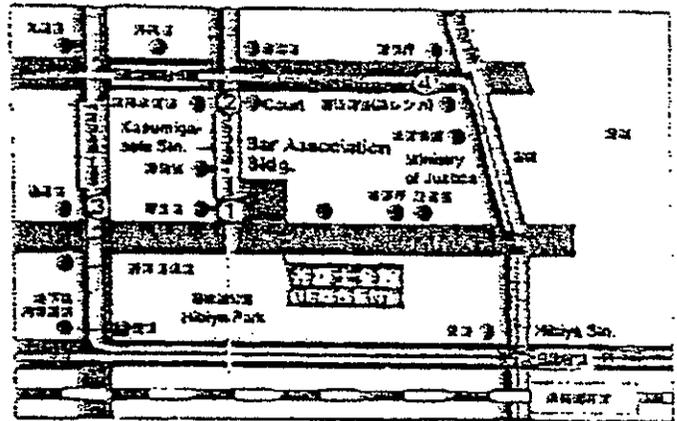
### —2001年戦後補償裁判の到達点と今年の課題—

一昨年(00年)は企業相手の訴訟で和解が続きましたが、今年(01年)は地裁判決で一部ながら原告側勝訴判決が次々出てきました。日本の司法もようやく少し変わってきたのでしょうか? 2001年に出された判決の内容について担当弁護士らから報告いただき、成果を確認するとともに今後の課題について考えます。海外の動きや国会の対応も報告します。ふるってご参加下さい。

開催日時: 1月25日(金)午後6時15分 (開場6時、閉会8時30分予定)

開催場所: 弁護士会館 10F(1003号室)

<地下鉄「麹ヶ谷」下車B1出口すぐ、  
裁判所合同庁舎ウラ、千代田区麹ヶ谷  
1-1-3、Tel. 03-3531-2255>



開催内容: (第1部) 戦後補償裁判の成果と課題

—援護法・恩給法国籍差別訴訟/強制連行・強制労働訴訟/「慰安婦」訴訟/オランダ POW 訴訟/香港軍票など最高裁・高裁・地裁の判決報告 (各弁護士団) —

(第2部) 訴訟後の動き・立法や海外の動きの報告とコメント

参加費: 1000円 (資料代込み、\*資料のみは500円)

\*終了後、弁護士会館地下で懇親会も開きます。参加希望者はご予約下さい。(会費別)

主催: 戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会(弁連協) + 戦後補償ネットワーク

連絡先: 弁連協 Tel103(3255)6521 Fax03(3255)6525 戦後補償ネット Tel103(3237)0217 Fax03(3227)0237

## 予定プログラム

開場：18:00

開会：18:15

### (第1部) 戦後補償裁判の成果と課題 (判決報告)

18:20

\*概説：「2001年の戦後補償裁判の動向と課題」:

高木喜孝弁護士 (弁護士事務所次長)

- A) 最高裁：① 援護法・障害者年金訴訟 4/13：小山千蔵弁護士  
② 香港軍票訴訟 10/16：内田雅敏弁護士  
③ 金成寿恩給訴訟 11/16：山口紀洋弁護士  
④ 韓国人元 BC級戦犯訴訟 11/22：同弁護士団<交渉中>
- B) 高裁：⑤ 關釜裁判 (3/29 広島高裁)：山本晴太弁護士  
⑥ オランダ POW 訴訟 (10/11 東京高裁)：鈴木五十三  
弁護士
- C) 地裁：⑦ 韓国太平洋戦争犠牲者遺族会訴訟 (3/26 東京地  
裁)：幣原廣弁護士  
⑧ 日鉄大阪供託金訴訟 (3/27 大阪地裁)：同弁護士  
⑨ 中国人「慰安婦」訴訟 (5/29 東京地裁)：大森典子  
弁護士  
⑩ 中国人強制連行・劉連仁訴訟 (7/12 東京地裁)：森  
田太三弁護士

19:45 (第2部) 報告とコメント：訴訟後の動き・立法や海外の動き

- ① 花岡訴訟和解後の歩み：新美隆弁護士  
② 韓国・朝鮮人 BC級元戦犯立法提案：今村嗣夫弁  
護士  
③ 「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」提案：  
国会議員<予定>  
④ 海外の動き紹介 I <米国>：鈴木五十三弁護士  
⑤ 海外の動き紹介 II <ドイツ>：佐藤健生拓殖大学  
教授  
⑥ まとめ：藍谷邦雄弁護士(弁護士事務所次長)

20:30 閉会

(\*二次会=懇親会 20:30~21:30 地下1F「控」 会費制・要予約)

# 戦後補償実現！FAX速報 No.364 2001.12.28

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区麹町4-5-16-301  
FAX:03(3237)0287 TEL:03(3237)0217 URL: members.aol.com/sengohoshofax  
受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail:cftrtyc@aol.com

## ◆長崎地裁も国に在外被爆者への支払いを命令。李康寧さんの受給資格を認定

12月26日長崎地裁(川久保政徳裁判長)は、韓国釜山市在住の元徴用工で被爆者の李康寧(イカンニョ)さん(74)が、韓国へ帰国したことを理由に被爆者援護法に基づく健康管理手当の支給を打ち切るのは不当と国や長崎市を相手取って、打ち切り処分取消しや手当支給と損害賠償を求めた訴訟の判決で「日本に居住していなくても、被爆者援護法にいう被爆者の地位を失わず、被爆者健康手帳は有効」と李さんの受給資格を認め、不支給分の手当約103万円の支払いを命じた。打ち切り処分取消し請求については「行政処分当たらず、訴えは不適法」として却下し、慰謝料などの請求も退けられた。李さんは長崎市の三菱兵器大橋工場で徴用工として働き、爆心地から約2.5kmで被爆。戦後間もなく帰国し、94年7月に治療のため来日して、被爆者健康手帳を取得。3万1800円の健康管理手当を同年8月から支給されたが、11月の帰国にともない打ち切られ、99年5月に提訴した。李さんは判決後の記者会見で「この判決で在外被爆者に対する日本政府の見方が変わることを期待したい。政府の控訴断念を願う」と語った。判決は今年6月の大阪地裁判決(本紙338号参照)を踏襲したもので、地裁レベルで在外被爆者への援護法適用を認める流れが定着したといえそう。5億円の基金設立で対処しようとする厚生労働省の政策(本紙前号参照)にも待ったがかかった形。李さんらは27日厚労省を訪れ、小泉首相と坂口厚労相あてに控訴断念と在外被爆者への援護法適用を求める要請書を提出した。国を控訴断念に追い込むには一層の世論の盛り上がりが必要とされる。(12/26共同・時事・朝日・毎日・読売・長崎・西日本・広島夕刊、NHKほか。韓国の原爆被害者を救済する市民の会ホームページwww.hiroshima-cdas.or.jpにも情報掲載)

## ◆日中、日韓政府関係修復急ぐ。歴史認識での日本への対応トーンダウンか？

今年、歴史教科書や小泉首相の靖国参拝をめぐる緊張、対立した中国、韓国政府と日本政府とが急速に関係改善に動いている。同時テロ後の10月に小泉首相が北京とソウルを日帰り訪問(本紙355,356号参照)したのをきっかけに、自衛隊の派遣にも中国・韓国政府が理解を示し、延期されていた李鵬中国全人代委員長の来日も来春実現する見通し。日韓・韓日議連合同総会(日本側森喜朗会長・韓国側金鍾泌会長)も12日ソウルで2年ぶりに開催され、13日青瓦台を訪れた日本側議員団に金大中大統領は「両国の交流がストップするのを放置できない」と述べ、関係改善を強調した。13・14日にはソウルで首脳会談後初の日韓の外交当局による局長級協議が行われ、歴史教科書問題での共同研究などについて話し合われた。外務・防衛当局による第4回日韓安保対話も来年2月に東京で開くことで合意した。日韓歴史共同研究は来年1月にも研究会、支援委員会が発足し始動する予定。22日には両国政府は日韓投資協定の締結に基本合意した。68歳の誕生日を迎え、22日天皇は記者会見で「桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫と続日本紀に記されていることに韓国とのゆかりを感じている」「それぞれの国が歩んできた道を個々の出来事において正確に知ること務め、個々人として互いの立場を理解していくことが大切」などとW杯共同開催に期待をこめて

籍だったが、韓国外相や与野党、韓国メディアはこの発言を一様に評価・歓迎している。28日には懸案の北方4島周辺でのサンマ漁についても、来年韓国漁船が同水域で操業しないことで合意した。これらの動きにともない、初の民間大使として教科書問題などの対応で苦慮してきた崔相龍大使(前高麗大教授, 59)が任期1年余で近く退任し、民主党の常任顧問で韓日韓連副会長も務めた趙世衡前国会議員(70)が後任に内定したと各紙は報じている。小泉首相もW杯前の2月か3月の訪韓を検討している。W杯と日中共同声明30周年に向けて急ピッチで表面的な関係修復が進んでいるが、11月に最高裁で請求を棄却された韓国人元軍人恩給訴訟原告の金成壽(キム・ソンス)さん(76, 本紙359号参照)が13日日韓・韓日韓連合同総会屋食会場でアピールした以外、NGO側は有効な対応ができていない。(各紙から)

#### ◆韓国女性大臣が「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」提出議員らと懇談

横浜で開かれた「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」参加のため初来日した韓国の韓明淑(ハ・ミョンス)女性部長官は19日参議院議員会館で「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を提出した民主・共産・社民党の議員団と懇談した。席上、韓長官は法案を提出し、「慰安婦;問題解決のために取り組んでいる日本の議員らの努力を高く評価し、真相究明、謝罪と教科書への記載がとくに大切と強調。「サンフランシスコ平和条約や65年日韓請求権協定でも、個人が補償を求める権利は残っていると考える」と述べた。出席した岡崎トミ子、円より子、今野東、八田ひろ子、田嶋陽子議員らからも女性省の取り組みについての質問が相次ぎ、今後の交流を約束した。「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を提案した議員らが被害国の閣僚と直接意見交換したのは今回が初めて。(ICR、\*韓長官のインタビューは『世界』11月号に掲載)

#### ◆ドイツ強制労働補償基金請求は12月31日締切。今年の支払い約60万人、総額25億マルク

ドイツ強制労働補償財団「記憶・責任・未来」は10日、ドイツ政府と企業約6500社が拠出した100億マルク(約5800億円)の同基金が行っている補償金の支払いが締切の12月31日までに約60万人分に達する見込みと発表した。支給額は1人当たり5千~1万5千マルク(約29万~87万円)で、総額約25億マルクに上る。最大の受給国はポーランド(約22万9千人)、ついでウクライナ(6万5千人)、ユダヤ人請求協議会(JCC, 5万8千人)、チェコ(4万千人)など。受給者の国籍は50ヶ国以上に。全支給を終えるにはあと2、3年かかる見込み。(12/11共同)

#### ◆シベリア抑留死者新たに61人判明。DNA鑑定でも新たに身元判明

厚生労働省は27日までに今年7日にカザフスタンから引き渡されたシベリア抑留者の名簿(本紙361号参照)から新たに61人の死亡者の名前が判明、これまで知られていなかった埋葬地も6ヶ所判明したと発表した。また、同省は今年8月にハバロフスクを訪れた政府の遺骨調査団が発掘した遺骨の歯をDNA鑑定した結果、北海道岩見沢市の遺族との関係を特定できたと18日発表した。DNA鑑定による身元の判明は4件目。(12/18, 28NHK)

#### ■〈図書館案内〉フレッド・シーカー著『忘れないように—日本軍の捕虜として生きる—』

ジャワでオランダ軍に志願し、シンガポールのチャンギー収容所を経て泰緬鉄道建設に従事させられ、現在は英国に住むフレッド・シーカーさん(86)の苛酷な体験を描いたスケッチ集。小林浩志訳、1500円(送料240円)。T/F0847-51-4346、E-mail:koshi@fuchu.or.jpへ。

【編集部より】今年最後の号です。365号は1月12日に発行予定です。よい年をお迎え下さい。(E-mail版の発信にトラブルがあり、一部で357~363号が未着のようです。お詫びします。原因が判明していませんので、しばらく届かない場合はお手数ですがお知らせ下さい。)

## 戦後補償実現！FAX速報 No.365 2002.1.12

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301  
FAX: 03(3237)0287 TEL: 03(3237)0217 URL: members.aol.com/sengchoshofax  
受信料：月額500円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrryc@aol.com

### ◆在外被爆者の支払い命じた12・26長崎地裁判決を国側不服として控訴

昨年12月26日に長崎地裁が、韓国人元徴用工で被爆者の李康寧(イ・カンニョン)さん(74)の訴えを認め、韓国へ帰国後も被爆者援護法に基づく健康管理手当の支給を命じた判決(本紙前号参照)を国側は不服として1月8日控訴した。坂口厚労相は同日の記者会見で「大阪地裁判決(本紙338号参照)と同様の判決だったので控訴することにした。3月頃には(大阪)高裁の判決が出ると思っているので、それを踏まえて今後どうするかを決めたい」と述べ、4月をめどに在外被爆者への援護策の全体像をまとめる意向を示した。厚労省は、控訴理由について①原爆医療と切り離して健康管理手当のみ支給するのは制度の趣旨になじまない、②94年援護法制定の際、国会で在外被爆者も対象にした修正案が否決されている、③99年3月の広島地裁判決では国側が勝訴した、などと説明している。「李康寧裁判を支援する会」の岩松繁俊代表は同日長崎で記者会見し、「中国や韓国の被爆者は強制連行された上で被爆した。それなのに日本人と同じ扱いもせず、死ぬのを待つような政府の対応には怒りを覚える」と述べた。李さんは、平野伸人同会事務局長の電話に対し、「残念だが闘うしかない」と語ったという。日本原水爆被害者団体協議会(被団協)も田中照巳事務局長名で8日談話を発表し、大阪訴訟も含めて控訴を取り下げ、地裁判決どおり健康管理手当を支給するよう求めるとともに「すべての被爆者に援護施策が及ぶよう現行法を国家補償の法律に変える」ことを要求した談話を発表した。(1/8共同・時事、各紙夕刊、9毎日ほか、被害者・支援団体の抗議声明は、韓国の原爆被害者を救済する市民の会ホームページ[www.hiroshima-cdas.or.jp](http://www.hiroshima-cdas.or.jp)で)

### ◆小泉首相初の東南アジア歴訪。フィリピンの上院外交委員長らが謝罪と補償要求

小泉首相は昨秋予定され、同時テロのため延期されていた東南アジア歴訪を9日から開始、同日マニラを訪れた。これに先立ち4日フィリピン上院のオブレ外交委員長はアロヨ大統領に対し「小泉首相訪問時に戦後補償問題を解決すべき」と要請した。具体的には、①元「慰安婦」への公式謝罪と補償、②日本軍による強制労働被害者への賠償、③バターン死の行進で亡くなったフィリピン人兵士、市民への謝罪、④歴史教科書の記述訂正、などを日本政府に要求すべきというもの。報道によれば、アロヨ大統領がこれらの要求を行った様子はない。9日マニラ市内では元「慰安婦」や強制連行被害者らも加わった戦後補償を求める集会が開かれた。元「慰安婦」で補償請求訴訟の原告アナスタシア・コルテスさん(78)は「新婚間もなく日本軍に夫を殺され、私も7ヵ月拘束され“慰安婦”にさせられた。日本政府は補償を」と訴えた。また、アジア女性人権評議会などは小泉首相あてに公開書簡を送り、「女性のためのアジア平和国民基金」(国民基金)が昨年8月の「償い事業」終了後も政府開発援助(ODA)での資金提供を申し出ていることに反対し、日本政府の公式謝罪と国家補償を求めた。日本のODAによる環境や先住民の文化の破壊に対する抗議も目立った。10日付地元紙「マニラ・タイムズ」は「日本の首相を抗議で出迎え」と1面トップで大きく報じた。(1/5 マニラ新聞、9・10 時事・共同、各紙から)

⇒「国民基金」が韓国での「償い金」支給事業の延長を発表。21世紀も混乱必至か

「女性のためのアジア平和国民基金」(「国民基金」、村山富市理事長)は10日韓国での「償い金」支給事業の5年間の申請受付期限を迎えたが、韓国政府や被害者・関係者、世論の反発が強く支給が進んでいないため、期限を延長することを決めた。今後韓国の被害者や関係団体、政府などから再び強い反発が出るものと予想される。昨年6月にオランダ、8月にフィリピンで同事業を終了しており、期限延長は初めて。台湾も今年5月に期限を迎えるが、申請者が少なく同様の措置が取られる可能性が高い。「和解」を求めるはずの事業が21世紀も被害者・被害国との間で対立を深める事態が続くもよう。小泉首相は3月に再度の訪韓を予定している。(1/10朝日)

◆旧ユーゴ戦犯法廷ミロシェビッチ前大統領の本審理は2月から。ICCは今年夏設置へ

9日国連旧ユーゴ国際戦犯法廷(ハーグ)は、「人道に対する罪」などで起訴されているミロシェビッチ前ユーゴスラビア連邦大統領の第5回準備公判を開き、2月12日から本裁判を開始することを確認した。前大統領は99年のコソボ紛争に関する戦犯容疑のほか、91年のクロアチア内戦、92～95年のボスニア・ヘルツェゴビナ内戦での大量虐殺(ジェノサイド)などの容疑で起訴されているが、いずれの容疑も否認し、同法廷そのものが違法として弁護人選任を拒否して、これまで1人で反論してきた。12月21日には仏ストラスブールの欧州人権裁判所に同法廷の不当拘束を訴え、釈放を求めた。他方、国連の常設国際刑事裁判所(ICC)を開設するための条約批准国は先月までに47ヶ国に達し、今年前半にも発効に必要な60ヶ国に達する見通しとなり、夏頃にはハーグで開設される可能性が高まってきた。12月19日にハーグで開かれた準備会合でもオランダ外相が参加しようとしないう米国の批判したが、米兵が起訴されることを警戒する米国は当初から一貫して参加に消極的で、米国抜きでの設立になる可能性が高い。(12/22-26毎日、1/10朝日・毎日)

◆【2001年の受賞】：●「地方出版文化功労賞」(ブックインとっとり実行委員会主催)の特別賞を在日韓国・朝鮮人の証言集『百万人の身世打鈴(シヤクヨン)』(東方出版)が受賞。(10/21共同)●韓国政府文化勲章が朝鮮人強制連行の記録映画『百万人の身世打鈴(シヤクヨン)』の制作・上映に対し、映画監督の前田憲二さんに。今春韓国のKBSで放映され、全州映画祭でも上映された。(10/30朝日)●多田諱子人権賞が靖国合祀拒否訴訟・韓国人原告団(金景錫・李熙子さんら)、VAWW-Net Japanに。(12/13朝日)

【裁判情報】<報告>細菌戦訴訟が結審：12月26日東京地裁で731部隊細菌戦被害国家賠償請求訴訟が97年の提訴以来4年余、27回の公判を終えて結審した。判決期日は未定。<予定>●1月15日(火)13:30 東京府系裁判控訴審判決、東京高裁809号。●1月16日(水)11:30 日鉄供託金裁判第5回公判、東京地裁606号(集会後、法務・厚生省に抗議)。

【編集部より】今年もよろしくお願ひします。①今年も「読者と編集部が選んだ戦後補償実現2001年10大ニュース」を募集します！ 昨年の内外のニュースの中から重要と思われるニュースを10本選んで、FAXかEメールでお送り下さい。締切=1月20日、発表=1月26日予定。②昨年11・12月にEメール版の発信に一部トラブルが発生し、ご迷惑をおかけしました。ようやく原因突き止めましたので、今後は問題ないと思われまふ。その関係で受信料請求が遅れていましたが、再開します。Eメールで受信が途切れていた方はお知らせ下さい。不着分受信料を免除し、定期受信の期限を繰り延べます。③今月よりFAX、Eメールでの受信料を月額500円に引き下げました。よろしくお願ひします。

2021. 12. 27. J. T.

# Government must pay Korean hibakusha

## Court rules A-bomb victim who left Japan is entitled to medical benefits

**NAGASAKI (Kyodo)** The government was ordered Wednesday to pay a South Korean survivor of the 1945 atomic bombing of Nagasaki a total of ¥1.03 million in health care allowances.

The ruling covers allowances the government failed to pay the man after he left Japan following a brief stay for treatment in 1994.

The Nagasaki District Court ruled in favor of Lee Kang Young, 74, who claimed that the 1994 Atomic Bomb Victims Relief Law does not stipulate that A-bomb survivors, or hibakusha, living outside Japan are excluded from receiving such benefits. He had demanded ¥4 million in compensation.

This is the second time the nation's courts have ruled that medical payouts be awarded to A-bomb victims who have left Japan. In June, the Osaka District Court ordered the prefectural government to pay another South Korean, Kwak Kwi Hun, 77, around ¥34,000 per month from August 1998 to May 2003 in medical allowances.

Koichiro Tatsuta, Lee's attorney, said Wednesday's ruling was "totally natural" and at the district court level, at least, a trend has been established toward recognizing medical allowances for A-bomb victims living overseas.



LEE KANG YOUNG (left), a South Korean citizen demanding that the central government pay his medical expenses resulting from the atomic bombing of Nagasaki, protests with supporters Wednesday at the Nagasaki District Court. KYODO PHOTO

"The government should swiftly review its inhumane and irrational policies toward hibakusha overseas, and of course, should not appeal this ruling," he said.

According to Lee's lawyer, Lee visited Japan in July 1994 to undergo treatment for dia-

betes and other sicknesses and was given a government certificate confirming his status as an A-bomb survivor. The government also decided to provide him with health benefits for three years.

However, the government stopped extending Lee health

benefits through the Nagasaki Municipal Government after he returned to his home in Pusan three months later after treatment in Japan.

Lee was exposed to radiation while working at a munitions factory in Nagasaki when the United States

dropped an atomic bomb on the city Aug. 9, 1945.

Lee accuses the Japanese government of not respecting the 1994 law for A-bomb survivors, but instead following a health ministry order to local authorities issued in 1974.

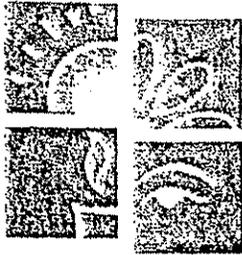
The order, issued by the then Health and Welfare Ministry's public health bureau chief, says the law does not apply to A-bomb survivors once they stop living in Japan.

The Health, Labor and Welfare Ministry says the law does not apply to overseas A-bomb survivors as it is a social welfare law covering only people residing in Japan.

Lee said he is not fighting the Japanese government for money but in defense of the human rights of the more than 5,000 overseas survivors of the atomic bombings — about 2,300 in South Korea and 3,000 in China, North Korea, the United States and Brazil.

Lee has called on the government of Prime Minister Junichiro Koizumi to nullify the 1974 order, paving the way for overseas A-bomb survivors to get the same benefits as survivors in Japan.

The ruling came after health minister Chikara Sakaguchi announced Dec. 18 that Japan will help overseas A-bomb survivors visit Japan to undergo treatment beginning in fiscal 2002.



# 「国際裁判法廷」ハーブ裁判決報告集会

日時:2001.12.22 pm1:30~3:00

会場:社会文化会館

主催:VAW7-NET シマパン

## 【プログラム】

### 第一部 「国際裁判法廷」報告

- 1:30~1:40 挨拶と全体的な報告 …… 松井やより
- 1:40~2:00 ビデオ上映
- 2:00~2:10 演題図から …… 川口和子
- 2:10~2:25 判決報告(判決の構成と経緯) …… 葉澤晴
- 2:25~2:35 「日本人慰安婦」を中心としたビデオ上映
- 2:35~2:50 国際法の視点から判決評価 …… 阿部浩己

—休憩(15分)—

### 第二部 「法廷」の争論 — 勧告をどう実現していくか —

- 3:05~3:20 裁判官、首席検事長からのビデオメッセージ 司会:阿部浩己
- 3:20~3:30 今回の勧告構成 …… 横田謙一
- 3:30~3:40 勧告評価  
教科書記述、国民基金を中心に …… 西野瑞洋子
- 3:40~3:50 勧告評価  
映像記録と記録の保存を中心に …… 池田憲昭子
- 3:50~4:00 勧告評価  
NHK 裁判の覆滅と歴史認識の問題 …… 松井やより
- 4:00~4:45 会場討論

### 第三部 「法廷」を支え乏人々への慰問

- 4:45~4:55 慰問の言葉
- 4:55~ 事務局長からのお知らせ (出展物の案内、NHK 裁判支援の呼びかけ)
- 5:00 閉会

集会を妨害した場合には直ちに退場していただきます

### 1 思想としての民衆法廷

- ・女性国際戦犯法廷は「模擬法廷」ではなく、「本物の法廷」！ (67)
- ・国際法は主権をもつ市民／民衆のものなので、国家（政府）が本来果たすべき法的義務を果たさないとき、市民／民衆が事案に介入し、その実現をはかることができる。→「直接行動」の思想…法廷の管轄権はアジア地域の民衆によって与えられたものである (70) →国際法を市民の側に取り戻す営み

\*裁判は強制されるところに本質があるのではない。紛争の解決に資する、法と事実の有機的確認こそが裁判の重要な要素。こうした役割は、権威ある専門家によって構成された民衆法廷であっても十分に担える。

### 2 「判決」が生み出したもの

#### (1) 国際法の基本的価値の再確認とその再ジェンダー化への道筋

- ・戦時においても許されぬ重大な犯罪を再確認
  - ・人道に対する罪、奴隷制禁止規範の歴史的発展とその法解釈を、ジェンダーの視点に立って詳細に展開
  - ・犯罪的行為については、平和条約を通じた国家間の政治的取り引きによって免責されないことを確認

#### (2) 被害者の尊厳の回復への道筋

- ・被害者の主張に真摯に耳を傾け、その主張を事実として公的（司法的）に承認。
- ・被害者が求めているものが何であるのか（謝罪、賠償など）を見定めた (463 以下) うえて、日本政府に、国家責任の解除を指示。
- ・今日に引き続く「継続的侵害」を強調。この関連で国内法廷での日本政府の主張／原告の訴えを退ける裁判判決／女性基金を、「継続的侵害」の例と見る。

#### (3) 歴史の修正の阻止

- ・日本軍性奴隷制の実態を詳細に検討し、その事実を認定。
- ・奴隷制としての本質、人種／性差別的側面等、日本軍性奴隷制の「構造」を分析

#### (4) 復讐の連鎖を遮断

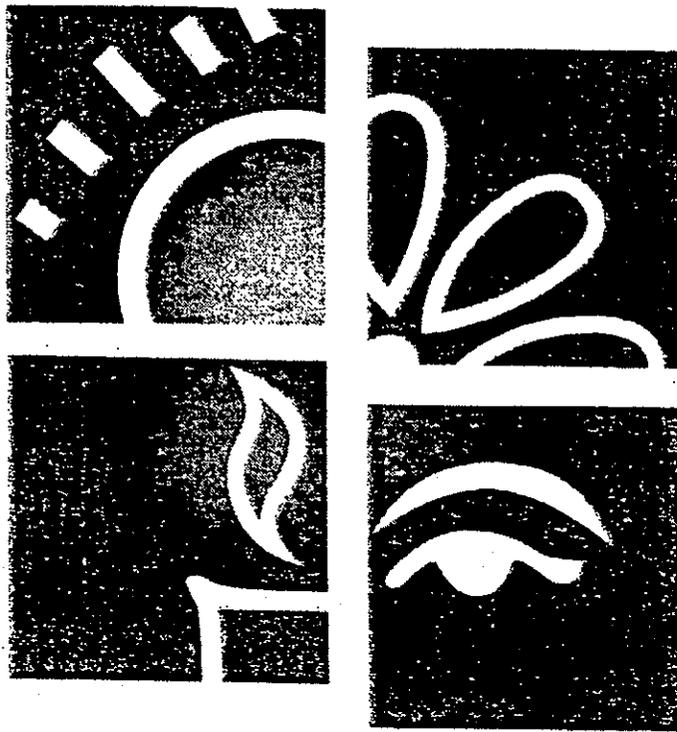
- ・個人の刑事責任と日本政府の責任を明確化（責任の所在がどこにあるのかを明確化）し、復讐の連鎖を生み出しやすい「集団責任」の概念を排除。

### 3 「判決」をどう生かしていくのか

- ・「法廷」は、適用されるべき法の姿を示し、事実を認定。この成果は歴史に刻まれていく。
- ・政策決定過程をいかに変えるか…ジェンダーと市民の利益の視点を政策決定過程に入れ込んでいく。（男性／支配エリート主導の政策決定過程の変革）  
→政治への積極的参画。人権闘争は政治過程そのものであることを確認
- 司法過程への効果的な参画の道を探る（核兵器使用の違法性を検討した国際司法裁判所勧告的意見の例…精類。意見書の提出。人間の鎖）。司法制度・法学教育改革の機会を利用
- 国際的な人権救済申立を可能にする個人通報手続（4つの人権条約に具備）と国際刑事裁判所規程を受諾するよう、市民運動の力を傾注

日本軍性奴隷制を裁く

「女性国際戦犯法廷」



ハーグ判決概要

2001年12月4日

# ハーグ判決概要

2001年12月4日

日本軍性奴隷制を裁く「女性国際戦犯法廷」の判事によって口頭で申し渡された判決文

VAWW-NETジャパン仮訳  
無断転載禁止

## 序文と裁判の背景

### 沈黙の歴史を破って

1. これより判事たちによって、判決内容の概要が読み上げられる。
2. 東京で開かれた日本軍性奴隷制を裁く「女性国際戦犯法廷」(以下「法廷」)では、7組の検事団と2人の首席検事によって、35人のサバイバー(被害者)証言をふくむ多くの証拠が提出された。今日発表される完全な公式判決は240頁を越えるものである。サバイバーたちによって語られたすべての体験を、今日ここで捉えることは不可能であることを強調しておきたい。またこれから読み上げる文章は判決の一部を成すものではなく、判決自体は書記局からいずれ配布される。
3. 1990年代初頭、女性たちが50年近くにわたる苦痛に満ちた沈黙を破って、彼女たちが1930年代・40年代にアジア太平洋地域で日本軍性奴隷制の下で被った暴虐に対する謝罪と補償を求めた。「慰安婦」と婉曲的に呼ばれ犠牲となったサバイバーたちは、彼女たちがいかに暴力、強制、欺瞞によって徴集され移送されて、前線を含む日本軍が駐屯したいずれの地域にもあった「慰安所」、より正確には性奴隷制施設に監禁されたかを語るために立ち上がったのである。
4. こうしたサバイバーたちの勇気が性暴力のほかの被害者たちを鼓舞し、彼女たちも自分がこうむった犯罪について声をあげるようになった。きわめて異例なことに、元「慰安婦」たちは、女性の人権のためのより大きなグローバルな運動の台頭に実質的な貢献をしたのである。

### 裁判の経過

5. 本「法廷」は、2000年12月8日-10日の審理で、サバイバー、専門家、加害者の証言を受理した。2000年12月12日に、「法廷」は認定の概要を発表した。「法廷」での審理には、64人のサバイバーが参加した。
6. 「法廷」は、締結国が正義を遂行する責任を果たさなかった結果として設立された。この不遂行に対する

当初の責任は、第二次世界大戦の連合国が、1946年5月から1948年11月まで東京で開かれた極東国際軍事裁判(以下東京裁判)において、日本の責任者たちを性奴隷制の証拠があったにもかかわらず訴追しなかったことに求められる。

- 7.しかしながら、主たる責任は過去56年間にわたり、この犯罪に対し訴追も、公式の完全な謝罪、補償も、そのほかの実効ある救済措置もまったく行なってこなかった日本政府に存し続けている。
- 8.判事たちは、この「法廷」で日本の人々が裁かれるのではないことを強調する。国際人道法違反に対する個人の責任は、集団的罪過に帰せられることはない。本「法廷」はこの重要な原則から逸脱する意図を持たない。
- 9.この「法廷」は「慰安婦」に対して犯された犯罪を完全に償ってこなかったことによって、彼女たちの声を抹殺することが許されてはならないという確信から設立された。これは民衆法廷、グローバルな市民社会の声によって発案され、設立された法廷である。「女性国際戦犯法廷」は他の民衆法廷と同様、「法は市民社会の道具であり」、独自に機能しようが、国家と結びついて機能しようが、政府にだけ属するものではないという理解の基に立っている。
- 10.民衆法廷は刑の宣告をしたり、賠償を命令することはできないが、その法的判断と道義的権威の重みによって勧告を行なうことができる。日本政府が自らもっとも恥ずべきなのはこうした犯罪についての真実を明らかにすることにあるのではなく、犯罪に対する完全な法的・道義的責任を認めないことにありと悟ることが望まれる。

#### 共通起訴状と国家責任に関する適用

- 11.検事団は、7つの国別起訴状と一つの共通起訴状を提出した。共通起訴状で検事団は、「法廷」憲章第2条に基づき、人道に対する罪、とくに強かんと性奴隷制の罪によって以下の被告人を起訴した。天皇裕仁、松井石根、畑俊六、寺内寿一、板垣征四郎、東条英機、梅津美治郎、小林躰造、安藤利吉。
- 12.共通起訴状の訴因1と2において、検事団は被告人たちを「慰安婦」制度として知られ、日本軍によって設けられ維持された性奴隷制に基づく人道に対する罪の刑事責任で起訴している。共通起訴状の訴因3において、検事団は天皇裕仁と山下奉文を、1944年11月23日から24日にフィリピン、マニラの女性たちに対して犯された集団強かんに関して、人道に対する罪としての強かんも起訴している。
- 13.刑事的起訴状に加えて、「法廷」検事団はさらに、「法廷」憲章第4条によって認定された原状回復と賠償の適用の要求を提出した。その適用において検事団は、日本国が国際的な違法行為に対して国際的な責任を負うことを主張し、日本国からこのような犯罪行為の結果、女性たちが被った被害、および日本が加害者を処罰し賠償する義務を怠っていることで被り続けている被害に対する賠償を求めている。

#### 日本に対する通知と弁駁の考慮の経過

- 14.「法廷」書記局は、日本の総理大臣に2000年11月9日と2000年11月28日に本件手続きについて通知し、日本国の代表が参加するよう招請状を送った。判事たちは日本政府がこの招請に応答しなかった

ことを遺憾とする。

#### 東京裁判の継続としての東京「法廷」

15. 共通起訴状を裁定するにあたり、この「法廷」は、「慰安婦」制度とマバニケでの集団強かんを起訴あるいは裁定をしなかった東京裁判とアジア太平洋地域で開かれた他の軍事裁判の継続として開かれている。戦後、開かれた東京裁判などの軍事裁判で裁かれた被告人たちに関して、本「法廷」はその審理をこれら戦後の裁判の延長として行なう。

#### 被告人

16. 本件の被告人は、戦争中の日本政府と軍の最高の位置を占めていた者たちである。
17. 1937年から1945年まで、昭和天皇裕仁は、日本国の元首で日本軍の最高司令官であった。
18. 安藤利吉は第21軍司令官であり、1940年10月からは南支那方面軍司令官であった。彼はまた台湾軍司令官かつ台湾総督も務めた。
19. 畑俊六は異なる時期に次のような役職を務めた。台湾軍司令官、中支那派遣軍司令官、支那派遣軍総司令官、および陸軍大臣。
20. 板垣征四郎は陸軍大臣であり、よって天皇に対する直屬の責任を負っていた。板垣は支那派遣軍総参謀長に任命された。また彼は朝鮮軍司令官をも務めた。
21. 小林躰造は台湾総督として、また後には政府閣僚として、天皇への上奏を行っていた。
22. 松井石根は日本陸軍の古参将校であり、大将にまでなった。松井は上海派遣軍と中支那方面軍司令官の地位に就いていた。松井は南京を侵略した陸軍の司令官であった。
23. 寺内寿一はさまざまな時期に、北支那方面軍の司令官、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ティモール、ビルマにおける南方軍総司令官だった。彼はまた陸軍大臣であり、また後には教育総監にも任命された。
24. 東条英機は、関東軍の参謀長、のちに陸軍次官となった。東条はまた陸軍参謀総長、総理大臣、陸軍大臣、内務大臣も務めた。
25. 梅津美治郎はさまざまな時期に、陸軍次官、第一軍司令官となり、関東軍司令官ついで参謀総長であった。
26. 山下孝文は第14方面軍司令官であった。この地位にあって彼は、マバニケ地域を含むフィリピンにおける日本軍を指揮したのであり、その行動に責任を有している。

## 事実の認定

### 受理した証拠の概要

27. 前述のように、35名のサバイバーが直かに証言またはビデオ証言を行なった。判事たちは、証言を行なった各証人が信頼できると認定し、またその証言は信頼性があり信じるに値するものとして受理する。これらサバイバーたちが今なおその経験によって深く傷ついていることが、証言の間明らかであった。そこで私たちは、サバイバーたちが見せた苦痛が、証言した体験の真実性と正確さを示すさらなる証拠であると考えている。
28. サバイバーの証言ならびに元日本軍人たちの告白、日本の国家による自認、専門家証言、性奴隷制に関する国連特別報告者からの複数の報告、および東京裁判の判決に含まれる証拠資料に加えて、判事たちは選定された他の証拠文書も検討した。今日ここではすべての証拠を網羅する意図はない。代わりに、昨年12月の「法廷」で行なわれた証言の一部を例に挙げることにする。

### 「慰安婦」制度の展開と運営

29. 「慰安婦」制度の展開と運営に関する認定事項について、検事団が私たちに示した証拠に基づいてここで述べる。認定の背景として、私たちは東京裁判の判決の関連認定事項に依拠してきた。なかでも特に、日本政府・日本軍がアジア太平洋地域を支配する目的で、各占領地域で一貫して様々な残虐行為を行なったという認定である。占領地域全域にわたり民間人および民間人被抑留者の虐待は大規模かつ広汎であり、殺人、拷問、強かん、強制労働、非人道的環境での監禁がもっとも一般的な残虐行為であったと思われる。

### 「慰安婦」制度の起源

30. 日本軍は、最初のいわゆる「慰安所」を1932年に、満州から中国への陸軍の動きと呼応して、中国に設置した。軍性奴隷制は、1937年12月の南京侵攻前後に生じた事件と関連して制度化されたが、この南京占領は、あまりの残虐さのゆえに「南京大虐殺(Rape of Nanking)」として知られることになった。松井大将の率いる部隊は、南京に近づくとつれて、殺人、拷問、強かんその他の性暴力を驚くべき規模で犯したのである。
31. 非情な逆説だが、「南京大虐殺(Rape of Nanking)」は、性奴隷施設の制度化を促す大きな契機であった。すなわち、その施設の目的は、高度に規制され制度化された性施設のシステムで、南京市内で横行していた強かんに代わるものと称したのである。

### 性奴隷制の制度化

32. アジア太平洋戦争の間、日本軍はその兵士たちに性的サービスを提供するための施設を設置し続けた。日本政府・日本軍は様々な理由から「慰安所」を巨大な制度へと確立し、拡大した。「法廷」に提出された

証人によると、「慰安所」の設置理由は、第一に日本軍への性病感染の防止であり、第二は、日本軍の侵攻と支配に伴い、日本兵の民間人女性に対する、大連で無差別の暴団強かんによる反日感情に対策を講じるためであった。この他にも、「慰安婦」制度設立の理由があることを当該証人は示している。「慰安婦」制度とはすなわち兵士たちを「慰安」することであり、陰惨で過酷で専横的な軍紀と戦況に耐えなければならなかった兵士たちに対し、鬱積した感情・緊張・欲求不満のはけ口を提供するという理由であった。もう一つ、当該証人から浮かび上がってくる理由は、日本兵が戦地の売春宿に行なった場合にありうる軍機密の諜報と漏洩を阻止し、その可能性を未然に防ぐためであった。日本軍は軍機密保持の「最善」の策は、軍自身の慰安所を設置して定期的監視と監督を行なうことだと日本軍は考えていた。

33. 日本軍は、性奴隷制を拡大して、兵士 100 人当たり「慰安婦」1 人という軍の方式を満たす人数の女性の確保を図る際に、植民地を少女や女性の供給源と考えた。
34. 台湾では台湾拓殖株式会社という企業と台湾総督と警察を含む現地政府の助けを得て、女性を徴集した。このように、日本政府と民間企業は、協力して中国における「慰安婦制度」に積極的に参入してこれを維持し、「慰安所」のため台湾女性を調達した。
35. 台湾人サバイバーの証言が具体的に示すように、中国・台湾の「慰安所」への女性や少女の調達は、日本軍が監督し、直接に関与する場合もあった。
36. 林沈中は強制的に「慰安婦」にされたとき 16 歳だった。工場(駐屯部隊)で一纏に働いていた知人 3 人とともに、近所の家に拘禁され、日本人上司から仕事に遅れては困るとの名目で帰宅を許されなかった。林沈中は次のように証言している。

駐屯地で 3 か月近く働いた後、ある日、副隊長の成田軍曹が洞穴の入口まで私を連れて行って、そこで待つように言いました。1 人の日本兵が現われて、性的サービスをせよと言いました。私は頑強に抵抗しました。でも、その日本兵は「ここに働きに来た以上、これもおまえの仕事のうちだ」と言いました。彼はお金も払わず自分の性的要求に私を従わせました。毎日、私たち 6 人はこの洞穴に 1 人ずつ連れていかれ、毎晩 5 人もの兵隊の相手をさせられました。その都度、30 分の休憩を取りました。私たち 6 人は洞穴の入口から 10 メートル入ったところに置かれた 1 台のベッドで、交代で性の相手をさせられました。……こんな苦しみに対して私には毎日泣くことしかできませんでした。
37. 「慰安婦」として苦しめられていた間、林沈中は 3 度妊娠した。彼女は日本軍の軍医に妊娠を報告しなければならず、その都度中絶が行なわれた。日本軍が去った後、彼女は自分の村に戻った。
38. 何万人もの朝鮮人女性と少女たちが、欺瞞や強制などの手段によって性奴隷制に余儀なく組み込まれ、強かんその他の性暴力を受け、非人道的環境の「慰安」施設に監禁された。朝鮮の女性や少女たちが「慰安婦」の大半を占めていた。証人の金吾子は、強制的に「慰安婦」にされた朝鮮人女性の 1 人であった。
39. 朝鮮の金福童は、1941 年、15 歳の時に、村長が家族に彼女を挺身隊へ働きに出すよう強要し、母親に対し書類に捺印を命じた。日本人が彼女を軍用トラックで広東の病院の建物に連れていったと、彼女は証言した。彼らは金福童を「慰安所」で働かせた。彼女は次のように証言した。

ふつうは 1 日に兵隊 15 人が来ました。でも、週末には 50 人を超えることもよくありました。下士官兵は

正午から午後5時までで、土曜日は午前8時から午後5時まで、日曜日は憲兵が慰安所の検査にやってくる午後5時までには帰らなければなりません。将校は午後7時過ぎにやってきます。その多くは泊って帰りました。私の膣が腫れ上がって挿入しにくいと、兵隊たちはコンドームに軟膏を塗って無理やり挿入しました。私が生理の始まったのに気づかないでいるうちに経血を見つけた兵隊は、怒って私の顔をびんたし、体も殴りつけるのが常でした。

40. 兵隊たちはコンドームを使うことになっていたが、使用しない者も多かった。そのため多くの「慰安婦」は、繰り返し強かんされた結果、妊娠した。妊娠中の女性ですら性的要求の拒否は許されなかった。

41. 本「法廷」に提出された事実が疑いを超えて実証しているのは、この女性や少女たちが物理的に不法に拘留・監禁されたことである。様々な地域で共通していたのは有刺鉄線がはられ、武装監視員がいたことだった。逃亡を図って失敗したものは、懲罰のため、同時に他の逃亡の試みを抑止するため、捕まった際に過酷をきわめる拷問と恥辱にさらされたことを、サバイバーの証言が立証している。

42. また、サバイバーの証言が示唆するのは、場合によって女性たちが物理的に逃亡を規制・妨害されない場合でさえも、物理的・心理的・輸送上の障害が移動を抑制する作用をしていた。多くの場合、女性たちは自分の家からはるか遠方に移送された。多くの性奴隷施設は前線やその近くに設置された。女性たちは現地の言葉が話せない場合が多く、また、道中の安全を確保する資金も一切持っていなかった。韓国人、宋神蓮の証言がその状況を要約している。

私は自分がどこにいるのかも分からなかったし、言葉も話せないし、一文無しで、汽車の乗り方も知りません。それに周囲は兵隊が取り囲んでいましたから逃げることなど不可能でした。それでも、兵隊たちが私の部屋に入ってくると恐怖にかられ、私は大声で叫んで走って逃げようとした。すると、支配人は鼻血が出るまで私にびんたを加え、食事を抜き、狭い部屋に監禁しました。逃げおさせることは不可能で、泣きながら、私は兵隊たちの性的欲望の道具に使われたのです。

43. フィリピンでは、1942年の日本軍統治の開始に伴い、日本軍が性奴隷施設をフィリピンに設置した。これらの「慰安」施設は、司令官から必要な許可を受けた日本の民間人が経営した。「慰安所」の経営者は日本軍の発布した規則や法令を守らなければならなかった。

44. 1944年8月、15歳だったマキシマ・レガラ・デラ・クルーズは、フィリピンの「慰安婦」制度のサバイバーで、本「法廷」でビデオ証言を行なった。日本軍兵士が自分の町の路上で母親と彼女を力づくで捕らえ、付近の家に連行したと述べた。そこで母と2人は1つの部屋に監禁され、毎夜別々にされて、それぞれ繰り返し強かんされた。マキシマ・レガラ・デラ・クルーズは次のように経験を語った。

[1人] 日本兵が私の部屋に入ってきました。彼は私にベッドに横になれと命じました。拒否すると、力づくで裏かされました。私は悲鳴をあげながら抵抗しましたが、彼はサーベルを抜いて私に突き付けたのです。恐ろしさの余り私は声もでません。それから彼は私をベッドに押し倒し、強かんしました。私は大声で助けを求め、その兵隊に止めてと訴えましたが、彼は断えに耳を貸しませんでした。性的虐待を受けたその最初の時以来、私は極端に神経質になりました。サーベルで武装した日本兵が部屋に入って私に触れる度、私は気を失ってしまうのが常でした。それで私は、強かんされた回数が正確に思い出せないのです。それでも、強かんされたのは分かりました。身体中が痛み、特に陰部が痛かったからです。

45. マキシマ・デラ・クルーズとその母親とは、「慰安所」に3か月間閉じ込められた。1944年10月のある日、兵隊たちが戸の鍵をかけなかった時、2人は逃亡し、とても弱っていた母親のために助けを得た。さらに助けってもらって家族のもとに戻り、そこで家族と再会した。

46. マレーシアでは、フィリピンと同様に、「慰安所」が日本軍によって厳重に規制されていた。特に、性病の感染防止に医療措置が不可欠だと考えられていた。マレーシアのロザリン・ソウは、ある晩、1943年12月のマレーシア侵攻の直後、彼女が24歳の頃に、日本兵たちが彼女を家から連れだし、子どもたちから引き離されたと、ビデオで証言した。兵士たちは、彼女を村の他の女性たちと一緒にトラックに載せ、マレーシアのペナンの「慰安」施設に連行した。この施設は、年輩の日本女性が経営し、他に中国人、マレーシア人、ユーラシアン系の女性たちがいた。彼女は「ハナコ」という日本名をつけられた。強かんの結果、妊娠して男(女)子を生んだ。マレーシアでは中絶が認められなかったためだが、出産後すぐに「慰安所」に戻らなければならなかった。ロザリン・ソウは戦争終結後に家に戻って子どもたちの養育に当たった。

47. 日本軍は1942年のインドネシア侵攻後、インドネシアにも「慰安所」を設置した。日本軍は、現地の多くのインドネシア人やオランダ人の多くの少女や女性を、性的に利用し、虐待する目的で、強制的に「慰安」施設に拘禁した。インドネシア女性の多くは現地で性奴隷にさせられたが、一部は外国に送られた。

48. インドネシアの証人の1人、スハナは述べている。1943年、彼女が17歳の時に、6人の日本兵が家の裏庭にいたスハナに近づき、学校が続けられる仕事をしないかと申し出た。彼女は申し出を断った。すると、髪の毛を引っ張られ、ライフルを突き付けられて、ジープに押し込まれ、2キロメートル離れた「慰安」所に連行された。拉致から3日後、スハナは健康診断のあと、日本兵に強かんされ、彼の性的攻撃に屈することを拒否すれば、鞭打たれた。彼女は1日に少なくとも3人の兵士に性的サービスを強制された。検診に当たる軍医にまでそれを強制された。彼女に対する性暴力は、残忍で屈辱的な扱いを伴うのが常だった。性病に感染したためそれ以上男たちに性的サービスができなくなると、スハナはようやく帰宅を許された。

49. 1942年、日本軍のインドネシア侵攻に続き、日本兵たちはオランダ系インドネシア住民を男・女・子ども別に強制収容所に抑留した。ヤン・ルフ=オヘルネは奴隷化されたオランダ女性の1人で、当時19歳だった。将校たちがこうした若い女性たちを、高い塀に鉄条網をめぐらしたオランダ人の大きなコロニアル式の邸宅に連行した。女性たちはそれぞれ個室が与えられ、日本軍人高官の求めに応じて性的サービスを提供しなければならぬと聞かされた。女性たちは抗議し、泣き叫び、拒否した。ルフ=オヘルネは、毎日のように日本人将校たちによって次々に容赦なく強かんされると証言した。最初の夜の経験を、ルフ=オヘルネは次のように述べている。

私たちは皆処女でした。……私は修道女になろうと思いました。……私たちは日本の名をつけられました。この日本名は皆、花の名前でした。……彼は私をテーブルの下から引きずり出しました。そこで、すぐ私は蹴飛ばして抵抗しました。でも、男の力は強かったのです。彼は私を寝室に引きずり込みました。寝室でもまた彼に刃向って争いました。……彼は私をベッドに投げ出すと、私の着ているものを全部引きむしりました。彼は刀を私の体に這わせました。首から下半身に、両脚に、指がねずみにするように、私をもてあそんだあげく、ついに私を強かんしたのです。

50. 1942年の東デモールの侵攻に続き、日本軍はデモール人女性とインドネシア系女性を強制的に性奴隷施設に拘禁し、性的に使役した。

51. 証人、エスメラルダ・ポエは、東ティモールの自宅近くの野原から日本兵に拉致された時、まだほんの子どもだったと、「法廷」で証言した。彼女は捕われた時の年齢は分からないが、まだ初潮前だったこと、胸がふくらみ始めたころだったことを思い出した。日本兵が彼女を一軒の家に連行すると、「シミムラ」という名前の隊長が彼女を強かんしただけでなく、異常性行為に及んだ。日本軍の犯した性暴力による最初の悲惨な経験を、彼女は次のように述べている。

彼は服を脱ぎ、私の服を脱がせました。あまりに幼かったので、彼が何をしようとしているのか、私にはまったく見当が付きません。それから、彼は自分のベッドに私を押し倒して、強かんし始めたのです。……彼は、私の膣だけでなく肛門にも交わりました。

52. 彼女は帰宅を許されたが、日本兵が毎晩家にやってきて彼女をシミムラの家に行き、シミムラか他の日本人司令官 2 人に対して性的サービスさせた。これは 3 年間続いた。エスメラルダ・ポエの両親は、娘の身の上で起こっていたことを嫌悪していたが、敢えて抵抗しなかった。娘を行かせなければ命はない、と日本人たちが両親を脅したためである。日中、彼女は日本人のために畑や森で必死に働いた。ちゃんと働かないと、殴打やその他の懲罰を受けると脅迫されたのである。

53. もう一人の東ティモールのサバイバー、マルタ・アブ・ベレも、日中はマラボロの森に連れ出されて他の女性数人と木の伐採をし、夜になると日本兵の家々に連行されて、多い時は一度に 10 人の兵士から輪かんされたと、当「法廷」で証言した。彼女も他の女性たちも動物並みに扱われ、両親たちは娘を日本兵の家に行かせないと殺すと脅されていた。マルタ・アブ・ベレは法廷証言の他、その苦難について「法廷」に提出した文書で次のように語っている。

夜、日本人が……私の部屋に入ってきました。その時は私はまったく何も知りませんでした。服を力づくで剥ぎ取られ、ベッドに押し倒されました。10 人の相手をさせられました。まるで動物並みの扱いでした。彼らは私に、泣きわめくな、言うことを聞かないと殺す、と言いました。朝になると、痛くて歩けません。……日中は 4、5 人に奉仕しなければなりません。彼らは部屋に入るときは平服で、銃器はしまっており、彼らに 3 か月奉仕しなければなりませんでした。

54. マルタ・アブ・ベレは、両親が日本軍司令官に対し、娘は病弱でこれ以上「慰安所」にいられないと説得することに成功し、「慰安所」から出た。

55. 最後に、日本軍は日本人「慰安婦」も徴募した。女性の募集は厳重に規制されていた。日本人「慰安婦」の多数は元売春婦だったが、相当数のその他の日本人の女性や少女もまた強制的に性奴隷にされたことを、証言は示している。以前売春婦だったか否かを問わず、日本人女性の多くはアジア全土の女性たちと同じように徴募され、結局「慰安婦」として性奴隷にさせられたのである。

#### マバニケでの強かん

56. 1944 年 11 月 23 日、日本軍はマバニケ村を攻撃し、村の無差別破壊の一環として推定 100 人の女性を組織的に強かんした。この攻撃で村は燬滅され、家々は略奪されて焼き尽くされ、男性たちは公衆の面前で拷問され虐殺された。兵士たちは村中の若い女性と 10 代の少女たちを、見つけた限り残らず、強かんした。年長の女性の多くもまた強かんされた。バージニア・ブラウン・マナラスタスは、「レッド・ハウス」(赤い家)に連行されたとき、いとこと他の少女が一緒だった、と証言した。兵士たちが彼女たちを引きずりこんだのは「赤い家」の別々のところだったが、彼女には自分と同じように他の人たちが叫ぶ声や泣く声、

平手でたたかれる音が聞こえた。兵士の中には頭に布の袋をかぶって、顔を隠していた者がいたことも証言した。

57.一部の証人は、家族や隣人が拷問にかけられたり殺されたりする場面を見たと言った。タルシラ・マンガブナン・サンバンは、父親が性的拷問を受けるのを目撃させられた。「父は村の他の男たちから別にされました。それは彼一人だけでした。彼らはげんこつで父を殴り続け、服を脱がせました。そして父のペニスを切り取りました。私の目の前で彼らが父の肉体を切り刻む間、私は父が血まみれでそこに立っているのを見続けたのです。あの人たちは父に自分の肉を食べさせました。父が私の目の前で責め苛まれている有り様を見ている間、私はなすすべもなく立ちつくしていました」。この事件について、他に数人の証人が証言した。

### 軍性奴隷制の特色

58.判事たちは、日本の軍性奴隷制が、アジア太平洋地域全体にわたる日本の侵略戦争に標準的な不可欠の要素であったと認定する。また、判事たちは、同地域の少女と女性たちが拉致・徴集・強制、あるいは欺瞞的手段で連行され、強制的に軍性奴隷制の中に組み込まれたと認定する。一度奴隷化されると、この少女や女性たちは継続的に強かんされ、時として輪かんその他の性暴力や拷問を受けた。その生活環境は悲惨なもので、食物は乏しく、プライバシーが皆無で、非衛生的だった。

59.年若い少女たちや未婚女性たちの大部分が、強かんされた最初の時に処女を失った。施設に拘禁されている間容赦のない暴力と強かんが加えられた結果、意図的か偶発的かを問わず、妊娠や中絶、流産、妊娠能力の喪失、性病、性器切除といった生殖に関するさまざまな被害をこうむった。強かんされ、奴隷状態の中で受けた殴打、刺傷、火傷、性的拷問は、非常な痛みと苦しみをもたらした。同様に、女性たちが強制された屈辱的な検診も、大きな苦痛を与えた。こうした虐待状況は、深刻な情緒的・心理的障害も引き起こした。すさまじい拘禁状態のために、しばしば栄養不良や疾患、病氣、死を招いた。多数の女性や少女たちはこうした状態や酷使に耐えて生き残れなかったか、意図的に殺された。

60.その開設時から、日本軍は「慰安婦制度」管理の包括的規定を発令した。性感染症の予防と特定を目指す保健衛生規定がその中に含まれた。その他、「慰安婦」として使役するため選定すべき女性の種類や、課的にする被害者の年齢層、「慰安所」の条件を示す詳細な規定、「慰安婦」が守るべき詳細な規則が定められた。また、兵士たちに期待される適正な態度を規定で示すとともに、「慰安婦」は料金を払った軍人のみが利用可能であるべきことと、その確実な実施のため広く切符制度を導入すべきことを求めた。

### 誰が「慰安婦」であったか？

61.日本軍は自らの性奴隷制のために、社会の中で最も弱い人々を餌食にした。この人々は、年齢、貧困、階級、家族における地位、教育、国籍、民族的背景が理由で、欺瞞の手にきわめて落ちやすいか、さもないれば奴隷制の罠に陥りやすかったのである。この女性たちは、主に日本に占領され併合された地域の出身で、大多数が貧しい農村地域からだった。

62.事実、きわめて多くの「慰安婦」が、連行されて性奴隷制に押し込められた時は少女だった。「法廷」で証言した証人の1人、トマサ・ディオソ・サリノグは12歳のとき連行された。大多数は奴隷にされたとき20歳

未満だった。すでに、あまりにも多くの犠牲者が死亡したため、この女性たちが奴隷化された時の平均年齢を正確に述べることは不可能である。つまり、奴隷化の時点で年長の女性であれば、今日まで生き延びる可能性は低くなるからだ。それでもやはり、証拠は目を見張るものがある。証人の多くが、自分自身未成年であったことを証書し、他にも未成年の少女たちが同様に奴隷化されるのを見たことを証書したのである。さらに、半筒煙などのような他の文書も、若い少女が強制的にされたことを立証している。軍医の強制的検診に関する証拠は、日本軍が性体験のない少女の獲得に特に関心があったことを示している。

63. 日本の軍性奴隷制の弁明として一般的な主張は、「慰安婦」は志願した売春婦だとするが、「法廷」はこの主張を断固として却下する。しかし、戦争中に日本軍兵士に奉仕した志願売春婦がいなかったと、「法廷」が示唆しているわけではない。軍が一部の元売春婦を「慰安婦」制度に従事させたのは確かだが、いったんこの制度に組み込まれると、元売春婦たちも他の女性と同様に、奴隷のような境遇に苦しみ、「慰安婦」になることを拒否する自由がなく、あるいはまた、いったんこの制度の一部に入ると、サービスの条件を指図する自由もなければ辞める自由もなかった、と証拠は示している。

64. 戦争が終結に近づくに従い、多くの「慰安婦」はたちどころに殺されたが、他はただ無視されて、家から遠く離れた地に取り残された。多くの証人が、戦争終結時に日本軍が「慰安所(婦)」を捨て、自分たちを置き去りにして、自ら身を守り自力で家に戻る努力に任せたと、証書した。

#### 継続的被害

65. この女性たちの苦しみは、戦争終結や性奴隷制からの解放では終わらなかった。無残に打ち砕かれた生活を再建する過程で、彼女たちは常に難問にぶつかってきたのである。

66. 物質的にも社会的にも膨大な障害を克服しながら、これら勇気のある女性たちは、生き残ることに新たな意味を与えてきた。情緒的苦痛や身体的病氣、障害などがあるにもかかわらず、懸命に働いて家族と自分自身を支えた。多くの場合、非熟練労働や低賃金の仕事である。女性たちは、同輩からの迫害や排斥、社会から忘れられた存在であることに耐えてきたのである。

67. 戦争終結から約 58 年、サバイバーたちは性暴力と隷属の及ぼす長期的影響に耐えて闘ってきた。傷痕と今も続く痛みと障害が残る身体の損傷、また専門家のトラウマ(PTSD)の定義に一致する精神的・情緒的苦痛、生殖能力の損傷、結婚・仕事・地域生活での人間関係を損なうものなど、その影響は様々な形に現われている。

68. つまり、強かんや性奴隷制その他の形態の性暴力のサバイバーにとって、その経験が社会的経済的にもたらす影響はないまぜになって、彼女たちが被った身体的・情緒的トラウマと同様、生きることを日々の闘いに変えたのである。

#### 適用法

#### 法上の予備的問題

## 罪刑法定主義:「法なければ犯罪なし」

69. その行為が行なわれた時点で犯罪と認められていなかった行為については、何びとも訴追されないというのが刑事法の基本原則である。この「法廷」では 1937-45 年の法律を共通起訴状の起訴事実に応用し、この原則を尊重する。

## デュー・プロセス(法の適正手続き)

70. この「法廷」は、死亡した被告に対する被告不在の法廷であり、デュー・プロセスに関する国際的理解に反しているという見方がある。判事たちは、デュー・プロセスの保障は国家および法的権限を行使する者の責務であることに留意する。さらに、デュー・プロセスの範囲は、権利を侵害された個人が受けかねない損害の程度による。もっとも、この「法廷」は「民衆法廷」であり、被告を処罰する権限もなければ、証言や証拠の作成を強制する権限もない。また、被告の子孫や日本国家に、被害者や、被害者に代わって請求する資格を有する者に対して賠償するよう命じる権限もない。この「法廷」は事実と適用法を認定し、判決を宣言として発表することしかできない。勧告を出して、日本国家に対し適切な救済策をとるよう促したり働きかけることはできるが、それを強制する権限はない。

71. とはいえ、判事たちは日本政府に「法廷」への参加を招請した。しかし、回答がなかったので、予想される日本政府の防御の主張をアマカス・キュリー(法廷助言者、あるいは「法廷の友」)に提出してもらい、「法廷」の審理を均衡のとれたものにした。

## 時効

72. 日本は、第二次世界大戦中の日本軍の行為に関する司法手続きはすべて、すでに時効であると主張してきた。この「法廷」で起訴された人道に対する罪には時効はなく、判事たちはこの主張を退ける。

## 国家元首に対する免責

73. 判事たちは、国家元首や他の高官が公的な立場で行動していた場合、行なわれた犯罪の起訴は完全に免責されるという主張も退ける。当時の国際法を考慮し、ニュルンベルク憲章および東京憲章はいずれも、国家元首に対しても免責を認めなかった。これはニュルンベルク裁判には適用されたが、東京裁判では天皇を責任から守ることが決定され、適用されなかった。近年の国際法の発展で、人道に対する罪は官吏の権能外であるとする原則が支持されている。つまり、人道に対する罪は、国家元首や他の官僚の合法的権限に関して考えうるいかなる定義をも超越する。そうした人道に対する罪は、免責によって保護しようとする公の合法的権能の及ぶものではない。

## 起訴された重要な犯罪 = 人道に対する罪としての強かんおよび性奴隷制

### 人道に対する罪の概念の先列

74. 「法なければ犯罪なし」の原則に関して言えば、ニュルンベルク裁判および東京裁判の憲章に挙げられた人道に対する罪となる行為(殺人、絶滅、奴隷化、移送、その他の非人道的行為)はアジア太平洋戦

争中に確定された犯罪であることは明らかである。したがって、人道に対する罪の概念は新たに犯罪をつくり出したのではなく、犯罪であることがすでに自明の行為に適用された。自明の犯罪行為とは、犯罪の悪質性を強調したものである。さらに、戦争犯罪と類似の犯罪、ならびにおそらくは加害団の「保護下の」個人(ここでは朝鮮および台湾の女性たち)をも対象とした戦争犯罪も人道に対する罪に含まれる。

75. 1945年現在、人道に対する罪とは、禁じられた行為が(1)戦前または戦時中に、(2)民間人に対する大規模または組織的な攻撃の一環として、(3)戦争犯罪または平和に対する罪と関連して行なわれるものと規定されていたことを、判事たちは理解している。

#### 人道に対する罪の最低条件を事実に応用

76. 「法廷」に提出された証拠は、「慰安婦制度」の一環として行なわれた強かんおよび性奴隷制、ならびにマニケ村での強かんは、これらの基準をすべて満たすことを明白に示している。

#### 戦争犯罪としての強かん

77. 軍は強かんおよび性暴力を戦争の道具としたが、こうした犯罪は何世紀にもわたって、戦争に関する慣習的規範で禁じられてきた。19世紀後半に国際人道法の成文化が始まり、強かんは明示的にも黙示的にも戦争犯罪として禁止された。1937年までには、強かんは戦争法規および慣習法により戦争犯罪と見なされ、しかも、司令官には女性への性暴力を防止する特別な義務があった。

#### 性奴隷制

78. 「法廷」は、「女性国際戦犯法廷」憲章に記された性奴隷制の犯罪に関する明示および黙示の根拠となる5つの法源を検討した。これらには、1926年奴隷条約、1997年、ILO専門家委員会が、そうした性的強制労働を「絶対に」禁止していると解釈した1930年ILO強制労働禁止条約、および、1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル」ハーグ条約のもとでの戦争犯罪としての強制労働が含まれている。この点に関して、私たちは、軍性奴隷制と、ドイツおよび日本の非人間的な強制労働計画が恐ろしいまでに類似していることに留意する。また、人身売買禁止条約、強制売春禁止条約が適用可能であることに留意する。

#### 性奴隷制および「慰安婦制度」を構成する本質的要素

79. 1926年奴隷条約は奴隷制を、「ある人に対して、所有権に伴う権能の一部または全部が対して行使される場合の、その人の地位または状況」と定義しており、奴隷制を構成する最も重要かつ永続的な要素を規定している。この定義は上記の奴隷と強制労働の概念を含み、性奴隷制に全面的に適用される。私たちは同条約に基づき、奴隷化を目的とした人の獲得にかかわる行為が、奴隷化の過程の不可欠な部分であることも認める。

80. したがって私たちは、性奴隷制という犯罪行為は、個人を性的に支配するか性的自由を個人から奪うことによって、所有権に伴う権能の一部または全部を、その個人に行使することであると理解している。この犯罪が成立する主観的要件は、そうした権能を意図的に行使することにある。

81. 日本政府と日本軍が「慰安婦制度」において、所有権に伴う権能を少女と女性に行使したことは、証拠から歴然としている。日本軍と民間の代理業者は女性たちに対する所有権を主張したが、彼らは強制的に、あるいは買い取りや虚偽の徴集で女性を獲得し、監禁し、逃亡を試みた者には残酷な処罰を与え、従順と屈従を要求し、強かんなどの性暴力を繰り返し、従わない者には拷問し、身体の一部を切除し、処罰を与え、しばしば強かんを伴う非人道的な行き過ぎた検診を受けさせ、望まぬ妊娠をさせ、中絶を強要するか生まれた子供を放棄させ、女性たちのサービスがもはや不要となれば殺すか遺棄した。こうした行為の一つ一つが、さらにはその行為全体として、人道に対する罪としての強かんおよび性奴隷制に確實に相当する違法行為であった。

#### マバニケ村での強かん(共通起訴状訴因 3)

82. 証人によって証言された強かんには一定のパターンが認められる。男性を女性と別々に分け、男性を拷問して殺害し、少女と女性たちに荷物を「レッド・ハウス」に運ぶよう命令し、そこで強かんを繰り返した。自分の家やレッド・ハウスに向かう途中で強かんされた者も多い。ほとんどの者が集団強かんされるか、複数の兵士に次々と強かんされた。人前で強かんされた者も多く、長期間強かんを受けた者もあった。こうした証言の一致は、強かんが計画的に、あるいはある方針のもとに行なわれたことを示している。レッド・ハウスを利用する将校については序列を定める一方、兵士は自分たちで周囲に張ったテントを利用したという事実も、強かんが組織的に行なわれたこと、さらには人道に対する罪としての性格をもつことを示している。

#### 奴隷制と強制売春: 法的性格づけの見直し

83. 「法廷」憲章、そしてこの「法廷」で、性奴隷制は国際犯罪であるとされたが、これは強制売春という犯罪名をようやく改めたことになると、私たちは考える。「慰安婦」制度のサバイバーは、「強制売春」という用語は犯罪の極度の重大性を曖昧にし、ある程度自発的な行為であることを示唆し、被害者を不道德な者あるいは「使い捨て品」呼びわりするものと懸念しており、そうした懸念を考慮して用語を改めた。私たちはこの犯罪を性奴隷制と呼ぶことで、サバイバーとそうした犯罪の将来の被害者に対する誤った差別的な汚名を弱めることに貢献できればと願っている。

## 個人の刑事責任

84. 共通起訴状の訴因 1 と 2 は、性奴隷制と強かんの罪に対する個人としてまた上官としての責任について、天皇と 8 人の日本軍・政府高官を人道に対する罪で起訴している。訴因 3 はマバニケ村の女性集団強かんに対する刑事責任について天皇裕仁と山下奉文を人道に対する罪で起訴している。

85. 「法廷」憲章第 3 条(1)の個人の刑事責任を課すには、被告人は命令、計画、実行、扇動、補助、教唆により、犯罪に関与していなければならなかったし、また、犯罪を認識していなければならなかった。それに反して、「法廷」憲章第 3 条(2)の命令責任または上官としての責任を課すには、被告人は上官として部下が犯罪行為に関与している可能性があることを知っていたか、知る理由があったこと、上官として犯罪の防止や禁止をしたり、犯罪者を処罰するための必要で適切な措置をとらなかったということ、証拠により示さなければならない。被告人が「慰安婦制度」やマバニケ村の集団強かんに関する犯罪を防止したり、処罰するために有意義な措置をとったことを示す証拠はないので、「法廷憲章」第 3 条(2)の責任について

唯一残っている問題は、被告人が部下の犯罪の実行を防止する責務があったかどうかを決定することである。

86. 征服地や植民地や併合地出身の「慰安婦」の少女や女性たちが、日本軍を助けるために進んで奉仕していると役人たちが信じていたとか、「慰安所」の残虐で奴隷のような状況や膨大な数の兵士たちに性的奉仕をしなければならないという事実を女性や少女たちが知って、性的奉仕をしたり、し続けることに同意したのだなどという主張は信用できない。

87. 「慰安婦制度」が女性を奴隷にして、日本兵が性的に利用するために監禁した制度であることを示すものは数多くあった。正式な「慰安所」であれ、その場しのぎの掘っ建て小屋であれ、洞窟であれ、さまざまな施設に約 20 万人の少女や女性が監禁されていたこと、前線を含む日本軍が存在したあらゆる場所にこうした慰安所は設置されていたこと、そして女性たちは日本兵のどんな要求にも奉仕を拒否できなかったことを証拠は示している。女性たちを確保し、輸送し、収容し、維持する業務は最高指揮官の認可がなければ実行は不可能だったろう。さまざまな国や戦闘地域のあらゆる場所に女性を輸送するためには陸軍と海軍両方の援助や協力が明らかに必要であった。関連費用は相当なもので、財源のかなり多くの配分を必要とした。

88. 「慰安所」が至る所に存在したことや、「慰安婦」の女性や少女が監禁されていた非人間的な状況は一目瞭然であった。被害者のほとんどは非常に若く、彼女たちが受けた非常に激しい肉体的、精神的、性的暴力のために恒常的に疲れや苦痛を感じていたり、栄養不良や鬱状態に陥っていたり、健康が悪化していた人が大半だった。彼女たちは一般に、狭苦しい場所、不十分な食物や水、ひどい衛生状態や換気、選択的に人権侵害の医療、抑圧的で屈辱的で搾取的な扱い、そして強かんの結果としての妊娠と出産、強制中絶、不妊手術の強制、妊娠予防薬に起因する病気を含む生殖に対する暴力のような恐ろしくひどい拘留状況に耐えることを余儀なくされていた。

89. 女性たちが「慰安所」に進んで行ったものではないことは、「慰安所」が一般に有刺鉄線で囲まれ、そこには武装した監視員がいて、扉には鍵がかけられていたという、彼女たちが自らの意志に反して拘留されていたことを示す事実からも明らかであった。

90. 要するに、「慰安婦制度」は、戦争遂行を容易にするために、アジア太平洋地域の占領地や征服地出身の何万人もの少女や若い女性を強かんし、性奴隷にすることを推進する目的で考案され、維持されたのである。「慰安婦制度」の規模は非常に大きく、状況は非常に非人間的で、運営はきわめて一貫していたので、最高の地位にある文官や軍人は、自分たちが設置し、維持した制度の犯罪性を知る必要があったという結論に至らざるを得ない。実際に、制度は非常に広範に及んだので、あらゆる階層レベルの膨大な数の行為者が計画したり、知らなければならなかった。軍隊の移動や活動を組織したり、監督する責任がある軍や政府の指導者たちは、強かんや性奴隷制のための「慰安所」や他の施設の設置を認めるか、その制度の犯罪性を知っていたか、あるいはその両方が必要だった。実に、「慰安所」を訪れる最下層の兵士から、制度の規則を策定し監視する軍や政府のトップや、「慰安所」に女性や少女を連れてきたり、必要なものを供給したりする中間層の行為者まで、あらゆるレベルの役人たちが強かんと性奴隷制を推進し、維持することに関与した。「慰安所」への将校の出入りと兵士の出入りを区別する規則があったという事実を照らして、多くの上官も「慰安所」を利用していたというのが判事たちの見解である。そのことはこの制度を黙認し、奨励するためにも役立った。

91.「慰安婦制度」は、本質的に、國家が認可した強かんと奴隷化であった。「慰安婦制度」に女性を確保する目的で使われた欺瞞、強制、人身売買、暴力の実行は広範囲に及び、連れて行かれた女性の数は非常に多く、制度拡張の要求は大変強かったので、関連した犯罪は制度の維持や女性の継続的な供給を監督した人々だけでなく、高い地位にある関係者にも知られていなければならなかった。

92.全体として、「慰安婦」制度は13年間にわたって続き、アジア太平洋地域の12もの国々のいたる所に、性奴隷制のために女性が監禁された施設が実際に何千も存在した。この制度は、慰安所に対してや慰安所間での大規模な国境を越えた女性や少女の人身売買に依存していて、軍の護衛がついたり、軍の車両や船が使われたことも多かった。にもかかわらず、権力や影響力のある地位の人々は毎日、実際には毎時間ごとに犯罪が犯されるのを防止したり禁止する重要または効果的な措置を何も講じなかった。

93.さらに、「法廷」は以下の事項が疑う余地なく証明されたと判定した。

- ・何万人もの女性や少女はいわゆる「慰安婦制度」に、欺瞞、暴力、強制、徴集、売買、あるいは別の不法手段により、調達された。
- ・「慰安婦制度」は日本政府と軍によって、考案され、設置され、規制され、維持され、推進された。地元の有力者や業者を利用したり、彼らと結託することも多かった。
- ・「慰安婦制度」は日本政府と日本軍によって、日本軍兵士に比較的安全で簡便に性的サービスを与えるために、前線を含む、アジア太平洋地域の至る所に設置された。
- ・1937年の南京攻撃の一部として行なわれた強かん(すなわち「南京大強かん」)によって国際的にも現地にも激しい怒りがわき起こった。それ以降住民女性に対する無差別強かんをやめさせる施策として「慰安婦制度」が緊急に拡大され、その後まもなく、日本軍の戦略の不可欠な部分としてしっかりと確立された。
- ・「慰安婦制度」は事実上さまざまなレベルで犯罪であった。特に、多岐な不法手段により引き起こされた結果としての犯罪であった。また、この制度で奴隷にされた被害者に対する強かん、性奴隷制、他の形での精神的、身体的、性的、生殖に対する暴力の犯罪、そして、非人間的な拘留の状況である。
- ・この制度は極めて大規模で、管理は非常に複雑で、そこでの犯罪はあまりに日常的に行われていたので、この制度の犯罪性は日本軍の大半の軍人と戦争遂行に関係した高い地位にある人たちに認識されていなければならなかった。この制度は実際に一つの「制度」であって、制度を構成するあらゆる要素は必要なレベルでの公的な関与を示している。
- ・「慰安所」に関係するさまざまな規則は、女性が自らの意志でとか故意で参加すること、女性は強かんや他の形の暴力から守られていること、女性は奉仕を拒んだり、施設から出ることができることが保証されてはなかった。そのかわり、規則は日本の利益を守るためだけに考案されていた。
- ・そして、この「法廷」憲章に誓われ、当時有効だった戦争法規や慣例で禁止され、共通起訴状の訴因1と2で起訴されている、人道に対する罪としての強かんと性奴隷制が元「慰安婦」に対して犯されたのである。

94.特定の人が犯罪が犯されていることを知っていたか知る理由があったということについて疑いが生じるような特別な状況が存在したという場合を除いて、戦争遂行や「慰安婦制度」に関係した日本政府や日本軍の高い地位の権限を有した人たちが、この制度の犯罪性を知らなければならなかったことは明らかである。

95.どの被告人も1937年から1945年までの間、日本政府や日本軍の中で戦争遂行に関係する最高の地位

にあったか、最高の地位の一人であった。その間に「慰安所」制度は日本軍の権限の下で日本軍の利用のために絶え間なく拡大され、維持された。松井石根だけを除いて、被害者全員が少なくとも4年間、権限をふるったり、影響を及ぼす地位にあった。中にはもっと長い間地位に着いていた者もいる。どの被告人も、日本軍が設置した「慰安所」制度で強かんと性奴隷制が組織的に行われていた時期に、そうした地位にあった。

96. 判事たちは、松井石根は慰安所制度が組織化された初期の7ヶ月間だけ権限のある地位についていたことが、慰安所で犯された犯罪を認識したり、犯罪に関与することができなかった特別な条件である可能性があることを考慮した。しかし、証拠の検討により、この比較的短い期間ですら、松井石根の権限の下にある部隊は実際に女性をだまして強制的に性奴隷制に入れたこと、松井は自身の支配下にある地域の至る所で慰安所の拡大を許可したことが立証された。

97. また、判事たちは徹底的に検討し、天皇はさまざまな犯罪を知らなかったか犯罪を防止する権力がなかった傀儡にすぎなかったという主張をはっきりと却下した。

98. 被告人らの権力と権限、彼らが「慰安所制度」の犯罪性を認識していたこと、その制度の設置、維持、推進に被告人らに関与し続けたことに関する認定から、明らかに、全ての被告人は「慰安所制度」の一部として行なわれた強かんと性奴隷制について個人としてまた上官としての責任で有罪であるという結論に達した。従って、「法廷」は天皇裕仁、安藤利吉、畑俊六、板垣征四郎、小林躰造、松井石根、寺内寿一、東条英機、梅津美治郎を、「法廷」憲章第3条(1)および(2)に従って、共通起訴状の訴因1と2である個人としてまた上官としての責任で有罪とする。被告人らは強かんと性奴隷制を奨励し、維持した犯罪的な制度への関与を知っていたのである。

#### 共通起訴状、訴因 3: マバニケ村の集団強かん

99. 共通起訴状の訴因 3 で、検事団は天皇裕仁と山下將軍をマバニケ村の女性や少女の集団強かんに対して、「法廷」憲章第3条(1)と(2)に従い、人道に対する罪として強かんについて個人としてまた上官としての責任で起訴している。

100. 1944年11月23日に始まるマバニケ村の女性と少女に対して犯された強かんの罪や他の形の性暴力に関して、証拠は以下のことを示している。

- ・マバニケ村の女性と少女たちはマバニケ村の抗日運動を壊滅させるための討伐または「鎮圧」攻撃の一部としてさまざまな極端な形の暴力を加えられた。
- ・マバニケ村の女性に対する攻撃は広い範囲に及んだ。それはマバニケ村の多くの女性に降りかかり、愛する者の拷問死を目標しなければならなかったり、拷問や強制労働、グロテスクな屈辱に耐えなければならなかった。
- ・兵士たちは女性や少女たちをかり集め、バハイ・ナ・ブラ(「レッド・ハウス」)に監禁した。そこで兵士たちは女性や少女に集団強かんを犯し、非道な残虐行為を伴う性暴力を加えた。
- ・東京裁判によって認定され、この「法廷」での証言によって立証されたように、アジア太平洋戦争で日本軍の兵士たちは日常的に他の冷虐な残虐行為をともなう強かん、輪かんを行なった。
- ・マバニケ村の強かんや他の犯罪は山下の権限と支配の下にある部隊によって犯されたものであり、1944年10月に鎮圧と討伐戦の一部として山下將軍に命令され、認可されたものである。

101. 山下は 1941 年 9 月から 1945 年 9 月まで第 14 方面軍司令官だった。その間、彼はフィリピンで作戦行動をした軍隊に責任があった。1944 年 11 月 23 日のマバニケ村も含まれる。
102. 裕仁はマバニケ村を攻撃した軍隊の司令官である山下の直接の上官ではないが、確実に彼の上官であった。日本軍の東南アジアへの拡大は戦争遂行に極めて重要で、裕仁は、その地位から、そこでの戦争を詳しくつかんでいた。裕仁は日本軍に対するフィリピンの人々の抵抗やこの抵抗に対する日本軍の残酷な弾圧について知っていなければならなかった。裕仁は民間人に対して犯罪が犯されていた可能性があることを明らかに知らされていたが、犯罪を防止するための措置をとらなかったし、犯罪が犯された後で処罰することを保証しなかった。従って、私たちは裕仁を「マバニケ村の強かん」事件で女性と少女たちに対して犯された強かんの罪について上官として刑事責任があることを認定する。
103. 同時に、天皇は戦争中に犯された個々の集団犯罪に対して、個人としての責任はあり得ないと私たちは考える。「法廷」憲章第 3 条(1)の個人としての責任を課すには、天皇が犯罪を知っていなければならなかったし、何らかの方法で犯罪に関与していなければならない。例えば、計画、命令、扇動、実行、補助、教唆を通してである。このことはアジア太平洋地域の至る所で数年間にわたって犯され、犯罪行動をともしなかつたの「慰安婦」の事例では容易に立証できたが、マバニケ村の犯罪はフィリピンの小さな村で数日間にわたって犯されたのであった。従って、天皇の認識や関与を立証するためのもっと多くの証拠がなければ、裕仁が実際に強かんを知っていたか、あるいは、犯罪に関与したことを合理的疑いを留めて結論づけるのには不十分であると私たちは認定する。このように、私たちは天皇裕仁がマバニケ村で犯された犯罪について個人として責任があると認定せず、従って、証拠不十分で起訴のこの部分を棄却する。しかし、天皇はマバニケ村で犯された強かんの罪について上官としての責任を負う。
104. マバニケ村集団強かんに対する山下の責任に関して、証拠は山下が日本軍で高い権限がある地位についていた、経験豊富な指揮官であったことを示している。1938 年 7 月から 1939 年 9 月まで、山下孝文は北支那方面軍参謀長であった。1941 年 11 月にマラヤの第 25 軍司令官になり、1942 年 7 月に中国東北の第 1 方面軍司令官になるまで、その地位にあった。1944 年 9 月、彼はフィリピンの第 14 方面軍司令官に任命された。このような軍の高い地位についていた山下は部下に対して大きな権力を行使した。
105. 山下は 1944 年 9 月フィリピンの第 14 方面軍司令官になった。重要なことに、1944 年 10 月 11 日に山下は『比島作戦計画大綱』を発令し、その中で自分の部隊にフィリピンの民間人と敵の空挺部隊による「陰謀」と攻撃の危険性について警告したのである。山下は討伐や鎮圧作戦によってマバニケ村から抗日共産ゲリラ全員を一掃する命令を出した。次の日、第 14 方面軍の部隊はマバニケ村に入り、約 100 人の女性や少女の集団強かんを含む、フィリピン民間人に対するすさまじい残虐行為を行なった。
106. この集団強かんの生き残った被害者がこの「法廷」で証言した。その証言では強かんが一つの型に従って起きたことが述べられた。兵士はマバニケ村を攻撃し、村人をかり集め、女性や子どもから男性を分けたことを証拠は示している。それから兵士たちは男性を拷問し、手足を切断し、殺害し、それを家族に見ているように強制した。その中にはこの法廷で証言したサバイバーの何人かも含まれていた。その後、日本兵は村の女性と少女たちをハイ・ナ・ブラ(「レッド・ハウス」)に連れて行き、繰り返し強かんした。

107. 山下は数年間の戦争の間中、高い地位の司令官であった。従って彼は明らかに、自身の指揮下にある部隊が犯した強かんの罪を含む過去の犯罪行為を知らされていたのである。さらに、山下は自身の指揮下にある兵士たちがマバニケ村で集団強かんをしたということを知っていたし、知る理由もあったと私たちは認定する。フィリピンの至る所で彼の部隊が割り出し、犯した暴力の文化によって、村々への攻撃には強かんや他の形の拷問を含む残虐行為がほとんど必ずともなっていることを彼は知らされていたのである。
108. 従って、山下は彼の職務として犯罪が起こることを防止し、こうした犯罪の防止、監視、処罰のための措置を講じなかった。さらに、自分の部隊に戦争法規や慣例を尊重させる責務を果たさなかった。そのうえ、山下は犯罪が起きた後、犯罪を処罰しなかった。こうしたことも上官としての責任にあたる。
109. 被告人の司令官としての地位と、自身の指揮下にある部隊が強かんを含む暴力をふるった可能性があることを知っていたか、または知る理由があったこと、軍隊を統制する権力を行使しなかったという前記の認定に基づき、「法廷」憲章第 3 条(2)に従って、上官としての責任または命令責任の原則により、「法廷」は山下をマバニケ村の集団強かんについて有罪と認定する。
110. さらに、フィリピンで当時「討伐軍」であった第 14 方面軍の司令官として、山下は強かんと性暴力を含む犯罪が犯される可能性があることを認識していたにもかかわらず、マバニケ村に対する攻撃と同様のさまざまな攻撃を命令、扇動、是認、援助したかまたは推進した、あるいはその両方であったことを、「法廷」は認定する。山下は、また、共通起訴状の訴因 3 で起訴されたマバニケ村の女性や少女の集団強かんについて「法廷」憲章第 3 条(2)に従って、個人としての責任で有罪と認定する。

## 国家責任

111. 同々の被告人に対する共通起訴状に加えて、日本国家が日本軍の行なった強かんや性奴隷制などの国際的違法行為に関して国際法の下において責任があり、この罪の犠牲となった女性に対する原状回復と賠償を求めるという訴状が提出された。「憲章」の第 4 条はこの訴状を認め、国家責任は、犯罪への遂行およびその当初の不法行為から生じる国家の責務の不履行の両方を意味すると定めている。
112. 「法廷」は、申立て人が市民社会の訴えを審査するために設立された民衆法廷において当事者適格を有していること、また日本国内の裁判所に対する訴えが棄却されていることは、国内救済を求め続けることが無駄だということを示していると認定する。私たちは、国内法による救済が不当に引き延ばされており、サバイバーは「憲章」第 1 条によりこの訴状を提出する資格があると認定する。

## 国家責任の要素

113. 一般的な国際法の下では、国家の行為に帰因し、かつ他人の正当な権利に損害を与える国際的不法行為を行なった国家はその行為に対し責任を負う。そのような国家の責任は国際法に反する犯罪行為をした個人の国際刑事責任に加えて、また並行して、存在する。国家はその自らの指揮において、またその機関や官吏が、国際的義務に違反し国際的な不法行為を行なった時に、その不法行為について

責任を負う。国際的義務に違反した時は、適当な方法での賠償をする義務が生じることは国際法の基本的な原則である。一般的にその義務は、訴えられた行為が行なわれた当時、その国家に対する義務となっていたものでなければならない。

#### 日本の当初の条約及び慣習法の違反

114. 共通起訴状に対する判決で説明したように、私たちは日本国家が、その官僚や官吏を通じて、積層的に、共通起訴状において人道に対する罪に問われている 1937 年から 1945 年までの強かんと性奴隷制の国際的不法行為を行ない、またそれを予防、処罰、保護しなかったことを認定する。日本の行為はまた、その多くが国際慣習法となっていた条約上の義務に直接違反するものであった。
115. さらに判事たちは、国連憲章の認識においても、女性の保護と性平等の規範は、人種平等の規範と並んで、20 世紀初頭には台頭していたと認定する。
116. 女性保護および人種と性による差別の禁止要請に対して多重的な違反行為があったことが証拠から示される。証拠からわかる最も基本的なことは、女性たちが、女性であるがゆえに、性的サービスを強制的に提供するターゲットにされたことであり、それによってジェンダー平等も、女性たちの身体、精神、性の完全性、人間の尊厳も否定されたことである。「慰安婦」制度の創設はジェンダーと人種・民族両方に基づく極端な差別の交点を反映している。日本軍と政府の自民族中心主義と人種主義により、日本人女性よりも植民地や征服地の女性たちを「慰安婦」にする方がより容認できるという考え方が広まった。

#### 日本国家の国際的不法行為の帰責性

117. この「法廷」が被告人の有罪を宣告した強かんと性奴隷制の国際的不法行為、またそれに続く継続的な義務の不履行が国際法の下で、日本国家の責任とされるためには、それらの不法行為が国家に帰属しなければならない。
118. 国家は、その機関や省庁、高官や職員を通じて行動する。そのような機関は、一般的に、長いあいだ国家機関と呼ばれてきた。
119. 軍隊は明らかに国家機関であり、国家の行政の一部である。国家は、軍隊組織の構成要素を管理しなかったことについて、あらゆる状況において、管理を行使する義務を負うことが合理的なときには、責任を負うことがある。また国家は、高官が、その表見的な権限、または一般的な権限領域の範囲内で行なった越権行為に対して責任を負うことがある。
120. 重要なのは、実際に行使された管理の程度ではなく、行使されなければいけなかった管理の程度である。国際法の下での日本の首脳および高位の指導者の、個別的指揮や管理責任の認定は、国際的不法行為が日本国家に帰責されることの十分すぎる証拠である。
121. 国際法の下では、非公務員、あるいは私人や私的な団体が行なった行為であっても、それらの私人が国家のために行動していたのであればその責任は国家に属することもある。

122. 証拠によると、「慰安婦」を徴集していた民間人は、日本軍に選ばれ、監視され、援助され、また多くの場合、直接日本軍が同伴していた。その募集や要求の裏には、軍が関与しているという脅迫があった。そのような場合、民間業者は日本軍に代わって行動しているのであり、まさに日本軍の代理人である。よって、その行為は日本国家に帰属する。日本はさらに、日本が容認し、採用した民間人の行なった全ての国際的義務違反の責任を負う。判事たちは、違法な募集方法だけでなくそれに加えて日本軍が強制し、規制し、ひき続き管理した強かんや性奴隷制にも日本軍の十分な認識と採用があったと判断する。

#### 国家責任の継続的な責務と違反

123. 日本は以下の継続的な責務違反を行なった。

国家は過去の不法行為犯罪に関する情報を機密解除し、それを保管、分析し、さらに一般人、専門家両方を含む公衆がアクセスできるような手段を提供する責務を負っている。真実を知る権利は人権を確保する権利から派生するものであり、それはまた、違反行為に対する救済方法の効果的な利用と将来の不法行為の抑止のための前提条件となる。判事たちは、過去の犯罪を明らかにするために、真実委員会と公聴会に留意する。

専門家証人と元高官の記憶によれば、戦争の末期に、天皇を責任から免れさせ、また国家の高官をばなはだしい戦争犯罪と人道に対する罪の責任から保護するために、日本政府、特に内閣が証拠の焼却による破壊と文書の隠匿を命じたことが明らかである。

性奴隷制に関するものも含む文書記録の焼却はそれ自身が、日本が自らの行為の不法性を認識していたことを示しており、その後続く調査、真実の公表、加害者処罰などの国家責任の違反を構成する。

#### 文書の継続的な隠匿

124. 「慰安婦」に関する記録の少なさは、日本政府が降伏直前期の破壊を免れた記録すら公表することを一貫して拒否していることによりさらに助長されている。吉見教授によると、1942年以前に書かれ地下の倉庫に保存してあった文書は、連合軍が終戦数日前に予定されていた焼却処分を防ぎ、合衆国に持ち帰ったため破壊を免れた。吉見教授の歴史的な発見は、「誰もこの文書が慰安婦に関係するものを含んでいると知らなかったため」可能だった。これまで日本が行なった認知は、研究者の発見、外部的圧力、非政府組織の忍耐強い要求に応えてのみ成されてきたことに留意する。

#### 完全かつ真摯な謝罪の継続的な不履行

125. 日本は政府を代表として被害者に妥当な謝罪をしておらず、その継続的な不履行に対しての責任が生じている。審理中の証言において、サバイバーは日本と加害者から直接謝罪を受けることの大切さを強調し、今まで日本がその謝罪を断固拒否していることを述べた。サバイバーの為には、今までに日本が行なった謝罪の試みと、その試みに何が不足しているかを明確にすることが重要であると信じる。日本の高官は、1992年の慎重な認知発言を最初として、「慰安婦」にお詫びの声明を発してきたが、このような謝罪は内容、過程、謝罪の言葉の選択において不十分なものであった。以下にこれらの試みとその

不足について、検討する。

126. 第一に、検事は使われた言葉が、慰安婦に対して行なわれた罪について、その公的責任を認めていないという点において真の謝罪を意味するものではなかったことを主張する。吉見教授は著書の中で、「オワビ」は英語の政府声明では「謝罪」と訳されていると指摘している。そして、この意味における「オワビ」は「地下鉄で他人の肩にぶつかった時に言う『失礼』より少し重い謝罪を意味するが、これは大変軽い意味のすまない気持ちを表すことから、真剣に過ちを受けとめて謝罪を表す『シャザイ』にまで幅広く解釈される」と述べている。そして、吉見教授は、日本政府は全く罪を認めていないのだから、首相の「オワビ」は些細な意味にしか解釈できないと指摘している。
127. 次に、私たちは「謝罪」発言が直接サバイバー個人やその家族、仲間に向けられたものでないことに注目する。その発言は代わりに、北朝鮮、韓国、フィリピン、国連差別防止・少数者保護委員会の幹部に向けられたものであった。国際的分野での行動は、国家のそのような行為によって人生に影響を受けた個人に向けられた行動の代わりにはならない。
128. 最後に、我々は強かんが当時の法の中に「名誉と尊厳の毀損」という言葉で表されており、その表現は強かんを曖昧にするものであって、そのような婉曲表現を使用することはもう容認できないと判断した。

#### 刑事責任を負う者に対する野道および処罰の継続的な不履行

129. すでに明らかにされたように、人道に対する罪は国際慣習法において普遍的管轄権のもとにあり、どのような法律が起訴の時効を定めていても、その効果を免れる。日本は全ての段階において、責任がある者と、制度を利用した者の訴追に着手すべきであった。

#### 公約かつ公正な損害賠償の継続的な不履行

130. 1995年、日本政府は、後悔と償いの念の表明と、国連女性に対する暴力特別報告者の来日に関連して、「慰安婦」のサバイバーに対して民間から「償い金」を集めて金銭的救済を行なうことを意図したアジア女性基金を設立した。
131. 検事団は、アジア女性基金は損害を受けた被害者に対する日本政府の損害賠償責任を果たすものではなく、この元慰安婦に対する賠償の試みは被害者をかえって激怒させ、分裂させる結果になったと主張する。多くのサバイバーはこの基金の給付申し出を、二つの理由から断った。それは、これが真摯な謝罪を伴うものでなく、また基金が政府の予算ではなく民間から出ていることである。私たちは、基金が「法的責任を一切否定する明確な宣言である」という国連特別報告者の結論によって、サバイバーの立場が確認されていることに留意する。
132. 法律問題として、「法廷」は、特に国家が国庫から損害賠償金を支払う能力にならぬ経済的な障害がない時に、民間からの募金による基金を国家の責務を果たすための公約な損害賠償に代用することを認めない。他の日本の強制労働プログラムが被害者が国家から公的に損害賠償を受けていることと比べると、この損害賠償方法の不十分さがさらに強調される。したがって、私たちは、アジア女性基金は国家によって加えられた不法行為の被害者に対する損害賠償の仕組みとして受け入れられず、また差別

的なものであると認定する。

#### サバイバーから出された正式な賠償請求に対する継続的な抵抗

133.被害者団体が行なっている、不法行為の認定と損害賠償を獲得する法的努力に対する日本国家の抵抗は、賠償を行なう法的責任の解除の不履行のさらなる証拠である。サバイバーは日本の裁判所での多くの訴訟で、またILOにおいても、自分たちの訴えを述べてきた。二人の関連特別報告者の助けも求めた。すべての文脈において、日本は法的責任に抵抗してきた。日本は、国際法下では国家のみが当事者になり得るのであって、国際法下で個人が損害賠償を請求する権利は認められないと、ずっと主張してきた。あるいはもし、個人が訴訟を起こす権利があったとしても、日本と近隣国で結んだ一連の二国間条約によって、個人の損害に対する請求は消滅したと主張する。しかし、損害賠償や賠償を果たす義務は、決定を下す機関によってそうするように命じられるかどうかにかかっているものではない。それは積極的な義務である。日本は一貫して、このようなサバイバーの請求を公的に認め解決する機会を活かすことを拒否してきた。

#### 人間の完全性、幸福および尊厳を保護する処置の不履行

134.正義、真実の公表、損害賠償の拒否は全て、日本が人間の完全性、幸福、尊厳を保護する措置を取っていないことの一部である。それに加えて、「法廷」は、政府の高官位者による「慰安婦」が自発的なものだったという発言を、日本の高官が一貫して否定しなかったことを強調する。例えば、1994年5月の永野茂門法務大臣の発言は大変な抗議を引き起こし、3日後に辞任したとはいえ、日本政府が公的にその発言を非難することはなかった。また、1996年の奥野誠亮文部大臣、1997年の梶山静六官房長官の発言にも日本政府はなんら公的な反応を見せなかった。

#### 国家責任に対する防御

135.国家責任は、不法性の存在を妨げるような状況によって弱められることがある。日本は特に次のような防御を行ってきた。まず、日本は、1907年のハーグ陸戦規則第3条は個人に直接的な損害賠償請求権を授けるものではなく、国家間の義務を定めたものに過ぎないという立場をとっている。日本の裁判所がその主張を受け入れたことは認めるが、この「法廷」はそれに同意しない。むしろ、その交渉の過程と文脈に基づき、「法廷」は、第3条は個人に独立した損害賠償請求権を付与するものであるとするカールスホーベン教授や他の専門家の意見を採用する。

136.次に、日本は「慰安婦」が損害賠償を受けるために持ちうる個人請求権は、第二次世界大戦の終結後に日本と連合国、その他のアジア国家と締結した存在する請求の解決としての一括金支払いを含む平和条約や国際協定（「平和協定」）を履行したことにより完全に果たされてきたと主張する。

137.この議論は、国家に、国際的不法行為の被害者個人に権利請求権を放棄する権限があるのかという疑問を生じさせる。私たちはこの弁護を却下し、日本国や連合国、あるいは被害を受けた国家にそのような権限があるという主張を受け入れない。

138.判事たちは、直接被害を受けた国が不法行為国の責任を放棄し、その結果として請求が消滅すること

は認める。しかし、最近の法律学や、国際法委員会の「国家責任条文案」の2001年草案に認められているように、ある種の責務は世界共同体に帰するものであり、対世的義務を包括している。人道に対する罪はこの責務の範疇に入るものであり、違反が全ての人に対して行なわれたと見なされる時は、国家が他国の権利を二国間条約や多国間条約により放棄させることは法的に不可能である。しかしそれ以上に、世界の人々は人道に対する罪の説明責任に対して、多大な興味を抱いている。対世的(または全て)とは、全国家のみならず全人類、そして何より疑いなく、その違反の直接的な被害者を意味する。

139. 様々な平和条約において損害賠償額を決定する過程で、「慰安婦」に対して行なわれた不法は全く考慮されなかったことを考えると、被害者の請求を放棄する権限の不在はまさに正しいといえる。それよりも、経済的、地政学的な理由のために日本の財政に対する責任を制限したいという欲求が、一括払いの協定の動機となった。文言から、この制限は恒久的なものとは考えられていないことがうかがえる。日本の今日の強力な経済的地位は平和条約の責務の基礎を根本から変えるものである。

140. さらに、これらの解決方法の政治的な性質は全く明白である。アミカス・キュリーの書面で説明されたように、連合軍、特に米国は、この地域で米国をソビエト勢力に対抗するものとして確立するという何よりも重要な目標のため、アメリカ連邦裁判所に提出されたフィリピン、中国、台湾、韓国の「慰安婦」の訴えを却下することを迫った。

(サンフランシスコ)条約は、分割できないひとつのものとして考えられた…太平洋地域に関して、条約はその地域内での政治や外交関係の目標に不可欠の一部であるという米国の観点…その目的のために、米国は日本が中国、韓国、ビルマ、インドネシアなどの非調印国と平和条約または賠償協定を結ぶように奨励し、促進させた。

141. 国際法の発展しつつある原則に照らして、「法廷」は、人道に対する罪に関してはその義務は万人に対するものであり、国家間の政治的な便宜を図るための協定により、被害者が加害国に対して国際的な法的請求権を消滅させることはできないと認定する。

142. 最後に、私たちは、平和条約に内在する女性が個人であれ集団であれ、交渉に影響を及ぼすような効果的な発言をすることができなかったというジェンダー偏見が、条約の正統性や、このような差別的な法律文書が今日まで尊重され続けるべきだとするいかなる議論をも潰れていることを認定する。

## 結論

143. 以上のすべての理由から、国家責任の適用は有効であり、日本政府は日本軍性奴隷制によって、また、それから生じた継続的な責務の不履行によって加えられた被害に対して責任があると認定する。

## 賠償と勧告

144. 国際法上の不法行為のサバイバーに対し賠償を行なう責務は、長く「国際法上の一般原則」として受け入れられてきた。その一般原則は、法律上の義務として発展してきたのであって、単なる道徳的義務にとどまらない。

145. 国家責任の法は、「国家が、国家に帰属する行為、あるいは不作為によって国際法に基づく責務の履行を懈怠する場合、国家にその賠償を要請する」。さらに、とくにその違反が国際法上の不法行為に起因する場合、その国家から求められるべき救済の形態は必ずしも裁量的ではない。このことは、保護を怠った国家の場合にはあてはまらない。ここでは、国家が、攻撃的、かつ故意に損害を引き起こしたものである。ゆえに、「提供される救済措置は、関連する信頼の違反を反映したものでなくてはならない。なぜなら、不法行為者の行為が非道であればあるほど、その被害者の怒りと苦痛はより大きく、こうむる被害もより大きいものであるから。」

146. 補償は、日本政府の積極的責務であり、最初の違反行為と、それに続く不履行を考慮し、被害者が受けてきた全ての損害を含む包括的なものでなくてはならない。よって「法廷」は以下のように勧告する。

#### 勧告

147. 「法廷」は、日本政府に対して、その責任を実行し、以下の救済措置をとらなければならないと判定する。

- i 「慰安所」制度の設立に責任があることを全面的に認め、この制度が国際法に違反するものであると認めること。
- ii 法的責任をとり、二度と繰り返さないと保証し、完全で誠実な謝罪を行なうこと。
- iii ここで違反が宣言された結果として、被害者とサバイバーと回復を受ける権利がある者に対して、被害を償い、将来の再発を防ぐのにふさわしい金額の賠償を政府を通じて行なうこと。
- iv 性奴隷制について徹底的な調査を実施し、資料を歴史に永久に保存して一般に公開する機構を設立すること。
- v サバイバーたちと協議の上で、戦争中、過渡期および占領期に犯されたジェンダーに関わる犯罪を歴史的に記録する「真実和解委員会」を設立すること。
- vi 被害者とサバイバーたちの記憶をとどめ、「二度と繰り返さない」という約束を果たすために、記念館、博物館、図書館を設立して、彼女たちを称賛し、顕彰すること。
- vii 違反行為の実態や被害状況について人々、とりわけ若い世代に伝えるように、あらゆるレベルでの教科書に十分意味のある記述を行ない、また、研究者および執筆者を奨学金や奨励金を含めて援助するなど、公式、非公式の教育施策を行なうこと。
- viii 軍奴隷制とジェンダー偏向との関係について、また、性の平等とすべての地域の人々の平等を尊重することが絶対不可欠であるということについて教育を支援すること。
- ix 送還を望むサバイバーは送還させること。
- x 政府が所有する「慰安婦」制度に関するあらゆる情報、資料を公開すること。
- xi 「慰安所」の設置と徴集に関わった主要な実行行為者をつきとめ、処罰すること。
- xii 亡くなった被害者の遺骨を家族や近親者から要望があれば、探して返還すること。

148. 「法廷」は、さらに元連合国に対して、以下のように勧告する。

- i 「慰安婦」制度の設立と運営に関わるすべての軍・政府の記録および東京裁判で当制度がなぜ訴追されなかったかの理由に関する資料を直ちに機密解除して公開すること。
- ii 東京裁判で天喜裕仁が訴追されなかったことに関するあらゆる軍および政府の記録をただちに機密解除して公開すること。

iii 戦後各地で行なわれた裁判で、そしてそれ以来55年間にわたって、元「慰安婦」たちに対して犯された犯罪を調査し訴追することを怠った事実を認めること。

149. 法廷は、さらに国連およびすべての国々と人々に対して、以下のように勧告する。

i 被害者とサバイバーおよび回復を受ける権利のある人々に対して、日本政府が完全な賠償を支払うように必要なすべての措置をとること。

ii 以前の「慰安所」に関する日本政府の不法行為および継続する責任について国際司法裁判所の勧告を求めること。

iii そして、ジェンダー、民族、貧困に基づく根深い差別がこのような大規模な残虐行為の根にあることを理解して、軍国主義とジェンダーとしての女性の虐待の直接的な結びつきをさらに研究し、それが、特に戦争と平和のあらゆる問題に関わるものであることをはっきりと認識し、理解すること。そうして初めて、そのような虐待は本当の意味で挑戦を受け、再発を制限する努力が効果をあげるのである。

## 結論

150. 国家は、歴史を通じて、武力紛争下における女性に対する暴力を無視し続けてきた。この史上例のない軍性奴隷制と、マバニケなどの強かん事件を連合国が訴追しなかったことは、被害女性の法への平等なアクセスを否定することになった。またそれにより、被害者の苦痛は平等に問題にする価値がないものという見方、被害者が自らの意思で軍性奴隷制に参加したという見方を永続させた。この犯罪を法の裁きの対象外としたことで、サバイバーは沈黙を強いられ、被害からの癒しを妨げられた。

151. この「女性国際戦犯法廷」とこの判決の道義的な力によって、日本が残虐行為を償い、不法を正す責任を認め、また、未来の世代が女性の平等と尊敬を尊重することを基本に前進することができるように、世界の国家と人々が働きかけることを私たちは希望している。

152. サバイバーの方々の勇気、正義への強い思いと連帯が、このような犯罪が再び見過ごされて再発することがないようにとする世界的な運動を鼓舞してきた。女性に対する犯罪が近年設置された国際刑事法廷の場で裁かれるようになったことは、サバイバーの方々の努力の結実であり、また女性に対する暴力の不処罰を断ち切る基礎を築いたのである。

153. 結びに、私たち判事たちはこの判決を通じ、日本軍性奴隷制の全ての被害女性たちに敬意を表したい。そして、人生を再構築し、私たちの前で証言されたサバイバーの方々の強靱な精神と威厳を称えたい。サバイバーに対して犯されたこの犯罪は、未だに救済されていない第二次世界大戦中の不正義のうちの最大のものの一つとして残っている。日本軍性奴隷制の被害者には、博物館もなく、無名の「慰安婦」に墓碑もなく、未来の世代への教育もなく、そして裁きの日もなかった。正義を求めて闘うために名乗り出た女性たちの多くは、称えられることもない英雄として亡くなった。歴史のページに名前を刻まれるのは、犯罪を犯した加害者たちであり、それに苦しめられた被害女性たちではない。この判決には、表舞台に出て自らの経歴を語り、それによって、少なくとも4日間、悪を新舞台に送り、真実を王座に据えたサバイバーたちの名前が記されているのである。

(この判決要旨は細かな訂正をした最終版を「法廷」事務局から配布することになっています)

# 日本の戦争責任と戦後責任

## 大沼 保昭

### はじめに

日本の戦争責任の問題は、戦後半世紀以上経っても解決されることなく、二一世紀に持ち越された。この問題は、経済大国として国際社会で積極的な役割を果たすことを期待されている日本が、そうした行動をとるうえで大きな足枷となっている。欧州連合(EU)の統合や米州の経済的統合を見据えて急がれる東アジアの地域秩序づくりにおける日本のリーダーシップ。国際社会の反テロ活動や国際連合平和維持活動(PKO)への自衛隊の参加。制定後半世紀を経てさまざまな点で現実不適合が目立っている憲法の改正。国連安全保障理事会の常任理事国としての国際的活動。こうした重要な課題がことごとく日本が戦争責任の問題を回避してきたつけと

て、実現されることのないまま先送りされてきた。この結果、問題はかえって困難を増している。

第一に、第二次世界大戦で日本から最大の被害を受けた中国で、「悪いのは一握りの軍国主義者で、日本国民には責任はない」(毛沢東、周恩来)という寛大な姿勢の意義に疑いをもち、日本に厳しくあたるべきだという声が強まっている。韓国でも、一九六五年に朴正熙政権が反対勢力を力で抑え込んで実現した国交正常化は、「民主化」の進展とともにその正統性が疑問視され、批判にさらされている。今年の夏に教科書問題と小泉純一郎首相の靖国参拝に中韓両国が厳しい態度を示したのは、こうした両国内の世論の高まりによるものだった。中国の民主化が進めば、戦争賠償の請求を放棄した共產党指導部への正面からの批判も避けられず、日本の中国侵略

をどう認識するかという問題は両国民の感情的対立を煽る問題であり続けるだろう。

第二に、日本の戦争責任の問題は、人権観念の高まりとともに、被害国だけでなく先進国を中心に国際社会の関心の的となってきた。一九七〇年代にカーター米政権が「人権外交」を繰り広げたとき、西側諸国でもその評価は分かれており、外交専門家の間にはその稚拙さをあざ笑う雰囲気さえあった。わずか二〇年で状況は一変した。いまや人権は国際政治上最大の争点の一つである。こうした政治文脈の変化のなかで、日本の戦争責任は被害者の人権問題として位置付けられるようになった。この変化を象徴的に示すのが「慰安婦」問題である。女性の地位向上運動と人権の政治的・社会的意義の高まりのなかで、「慰安婦」制度は女性の尊厳を冒した典型と受け取られ、世界中の人権運動家、フェミニスト、メディアの関心を引きつけた。

第三に、右の動向と裏腹に、日本では「謝罪疲れ」とも呼ぶべき鬱積した感情が一九九〇年代後半に高まってきた。日本は戦後長い間戦争責任の問題に立ち向かうのを避けてきたが、八二年に教科書検定が批判を招いて以来、歴史教科書は第二次大戦中の日本の残虐行為や「慰安婦」制度など、現代史の負の面もかなり記述するようになった。細川護国首相以

来、政治指導者は第二次大戦を日本の侵略と認め、侵略と植民地支配へのお詫びと反省を示すようになった。さらに、在日韓国人・朝鮮人の地位改善、サハリン残留朝鮮人の韓国への永住帰還の実現、元「慰安婦」への償い事業など、九〇年代の日本は市民運動に引きずられる形で政府も一定の具体的政策を実施した。しかし、これらの政策は被害者の側からは十分なものと考え、国際的な評価を得ることができなかった。

他方で、天安門事件、中国人密入国者による犯罪、台湾への中国の武力威嚇などから、日本国民の中国イメージは著しく悪化した。九〇年代には日本経済が不況に落ち込み、海外援助も厳しい目でみられるようになったのに、日本から巨額の援助を得ている中国が日本に謝意を示さず、核実験を強行し軍備増強に励んでいることは、日本国民の神経を逆なでした。「慰安婦」問題で日本が世界中から非難され、何かという「ドイツは責任をとったのに、日本はとっていない」と批判されることも、日本国民の心を傷付けた。「ドイツはユダヤ人の組織的虐殺で日本とはちがう」「欧米も植民地支配や帝国主義戦争をしてきたのに、なぜ日本だけが批判されるのか」という反発が強まり、九〇年代後半には、「いったい何回謝ればいいんだ」というフラストレーションが国民の間で昂じてきた。

こうしたフラストレーションを巧みにとらえたのが、「新しい歴史教科書をつくる会」の人々の執筆、宣伝、運動だった。彼らの主張は、漫画という一般市民に親しみやすい媒体の利用、国民の心をとらえる断定的で煽情的な文体的駆使などにより、一般向けの著作・宣伝活動としては大きな成功を収めた。その主張は個人により差があるが、(一)東京裁判批判、(二)南京虐殺の過小評価、(三)慰安婦問題への冷笑的姿勢、(四)日本の戦争責任と植民地支配責任に対して日本が反省・謝罪の姿勢を示すことへの強い反発、などの点で共通する。

これらの著作の読者は必ずしもその主張に賛同しているわけではない。ただ問題は、日本の一般市民が、「つくる会」の主張に全面的に賛同しないまでも、その主張のなかに「うんうん、そうそう」と素直に納得できる部分を見出しているという事実である。それは、日本国民の間に次のような思いが広範に共有されているからではなからうか——日本は確かに第二次大戦や植民地支配で悪いことをやった。それを中国や韓国に批判されれば反論できない。しかし、最近では日本の首相も天皇も韓国と中国にはずいぶん気を遣って一応謝罪はしてきたはずだ。それに、済まないという気持ちがあればこそ、中国と韓国の経済発展には一生懸命協力してきたではないか。それなのにまだ謝罪が足りないというのか。

それを次に考えてみよう。

(一) ここで戦争責任とは、第二次世界大戦と台湾、朝鮮の植民地支配について日本およびその構成員が負うべきさまざまな責任を指す。この意味での戦争責任は、大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』(第四版、東信堂、一九九七年)で明らかにしたように、時期により論者により、内容を異にする。一九六〇年代までは、主に日本国民を第二次大戦という悲惨な戦争に引きずり込んだ主体はだれかという視点から責任が問われたのに対し、七〇年代以降は、日本が総体として中国その他の被害国に対して負うべき責任という意味でも用いられるようになった。八〇年代からは、後者の意味での「戦争責任」に正面から取り組むのを怠ってきた戦後の日本のあり方を問うという意味で、「戦後責任」という語が用いられるようになった。同時に、個々の被害者への補償に焦点をあてた「戦後補償」という語が登場した。この頃から日本の植民地支配に伴う責任問題も論じられるようになり、戦争責任は第二次大戦のみならず植民地支配にかかわる責任と補償の問題を含めて論じられるようになった。九〇年代になると、これら的一切を含み、近現代史を中心とした日本の歴史をいかに認識するかという意味で、「歴史認識」という言葉が用いられるようになった。また、「責任」という言葉は法的責任に限らず、日本人ないし日本国民個人々人あるいは総体の道義的・倫理的責任、政治家・指導者あるいは日本それ自身がとるべき政治的責任など、多様な形態・性質の責任が論じられてきた。

本稿は、こうした多様な言葉が用いられている現実をそのまま受け止め、そのなかで主に日本の遂行した第二次大戦と植民

日本の戦争責任をめぐる最も困難な問題は、右のような日本一般市民の意識と、中国や韓国など日本から被害を受けた国の一般市民の意識との間に、巨大なへだたがりがある点にある。中国や韓国の民衆の側から言えば、「日本が謝つたですって?」(冗談もほどほどにしてよ)というのが率直な反感なのである。中国、韓国とも日本よりはるかに経済小国であり、日本がけしからんことをしても自国には有効にこれを阻止する力がないというフラストレーションも、さらに日本へのいらだちをかき立てるものである。

日本と中韓の間にあるこの巨大なギャップは簡単に埋めることのできるものではない。「歴史認識問題の解決」がよく語られるが、何よりも必要なのは、こうした乖離があることを冷静に認識してその原因を探ることである。日中(日韓)双方が、相手がなぜそれほど異なる認識をもっているかを理解することができれば、相手の意見を受け入れることはできなくとも、冷静に聞くことはできる。相手の言い分を十分聞くことができれば、両者の意見が一致するという意味での「問題の解決」はなくても、最低限「あまりといえはあまり」という類の言動を抑制し、相手の感情をやわらげ、将来のよりよい関係への歩みを一歩一歩進めることができる。それでは、かくも巨大な乖離を生んでしまった原因は何か。

地支配に伴う被害者・被害国への責任一般と、そうした問題から目をそむけてきた戦後日本の責任という意味での戦後責任の問題を中心に検討を進める。

(二) 一九九〇年代には自民党の野中広務元幹事長をはじめ、多くの人が二〇世紀に生じた問題は二〇世紀のうちに解決することを願い、力を傾けたが、努力は実らなかつた。そうした努力は貴重なものだが、問題のかんりの部分が被害者側の認識にかかって以上、二〇世紀中の解決には本来無理な面があり、二一世紀に持ち越されたのはやむをえない。それは残念なことではあるが、過度の悲観論に陥る必要もない。戦争責任は、日本社会で好んで用いられる「けじめ」がつくような類の問題ではなく、「慰安婦」など個々の問題の具体的解決に尽力しつつ、日本国民が時間をかけて近隣諸国民との間で解きほぐしていくほかない問題だからである。

(三) 南京虐殺の問題も、中国だけでなく米国でも大きな関心を呼んだ。米国では戦時中の捕虜に対する補償の問題も、州議会、連邦議会、司法府で取り上げられ、各種メディアにより広く報道されている。

(四) 大沼保昭「単一民族社会の神話を超えて」新編、東信堂、一九九三年、三七三―四九六ページ、同「サハリン棄民」、中公新書、一九九三年、サハリン残留韓人・朝鮮人問題議員懇談会編「サハリン残留韓人・朝鮮人問題と日本の政治」、一九九四年、大沼保昭「サハリンから韓国への帰還」、『説書新聞』一九九九年三月二二日、大沼保昭・下村満子・和田春樹編「慰安婦」問題とアジア女性基金、東信堂、二〇〇〇年、などを参照。

(五) これらの施策は、ドイツに比べて一般に考えられているは

と劣っているわけではない。たとえは、「蘇安婦」問題で日本は法的責任を認めないからけしからんと非難されたが、ドイツの施策も日本と同じく道義的責任に基づくものである。ただ、こうした点の説明・広報能力において日本政府が決定的に劣っていたことは否定できない。

(6) 日本が不況にあえいでいる間に中国が着実に経済力を増大させ、日本の繊維産業や農業の脅威となり、二世紀の経済大国としての姿をくっきりと示し始めたことも、中国への反感、警戒を生んだ大きな要因である。

(7) 「つくる会」に対抗する韓や中国、韓国の主張が時として誤った事実認識に基づき、日本現代史の全面的否定に流れる傾向をもっており、一九九〇年代にグローバリゼーションに対して自らのアイデンティティを模索していた日本の一般国民の感覚と乖離していたことも、「つくる会」系の主張が短期間に大きな成功を収めた一つの要因であった。

(8) 小林よしのり「新ゴーマニズム宣言SPECIAL戦争論」、幻冬社、一九九八年、西尾幹二「国民の歴史」、産経ニュースサービス、一九九九年、岡ほか「新しい歴史教科書」、扶桑社、二〇〇一年、ほか。

(9) 私の講義の受講者にもこれらの著作を読んだ者はいるが、彼(女)らの多くは「大東亜戦争はアジア諸民族を欧米の支配から解放する戦争だった」といった類のことをまともに信じているわけではない。戦争という「取っつきにくい」問題をマンガチックに描いているから面白い、話題本だから読まなきゃ、といった気持ちで買求めた者も少なくない。

(10) もっとも、中国や韓国の人々が日本の侵略や残虐行為を片時も忘れずに暮らしているというわけではない。中国の一般国民

民にとって日本はまぶしいほどの先進国であり、韓国の苦い世代にとって現代日本の文化やファッションは憧れの的である。ただ、こうした日本への憧憬と過去の日本の所業を日本が深く認めていないという不満は同一人のなかで共存しており、小泉首相の靖国参拝や第二次大戦の日本の行動を正当化する教科書が日本の検定を通ったという報道などがなされるたびに、後者の感情が激烈な形で噴出するのである。

### 二 「歴史認識」をめぐる日中、日韓の乖離

(1) 戦後日本の被害者意識と加害者性の自覚

最初に指摘しなければならないのは、第二次大戦や植民地支配で日本が近隣諸民族にどれほど大きな被害を与えたかを日本国民が十分認識しておらず、被害者である中国や韓国の人々の気持ちを実感をもって理解できない、という事実である。これには次のような理由がある。まず、第二次大戦で日本国民自身大きな被害を受けた。二三〇万の将兵が主に異国で悲惨な死を迎え、八〇万の民間人が犠牲となった。決定的には、広島・長崎が人類史上初の原爆攻撃を受けた。一般の

日本国民にとつて、戦争とは何よりも自らの生活を破壊した恐むべきものであり、自国の軍隊が殺し、傷つけ、莫大な損害を与えた他国の人々の境遇に思いを寄せ余裕はなかった。

戦勝国が戦後日本国民に寛大な政策をとって戦争賠償の問題に決着をつけたことも、日本の侵略という厳然たる事実を日本の政府と国民の意識から薄れさせる効果をもった。戦後、「勝者」たる連合国の占領軍は、飢えた日本の救済者であり、どん底に落ち込んだ日本社会再建の心強い保護者であった。東京裁判で侵略の罪が問われたとはいえ、裁かれたのは二七名<sup>(1)</sup>の政治家と高級軍人にすぎなかった。日本の一般国民は、連合国による東条英機たちへの責任追及を、自らを含む日本国民総体の代表として侵略戦争の責任を追及されたとは受け取らなかつた。米國は講和に際しても寛大な講和政策をとり、日本の侵略責任を強く主張するフイリピンなどの主張を抑え込んだ。

最大の被害国中国の態度は米國にもまして日本国民に寛大なものだった。中国は一九三一年以来の日本軍の侵略により、数千万の死傷者を含む膨大な被害を出した。にもかかわらず、中国の指導部は「日本の侵略の責任は一握りの軍国主義指導者にあり、日本国民にはない」という建て前を維持した。一九七二年の国交正常化にあたって中国政府は、まともに請求

したとすれば天文学的な数字となっただろう戦争賠償を放棄した。毛沢東、周恩来らがしたたかな現実政治家であった以上、右の態度の背後にはさまざまな政治的思惑があったのだろう。ただ客観的にみて、右の態度が人間業とは思えないほど寛大なものであったことは否定できない。とりわけ、自分の父や夫が日本軍の手で殺され、妻や娘が犯され、家を焼かれた中国の被害者や遺族の目には、自国指導者の態度は理解を絶するものと映ったにちがいない。しかし、強大な権力をもち、毛沢東、周恩来というカリスマ的な指導者を擁していた共産党政府は民衆の反発を抑え込み、「日本国民に侵略戦争の罪はない」という建て前を説き続けたのである。

戦後日本にとつて桁違いに重要な国である米國と、日本が長い歴史上当にその存在を意識し、戦争で最大の被害を与えた中国という二つの国が日本の戦争責任に寛大な態度をとったことは、戦後日本を「甘やかす」効果をもつことになった。この点、ホロコーストという特異な罪を犯し、戦後も一貫して米國で強い発言権をもつユダヤ人の厳しい視線にさらされ続けた西ドイツとの間には大きなちがいがあろう。このことは、戦争責任にかかわる過去の論議を振り返れば明らかである。一九四五―四七年と五五、五六年の第一次、第二次戦争責任論争では、日本国民総体としてのアジア諸民族に対する戦争

責任という問題意識自体が存在しない。吉本隆明、丸山眞男、佐多稲子、福田恒存など、そうそうたる顔ぶれがそろっているにもかかわらず、論争は責任主体としての天皇、軍部、政党、文学者といった論点にとどまり、被害者たるアジア諸民族との関係は出てこない。被害者の視線への感受性はほぼ完全に欠落していたのである。

一九七〇年代から八〇年代にかけて、戦争にかかわる日本社会の認識はゆつくりと変化していった。七二年の日中国交正常化の際、日本は「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」(日中共同声明前文)ことを明らかにした。第二次大戦中の中国における日本軍の所業を問題とした一連の著作が多くの人々の関心を引いた。また、八〇年代の日本は経済大国への道を一気に駆け上がり、その言動が国際社会の注目を引くようになった。近現代史の暗い側面をできるだけ書かないよう指導してきた文部省の教科書検定は内外の批判を受け、方針変更を迫られた。日本の戦争責任・戦後責任を問題にしてきた学問と市民運動も徐々にメディアや一般市民の間に浸透し、「第二次大戦の加害者日本」の側面が意識されるようになった。西ドイツが日本に比べてまともな戦争責任の問題に立ち向かう姿勢を示してきたことも、経済大国化し、ゆとりの出てき

た日本国民の自己反省材料となった。

一九九三年、非自民連立政権の細川首相は日本の戦争が侵略だったことを率直に認めた。九五年には自民党を含む三党連立政権で社会党の村山富市首相が、日本が「植民地支配と侵略によって……アジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」たことを「疑うべくもないこの歴史の事実」と認め、「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち」を表明する談話を発表した。この談話は自民党内の強い抵抗を押し切ってつくられたものだったが、その後村山内閣を継いだ歴代の自民党政権はこれを否定していない。逆に、歴代自民党政権は村山談話を確認し、その歴史認識を維持することを繰り返して明らかにしている。このことは、自民党の多数派も、談話に示された歴史認識の定着とこれを覆すことが招くだろう国際社会の強い反発と批判を考慮して、談話を維持せざるをえないと考えていることを物語る。

#### (2) 加害者認識の定着とそれへの反発

村山談話に示される歴史認識が定着し、ドイツほど徹底した形ではないまでも一応そうした認識に基づく教育・外交政策がとられるようになってきたことは、日本の一部の排他的ナショナリズムを強く刺激した。一九八〇年代の日本社会は「国際化」と好況のなかにあり、第二次大戦の加害者という新

たな自己認識を比較的余裕をもって受け入れることができたが、九〇年代には日本社会の雰囲気は微妙に変化してきた。そのきっかけは「慰安婦」問題だった。「慰安婦」問題は人権理念と女性の地位の急速な向上という国際的潮流のなかで、女性の人権侵害の集積的事例とみられ、短期間に世界的な関心を呼んだ。問題が顕在化したとき、日本政府が日本軍の関与を認めず、逃げの姿勢で問題を切り抜けようとしたことへの怒りは、広範な非難を呼び起こした。他面において、「慰安婦」制度はあまりに衝撃的で短期間に大規模な非難を招くものだったため、非難には不正確で観念的・一面的なものも少なくなかった。

一九九五年、村山内閣はアジア女性基金(女性のためのアジア平和国民基金)を設立し、(一)被害者への総理のお詫び、(二)日本政府による被害者への医療福祉事業、(三)被害者への国民からの償い金、(四)将来への教訓とするための歴史的研究所を柱とする具体的解決策を打ち出した。この政策は一面では、韓国、フィリピン、中国など、被害者の国々が日本との条約などで戦争と植民地支配に関する請求権を放棄しており、日本に賠償・補償の法的義務があるとすることは難しいという事情に基づくものだった。しかし、基金は同時に、「慰安婦」という忌むべき制度を生み出し、戦後その償いを怠っ

てきたのは政府だけでなく国民全体の問題であり、償いは日本国の一員として国民と政府が共に担うべきものだという理念に基づくものだった。また、日本と被害者の国との物価水準の差を考えれば、フィリピンで三二〇万円、韓国、台湾で五〇〇万円という償い金と医療福祉事業の額は、貧しい生活を送ってきた元「慰安婦」たちにとって大きな意味のあるものだった。被害者個人に手渡された総理のお詫びの手紙も、少なくとも一部の被害者に大きな満足感を与えるものだった。

しかしながら、前述した圧倒的な批判、非難の声のなかでアジア女性基金の右のような積極的意義はほとんど評価されなかった。村山内閣を継いだ橋本龍太郎、小淵恵三内閣も中国、韓国に対して繰り返した謝罪を示さざるをえなかった。また、「慰安婦」問題の盛り上がりを受けてかなりの数の歴史教科書が「慰安婦」問題を記述するようになったが、これは一部の人々の強い反発とかなりの一般国民のとまどいを招いた。さらにナチスの罪を明快に認めたドイツのヴァイツェッカー大統領の著書が広く読まれ、「歴史認識について深いドイツ、ダメな日本」というイメージが広範に流布した。

一九九〇年代後半に日本の経済状況が悪化し、国民の心理に重苦しさを加えていくなかで、こうした事実が日本国民の「歴史認識」に微妙な変化をもたらすことになった。それは、

「われわれはそれほど批判されなまきならん国民なのか」という鬱勃たる不満であり、「いったい何度謝りゃいいんだ」という屈折した思いである。八〇年代から九〇年代にかけて日本社会には第二次大戦の加害者・植民地支配者としての日本という認識はかなりの広がりをもたせ、細川、村山、橋本、小淵の歴代内閣が韓国や中国に反省と謝罪の姿勢をとることに ついてもそれなりの支持があった。しかし、日本国民の大多数は、中国が第二次大戦で日本軍からこれだけ膨大な被害を被ったか、その賠償請求を放棄したことがどれほど無念なことか、という点を十分知ったうえで政府の反省と謝罪を支持してきたわけではない。また、「慰安婦」問題や南京事件に関する日本批判や反省・謝罪の唱導には、事実の歪曲や誇張に基づく非難、「無限に頭を垂れる」式の空疎な言説も少なくなかった。こうして、歴代首相が中国、韓国に謝罪を重ね、韓国参拝を控え、それでも非難を浴び続けると、「いい加減にしてくれ」という鬱屈した気分が次第に高まってきたのである。

(3) 中国と韓国の状況

中国と韓国の側には、一九八〇年代以降「民主化」の進展に伴って民族主義・愛国主義が高揚するという逆説的な問題が生じてきた。前述したように、「一握りの軍国主義者と日本国民」を峻別し、日本国民の責任を問わないという中国指導

部の方針は、日本軍の侵略で悲惨な被害を被った中国民衆の感情とは乖離したものだ。日中国交正常化における戦争賠償放棄も、国内の反対を共産党の権力によって抑え込んで実現したものだ。韓国の場合も、六五年の日韓正常化は、これを屈辱とする韓国民の反対を朴政権が力で抑え込んで実現したものだ。韓国では「民主化」が進むと、かつての力による「解決」は正統性を欠くとして次第に批判を受けるようになってきた。中国では批判的言論は未だ共産党権力の掣肘を受けるものの、八〇年代以降の開放路線で指導部自身が社会主義に代わって愛国主義を強調してきたため、周恩来のように日本に寛大な態度をとることができないというディレンマに立たされることになった。

一九九八年の江沢民主席の訪日の際の江沢民の謝罪要求と、これに対する日本社会の強い反発は、日本の戦争責任に関する中国の強硬路線への転換と「謝罪疲れ」という日本国民の気分とが正面からぶつかりあったものだった。江の謝罪要求は、その直截すぎる物言いと、直前の金大中韓国大統領の「歴史問題はもう韓国側からは持ち出さない」という宥和的な姿勢とのコントラストから、日本国民の強い反発を招いた。戦争責任という負い目を感じていたにもかかわらず強い反発を示した日本国民の側には、次のような思いがあったものと

思われる。確かに日本は中国にひどいことをした。にもかかわらず、中国は国交回復の際戦争賠償を放棄してくれた。さすがは数千年の歴史をもつ大國中国の指導者は大人だと感心した。なればこそ、日本は長年にわたって巨額の経済協力を行なってきたではないか。日本は戦争責任を正面から認める点では不十分だったかもしれないが、実際の行動ではそうした思いで中国の経済発展に協力してきた。それは中国側も口には出さないがわかっていたはずだろう。それを今になって露骨な形で何度も謝罪を要求するとは何事か。大國の指導者、大人の香りのかけらもない小人の言いくさではないか。

日本側のあまりの反発に驚いた中国指導部は、取り敢えず方針を変え、二〇〇〇年の朱鎔基首相の訪日に際しては努めて宥和的な姿勢を示した。しかし、そうした姿勢が中国国内に伝えられると、そうした「弱腰」に対する批判が相次いだと言われる。ただ、こうした批判は、現在の中国の体制では正面から指導部の宥和的な姿勢を糾弾して政策を変えさせることはできない。韓国にしても、「つくる会」の教科書が検定を通ったことに反発し、日本の政策を変えさせようとしたところで、現実にとりうる手段は限られている。日本は中韓兩國からみて巨大な経済大國である。どれほど国民の怒りが激しくとも、中韓兩國政府は日本を正面から敵にまわして経済

金融関係を断つことはできない。そうした政策は、経済的に日本よりはるかに非力な自國にとって大きな不利益になるからである。中韓兩國政府とも、日本に慎重な言動を求めながら、自國內の不満と怨念をなんとか宥めていかざるをえないのである。

- (1) 大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、一一八―一二〇ページほか参照。なお、第二次大戦の最高責任者たる昭和天皇が責任をとらずその地位にとどまったことを重視する見解も根強い。昭和天皇の責任問題については、井上清「昭和天皇の戦争責任」、現代評論社、一九七五年、加藤典洋・橋爪大三郎・竹田晋嗣「天皇の戦争責任」、狂言房、二〇〇〇年、などを参照。
- (2) B C 級戦犯裁判で処刑された者は約一〇〇〇名に上るが、この事実は日本国民にはほとんど知られていない。
- (3) 一般の国民にとって、東条に代表されるお偉方は、自分たちを悲惨な戦争に引きずり込んだ責任者であり、その意味で戒められるのは当然のことだった(大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、一五二ページほか)。
- (4) 北岡伸一「賠償問題の政治力学」、北岡伸一・御厨賢輔「戦争・復興・発展」、東京大学出版会、二〇〇〇年、一七三―一七四ページ。大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、一七〇―一七一ページ。
- (5) 日本の侵略による中国の犠牲者についてはさまざまな数字が掲げられている(最近の中国政府は三五〇〇万の死傷者という言い方をしている)が、中国側の政治的意図や統計の不備と

いう問題もあり、厳密な数字を挙げることは困難である（石井明「戦後日中関係の軌跡」『外交フォーラム』一九九七年一月号、九五―九六ページ参照）。

(5) 「張香山回想録（中）」終戦から二七年、日中の懸け橋が十分に築かれた。「論座」一九九七年二月号、二七―二二二ページ、劉傑「日本と中国の和解をめざして」、船橋洋一編『いま、歴史問題にどう取り組むか』、岩波書店、二〇〇一年、一〇六―一〇七ページ参照。

(7) (一)敗戦後の弱体化した日本から被害に見合った巨額の賠償を取り立てることは不可能であり、とするなら日本に恩を完つておいた方がよいという思想、(二)一九六〇年代までは対米、七〇年代は対ソ戦略上、日本を味方に引きつけておくべきだという戦略的考慮、(三)「日本人」による社会主義革命への期待、(四)社会主義イデオロギーによる「人民」尊重、(五)伝統的華夷思想に基づく寛大な謙和という理念、(六)国交関係をもっていた台湾との関係を日本に断絶させるため中国側も譲歩しなければならなかった（日華条約では中華民国がすでに賠償請求権を放棄していたことを中国も考慮せざるをえなかった）という事情、(七)ヴェルサイユ条約の失敗を中国の指導部も意識しており、それを避けようとしたことなど、さまざまな要因が考えられる。

なお、賠償請求を放棄しておいて将来日本から巨額の経済援助を手に入れるつもりだったという解釈もあるが、国交正常化後日本がこれほど経済大国化して中国に巨額の援助を続けるようになることを中国指導部が予想できたかどうか、疑問である。この解釈は、後で実際に起こったこと（日本から中国への巨額の援助）を七二年時点の周恩来たちの予測として遡らせる後知

恵的な解釈であり、中国指導者の未来予測能力への過大評価があるように思われる。

(8) 中国外務省顧問として一九七二年の国交正常化に深くかかわった張香山は、毛沢東は人民大衆に高い威信があり、毛が決めたことを人民大衆が「批判することはありえなかった」と述べる（張インスタービュー、前掲「張香山回想録（中）」二二二―二二二ページ）。毛が高い威信をもっていたことは事実だろうが、批判がなかったのは、そうした威信だけでなく、当時の中国が「一つの声しか許せない、いわば「非民主的」国家であり、「政府の対外政策の決定がどの程度民意を反映したのか、甚だ疑問」（劉傑、前掲論文、一〇七ページ）という事情にも基づくものだったろう。

(9) 韓国やフィリピンのように、日本の戦争責任に厳しい態度をとった国がなかったわけではない。しかし、それらの「小国」の存在は日本の指導者や市民の目に入らなかった。

(10) 大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、一六〇―一七〇ページ。

(11) 講和をめぐる一九五―一五二年の論争、東南アジア諸国との戦争賠償や日韓国交正常化をめぐる論議にも、侵略戦争の主体、植民地支配者としての日本という視点はほとんどみられなかった（岡右、一七〇―一七四ページ）。

(12) 大沼保昭、藤田久一編集代表「国際条約集（二〇〇一年版、有斐閣、七四九ページ）。同旨の表現は、それ以前のサンフランシスコ平和条約、日華平和条約、日韓基本条約、東南アジア諸国との賠償協定には見られない。

(13) 本田勝一「中国の旅」、朝日新聞社、一九七二年はその代表である。

(14) 外務省「外交青書」一九九六年版、第一部一六五―一七〇ページ。  
(15) 五十嵐広三官房長官記者会見、一九九五年六月一日。  
(16) 「女性のためのアジア平和国民基金」呼びかけ文、大沼・下村・和田編、前掲書、二四九―二五〇ページ。大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、三四〇―三四二、三五四―三五七ページも参照。

(17) 償い金は一律二〇〇万円であるのに、政府の医療福祉事業は韓国、台湾三〇〇万円、フィリピン二〇〇万円としたのは、各国の物価水準の違いを考慮に入れた結果である。三二〇万円が日本の数千円にあたるフィリピンでは（一九九九年の日本の一人当たり国内総生産はフィリピンの三〇倍以上、平価ベースで約七倍）、多くの犠牲者が受け取ったお金で家を建てたほか、医療費、生活費、これまで世話になってきた子供や親戚へのお礼などに使っている（大沼・下村・和田編、前掲書、一四八―一四九ページ、フィリピン人元「慰安婦」からのヒアリング、二〇〇一年三月一九、二〇〇日）。

(18) フィリピンで最初に名乗り出た元「慰安婦」のロサ・ヘンソンさんは、橋本首相からの謝罪の手紙に大きな満足感を示し、死ぬまで客間に手紙を飾り、訪問者にそれを見せていたという。自身も元「慰安婦」と会った経験からしても、総理のお詫びの手紙が一部の犠牲者の慰めになったことは事実である。ただ、私が会った圧倒的多数の犠牲者は償い金と医療福祉事業という物質的償いの方をはるかに重視し、できればもっと額を増やして欲しいと述べていた。

一九九五年にアジア女性基金が危殆に陥ったとき、多くの人権NGO（非政府組織）は、被害者が求めているのは名誉の回復でありお金ではない、と主張した。多くのメディアもそうした主

張に沿って大々的に基金を批判する報道を行なった。当時私は、そういう被害者もいるだろうが、被害者は多様であり、謝罪のほかにお金が欲しい人もいるのだから、そういう被害者の気持ちにも応えるべきだと主張したが（元慰安婦への償い、四つの柱「読売新聞」一九九五年六月二八日（大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、三五三―三五七ページ）に収録）、当時の感情的な雰囲気なかではほとんど相手にされなかった。それから六年間、基金の一回として実際に被害者に償い金、医療福祉事業、総理のお詫びの手紙をお渡しする現場に携わって、私は実感を込めて私の主張は正しかった、と断言できる。

残念なことだが、一部の声高な人権NGO、フェミニズムの担い手、ジャーナリストは、きわめて強硬的である。彼（女）らは多様な被害者の声を無視して、自らが正義と信ずることをひたすら主張する。その「正義」は、しばしば一部の被害者の主張とは合致していても、他の被害者の願いとはかけ離れている。また、マスメディアが「被害者が求めているのはお金でなく名誉回復だ」という論調で大々的に報道したため、この六年間、韓国と台湾で多くの元「慰安婦」が償い金や医療福祉を受け取ることを恥とする社会的圧力におかれてきた。「本当は受け取りたいのだが、受け取ったことが知れると大変なことになるので、こっそりと手渡して欲しい」という希望を基金に寄せた元「慰安婦」は少なくない。これほどマスメディアの影響力は巨大であり、まがうことなき権力なのである。そうであるだけに、ジャーナリストは多様な被害者のニュアンスに富んだ声の取材に努め、人間としての想像力を駆使して、冷静で多面的な報道を心がけるべきである。元「慰安婦」という苛酷な境遇におり、身体にさまざまな障害を抱えている六〇代から八〇代の

女性が、皆が「名譽回復が大事で、お金は問題じゃない」と言うだろうか。記者一人一人が卑なるきれいごと、建前でなく、自らをその立場において深く考えれば、一九九五年当時でも答えは自ずと明らかだったのではなからうか。

(19) このほか、米国で第二次大戦中の強制労働をめぐって日本企業を訴える訴訟も提起され、それまで「戦後補償」を他人と見ていた企業関係者に衝撃を与えたとともに、不況のなかで巨額の賠償への警戒を呼び起こすことになった。

(20) 前述三ページ参照。

(21) 本文に述べた韓国の一般的風潮にもかかわらず金大中大統領がこうした態度をとることができたのは、金大統領自身が「正統性を欠く」日韓正常化の犠牲者だったのに強いリーダーシップで日韓の和解を模索したこと、および、韓国の経済発展と市民社会の成熟により日本への感情的反発をいさめる雰囲気(精神ゆとり)が強まったことによる。しかし、対日宥和政策を支える基盤は決して強固なものでない。今年の教科書問題では、金政権は国内の対日強硬派の強い批判にさらされ、日本に対して強い姿勢をとらざるをえなかった。

### 三 とるべき態度と政策

こうした現実を見透かして、中韓はどうせ大したことはできないんだから、歴史認識問題などは放っておけばよいという考えもありうる。また、下手に動いて「寝た子を起(こ)す」より、ひたすらそっとしておいて時が解決するのを待てばよいという考え方もある。後者は基本的に日本政府、特に外務

省の主流がとってきた態度である。この問題に時間の経過による解決しかありえない部分があることは確かである。しかし、官僚がそうした方針を好んだのは、この問題が彼(ら)らが最も不得意とするタイプの問題だからでもあった。

現実には、「寝た子を起(こ)さない」政策はほとんど効を奏さなかった。官僚たちがいかに息を潜めていても、被害者、学者、NGO、メディア、大東亜戦争肯定論の日本の政治家などは、それぞれ異なる動機や立場からにせよ、官僚たちが寝かしたつもりの子供を起(こ)してきた。そもそも日中・日韓の政府によって「寝かされた」子に、無理矢理寝かされていることに大きな不満がある以上、この政策が機能しないのは当然である。そして、在日韓国・朝鮮人の地位改善にせよ、教科書の記述内容の改善にせよ、サハリン残留朝鮮人の韓国への帰還にせよ、「寝た子が起きてしまった」問題で多少なりとも評価された政策は、ほとんどが市民運動をきっかけに政治家のイニシアティブで実現したものである。「つくる会」の教科書検定合格をめぐる危機的状況を救ったのも、同教科書の採択に危機感を持ち、大々的な批判を繰り広げた市民運動だった。

どうせ中韓には日本の政策を変えさせる力がないのだから、中韓の「内政干渉」など無視すればよいというもうひとつの

考えは、国際関係を近視眼的にしか観ることのできない皮相な見解と云うほかない。まず、日本への憤懣を抱えながら日本と表面上「大人の付き合い」をする中韓両国は、日本のさまざまな積極的役割(東アジア地域秩序形成における日本のリーダーシップ、安保理の常任理事国化、PKOへの本格的参加等々)に陽に陰にブレーキをかけ続けるだろう。恒常的に韓国、中国と交渉しなければならぬ漁業問題や貿易問題にも悪影響が及ぶだろう。また、戦争責任を明確に認めようという日本は、かつて侵略を受けた側からみれば「悪いと言わない以上、将来またやるかもしれない」という疑心暗鬼の対象である。特に中国は日本の脅威を自国の軍備増強の口実にするだろう。このように、戦争責任について中韓両国の理解を得ないままにしておくことは、日本自身にとって大きな不利益となるのである。

第二に、日本の不利益は中韓両国との関係だけにあるのではない。第二次大戦について日本が深く自らの非を認めないという評判は、国際的に確立してしまった。なかには「日本はもう謝らなくていい」と言ってくれるマレーシアのマハティール首相のような指導者もいるが、こうした声は文字とおりに「ありがたい」こと、つまり例外であって一般的な意見ではない。中韓ほどではないにせよ、東南アジアも、米国も、

欧州も、「日本はなぜあれだけの国でありながら、ことこの問題になるとあれほどダメなのか」という目で日本を見ているのである。こうした評判は、日本が国際社会のさまざまな国と関係を取り結び、政治・経済・文化のあらゆる面で行動していくうえで大きな不利益となる。

第三に、第二次大戦と植民地支配にかかわる賠償・補償問題について、日本政府は条約により解決済みと主張してきた。国際法学者としてこの議論が基本的に正しいことは私も認める。しかし、この議論の射程がどれほどのものかは、政府も国民も熟考すべきである。条約で法的に決着がついたこと、その「決着」が安定した平和な協力関係をもたらすかとは、別の問題だからである。たとえば、ヴェルサイユ条約は第一次大戦をめぐるドイツと連合国との関係に「法的な決着をつけた」条約だった。しかし、ドイツに対してあまりに苛酷なヴェルサイユ条約は、第一次大戦後の平和を支えることができなかったのである。

第二次大戦後に日独との関係を構築した連合国の指導者には、「ヴェルサイユの失敗」を繰り返すまいとの意識があった。それが日独への寛大な戦後政策、講和、国交正常化をもたらした大きな要因だった。この政策は大きな成功を取め、日独は戦後速やかに復興し、一九七〇年代からは途上国への大規

模範経済・技術援助などの形で国際社会への「恩返し」がで  
きるようにまでなった。しかし、そうした成功は、当時発言  
権を封じられた被害者の犠牲の下に達成されたものだった。  
この怨念がその後も続き、機会あることに噴出してきているので  
ある。

ヴェルサイユで不正かつ苛酷な講和を強いられたドイツ国民の怨念は、最終的にナチスの台頭をもたらし、第二次大戦の悲劇を招いた。第二次大戦の賠償に関する「法的決着」は、日本から見てもさへ(交渉時には日本もまた致しかつたという言い訳はあるものの)後ろめたいほど少ない賠償額による(中国の場合は無賠償の)「決着」だった。被害国の側にそれを不正な決着と見る声が強いのには当然である。「法的に決着がついた」ということは、日本には基本的に賠償義務はないということであつて、道義的・政策的観点から個別に補償や尊厳回復の措置をとることが妨げられるということではない。各種特別立法による個別補償問題の解決は、サンフランシスコ平和条約や日中共同声明といった第二次大戦後の基本的枠組みの正統性を補い、高め、それによって戦後の枠組み全体を東アジアの平和で安定的な関係の基礎として機能させ続けるうえで、必須の補完作業と見るべきである。

第四は、さらに根源的な理由である。それは、私たちがこ

れから日本をどういう国家に創り上げようとしているのかという問いにかかわる。第二次大戦で大日本帝国という国家に「ひどい目に遭わされた」日本国民は、戦後ひたすら経済的な私益追求に専念して「国家」を遠ざけてきた。ところが、一九九〇年代にグローバリゼーションが進行し、これまで日本国民が自らのアイデンティティを一体化させていた経済は、自らを納得させる力を失った。不況と失業に怯えるなかで、それをやわらげ生活を守る役割を、人々は日本という国家に期待した。その答えとして提出されたのは、過去の日本の所業を丸ごと正当化する復古主義的な国家論だった。他方、こうした国家論を批判する側は、相も変わらず国家それ自体を毛嫌いし、ひたすら個人と市民を語り、国民という物語の虚構を攻撃した。一言で言えば、両者の間に位置すべき健全な国家論は存在しなかった。

「国家」や「国民」を毛嫌いする立場から考えてみよう。私たちが中国人と「個人として」関係を取り結んだとする。その際、たまたま相手の中国人の父親が日本軍に虐殺されたという事実を知ったとき、私たちは、その問題と自分が日本人であることは関係ないと言いつけるだろうか。そういう人はほとんどいないだろうし、言い切れなくてよいのである。私たちは自らを「個人」と思い込むことで国家から自由になる

ことはできない。知識人は国家の衰退や国民の虚構性を語る。それは全面的に誤りではないが、彼(女)らがそれを語るのは国際金融や情報化という目に見える現象に目を奪われ、現代人のあり方を基本的に規定している国家の存在と活動をあたたかも空気のように自明視しているからでもある。他面において、私たちのあり方を規定している日本という国家は、国民が自らの手でそのあり方を創つていくことができる民主主義の国である。それは、戦争責任を回避しつつも、戦後敗戦の焼け野原から半世紀で世界有数の経済繁栄と安全な社会を達成し、徹底した平和主義的政策を遂行し、貧しい国々に巨額の経済援助を行ってきた国でもある。

もうひとつの立場、つまり一九九〇年代に声高に「国家」を語り、「国民としての誇り」を語った人々は、第二次大戦が日本の侵略戦争であつたことや日本軍が戦時中残虐行為を犯したことを認めて被害者や被害国の国民に謝罪することは自虐的だと批判してきた。また、アジア諸民族を侵略したのは日本だけでない、欧米列強も同じであり、現在の法や道徳観で過去を裁くべきでないと主張してきた。

77 日本の戦争責任と戦後責任

こうした態度が本当に誇りある態度と言えるだろうか。ドイツを除く欧米が自らの過去の悪行に正面から立ち向かっていないのは事実である。日本が台湾と朝鮮を植民地化した時

代の法と道徳が今日のものと同一でないこともそのとおりである。先人たちが欧米列強の脅威に立ち向かって日本の独立を守るうとし、国民の豊かな生活を求めて懸命に力を尽くしたことを、後代に生きる者の気楽さで軽々に批判すべきではない。しかし、欧米も同じことをやったからといって日本の悪行が帳消しになるわけではない。閩妃を暗殺して朝鮮を植民地化し、関東軍の謀略によって「満州事変」を開始し、宣戦布告なしに真珠湾とマレー半島を攻撃した帝国日本の行為は、当時の法と道徳の規準からしても断罪されるべきものだった。そして、一四年に及ぶ中国大陸での日本軍の戦闘行動の過程で日本軍が当時の国際法に違反するさまざまな残虐行為を犯したことも、残念ながら否定できないのである。

過去は取り返しがきかない。なればこそ、過去に犯してしまつた過ちを認め、被害者への償いはたし、将来二度とそうした過ちを犯さぬよう具体的な努力を積み上げる作業が大切なのである。それは自虐的な姿勢ではない。むしろ、自らに誇りをもちうる者こそ自己の過ちを認めることができる。戦争責任を認めたことには、日本の国民的利益を損ない、自らを辱めるものであつた。そうである以上、政治指導者、メディア、国民は、それぞれの立場で深く過去の過ちを認め、国際社会にわかりやすい言葉でそのことを伝えるべ

までである。

特に政治指導者の象徴的行動は巨大なインパクトを与えることができる。このことは、ブランド首相がポーランドのワルソー・ゲットーでひざまずいた行為が西ドイツの深い認罪の証として世界中で評価され、ブランドが翌年ノーベル平和賞を受賞したことからも明らかである。小泉首相はさまざまな欠点もあるが、一般市民にわかりやすい、感情のこもったメッセージを送る能力という点では優れた資質をもつ指導者である。元「慰安婦」を訪ね、彼女の下で深々と頭を垂れて日本が犯した罪を詫げるなら、それは日本の誠意を世界中に示す決定的な意義をもつだろう。

過去の過ちを認めることは、日本がもっているさまざまな美点、長所をなら否定するものではない。平和で、犯罪がかくも少なく、経済的に繁栄し、貧富の格差の少ない社会。高度の社会的サービスが全国至るところで受けられ、貧乏だらけらといって医療や入院を拒絶されることもなく、乳幼児のこともを亡くすという悲しみを経験する両親がかくも少ない社会。日本に住んでいればくあたりまえのこうした美点がいかに優れたものかは、諸外国に暮らしてみればよくわかる。そうした優れた社会を、日本国民は戦後の焼け野原からわずか半世紀の間に創り上げたのである。

日本国民の誇りは、優れた文化的伝統や自然への繊細な感

受性など、さまざまな面にあつてよいが、こうした戦後日本の優れた到達点はまちがいになくその一つである。私たちが批判すべき自虐の姿勢とは、こうした優れた美点、長所を無視して、ひたすら欧米の美点をつまみ食いして、日本はあれが劣っている、これが遅れていると言いつつ、日本はあれが優れた特質は、欧米先進国と比較しても多くの点で欧米先進国より優れたものである。逆に、現在の日本がこれだけの長所と美点をもちながら、それを認識できず欧米に劣等感を抱き続けていることが、過去の過ちを認める余裕を失わせ、過去へのこわばった姿勢となつて顕れているのである。

このことは、日本軍の所業に直接関与しなかった世代がなぜ責任を負い続けるのか、というもうひとつの重大な問題を考える鍵となる。今日の日本国民のほとんどは、日本の侵略、中国大陸その他の戦争犯罪や残虐行為にかかわつたわけではない。しかし、戦後世代は右に述べた到達点の恩恵を受け、前の世代に比べてはるかに豊かな経済と、戦前戦中とは比べものにならない社会・教育・文化環境で自己を育み、生を送ることができた。礼儀や義などの点では戦前より劣る面があるにせよ、戦後世代はその前の世代から全体としてきわめて

大きな遺産を受け継いでいる。そうした正の遺産を受け取つ

ている以上、戦後の世代は前の世代が犯した負の遺産も受け継ぐべきである。社会の営みはそうした各世代の引き継ぎによって可能となり、そこから社会の改革と発展が生まれる。前の世代の正の遺産は受け取るが負の遺産は受け取りを拒否するという精神は、個人は必ず死んでいく存在だが同時に世代の継起を通じて未来に自己を残していくという、人間存在の根源を掘り崩すものである。

戦後責任の問題は、考えれば考えるほどうんざりする問題である。三〇年以上この問題にかかわつてきた私自身、何度か「もう好い加減にしてくれ！」と叫びたい誘惑に駆られたし、今も駆られる。しかし戦後責任の問題は、明治以来見事な近代化を成し遂げ、戦後の焼け野原から奇跡の経済発展と平和で安全で平等な社会を創り上げた日本が、「それでも過ちも犯したんだよ」と自己反省するまたとない材料である。過ちを犯したからといって卑屈になる必要はない。過ちを犯さない国家などというものは世界中どこにもないのだから。しかし、過ちを犯さなかつたと強弁することは自らを誇るものであり、私たちの矜持がそうした卑劣を許さない。私たちの優れた到達点を率直に評価し、同時に過ちを認めるべく自己を反省し、私たちが愛し誇ることのできる日本

という国ではないか。私はそう思う。

(1) 日本政府、外務省も、決して一枚岩ではない。外務省のなかにも筆者と同じような意見をもち、これまでの政府の方針にきりきりとした積極的な努力を払ってきた人も少なくない。総じて外務官僚は、諸外国の声に接する機会が日本の政府や社会の他の部分よりはるかに多いだけに、個人的には筆者と同じような意見をもつ人が多い。ただ、先例遵守、先輩たちがやってきたことの誤りを認めないという官僚主義の悪弊は外務省にも根強いものがあり、それが個人的には積極的な意見をもちながら、「殺た子を起こさず」という消極的な対応を生む大きな要因となつている。

(2) 一部には、「殺た子」を起こしているのは日本の左翼や反体制運動家であつて、彼(女)らさえ余計なことをしなければ歴史認識問題など生じないという主張もある(たとえは、岡崎久彦「過去を引きつる鬼」『読売新聞』二〇〇〇年四月十七日)。こうした論者はまた、歴史認識問題は中国、韓国、北朝鮮などの対日外交カードにすぎないと片付ける傾向が強い。しかし、こうした主張は、これらの国々の民衆の怨念が政府の立場を拘束し、NGOやメディアによって担われた人権問題が巨大な力をふるう国際社会の現実を理解できず、伝説的な外交官による交渉だけで問題を処理できると考える時代錯誤的な見解というほかない。人権運動家に事実を歪曲し、問題を誇大に描き出す人がいることは事実だが(二の注13参照)、彼(女)らに中韓の政府や民衆を動かす力はない。日本の侵略や植民地支配によって重大な被害を受け、にもかかわらず正當な償いを受けていないという思いが被害国の民衆や知識人の間に広範にあるから

### JIA選書

#### (6) アジアの人権

——国際政治の視点から——  
 渡邊昭夫 編  
 冷戦後、政治的・経済的地位を高めているアジアは、人権状況に対する欧米の批判に対し、アジアの価値観を主張し、アジアの人権概念で反論する傾向が強まっている。人権をめぐるアジアの政治状況を、国際関係のダイナミズムの中で分析する。

A5料・並製・312頁・定価3675円(本体3500円)

#### (7) 金正日時代の北朝鮮

小此木政夫 編  
 金正日体制発足後の北朝鮮の政治・経済の内部情勢、安全保障と南北統一問題、周辺諸国との関係などを、各分野の北朝鮮専門家を集めて分析・検討し、「枠組み合意」以降の米朝関係、南北対話の推移など、世界の注目が集まる北朝鮮情勢に総合的にアプローチする。

A5料・並製・358頁・定価3885円(本体3700円)

#### (8) 脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋

高木誠一郎 編  
 脱冷戦期の複雑な状況のなかで、中国とその外交の主要対象であったアジア・太平洋地域との関係はどのように展開したのか。主要な二国間関係および香港、台湾問題を含め、中国外交を多層的かつ多角的に解剖する。

A5料・並製・332頁・定価3885円(本体3700円)

日本国際問題研究所

難さを語っているのである。逆に国家がこれほど重要な存在だからこそ、社会の構成員でありながら国家の構成員でない定住外国人については、その声に耳を傾け、彼(女)らの権利と利益を守らなければならないのである。

(10) 船橋洋一「過去克服政策を提唱する」、船橋編、前掲時、一四七—二〇六ページ参照。

(11) このことは、特に一九九〇年代以降自信喪失に喘いでいる多くの日本国民には信じがたいことかもしれないが、統計上も明らかである。たとえば、日米英の平均余命は各八〇・五歳、七六・五歳、七七・二歳、一〇〇〇人当たりの乳幼児死亡率は各四人、八人、六人、人口のうち富裕層一〇%と貧困層一〇%の所得格差の比率は各四・五倍、一六・六倍、九・一倍、総合的な人間開発指数で日本は米国よりやや下、仏英よりやや上の世界九位に及ぶ(Human Development Report 2001, Oxford University Press, pp. 141, 166, 182, なお、大沼保昭「人權、文明」、筑摩書房、一九九八年、二二—二二二ページ参照)。先進諸国は、ある面では他国よりやや優れているが、

の方を取り込んでいかなければならない。

(4) この「あれだけの国」には、後述の注目で指摘するようなさまざまな長所、美点をもつ国日本への高い評価が含まれている。

(5) 他方、こうした第三者の立場にある国々の知識人の間には、「韓国はなぜ日本のこととなるとあそこまでいきり立つのか」と見ている人も少なくない。李承晩政権以来、反日教育と国全体としての反日的雰囲気のおかげで育った韓国民に、徐々に克服されたつづつあるとはいえ、過剰な反日意識に基づく不正確で一面的な日本批判があることは否定できない。

(6) 北岡・前掲論文、一六六—一七四ページ。張インタービュー、前掲「張香山回想録(中)」、二二—二二二ページ。

(7) 須之部重三「国徳」をもって人運入政を、「外交フォーラム」一九九二年二月号、二二—二二二ページ参照。

(8) 前述した「殺た子を起ささない」政策は、端的に言えば、第二次大戦や植民地支配の被害者に対して「もう済んだことだから、泣き寝入りしなさい」という政策である。それは何よりも非倫理的・非道徳的な政策であるが、それだけではない。それは、泣き寝入りを強いることで被害者やその関係者の怨念をいつまでも持続させ、それに共鳴する一般民衆の反日感情の蓄地を再生産させ続ける愚かな政策でもある。

(9) 国家の意義と役割が以前より低下しているのは事実である。しかし、米国で刑務所の民営化が進み、警察への不信から警衛会社が繁盛しているからといって、近い将来すべての国が民営警察と民営刑務所で治安を維持するという事態が考えられるだろうか。民営消防署は高層ビル火災で逃げ遅れた人を殉職の危険を冒して救ってくれるだろうか。国民という物語がその虚構性を批判されながら繰り返して語られ続けること自体、国家の強

ある面ではやや劣っており(たとえば、日本は乳幼児死亡率や単位人口当たりの殺人件数の低さでは他の先進国より優れているが、女性の社会進出では劣っている)、全体としては日米英仏独、北欧、オーストラリア、カナダなどはほぼ同水準という関係にある。

(12) 同時に、戦後世代は脱軍入政という侵略戦争と植民地支配を生んだ思考様式を依然として維持しており、これを解体することができないでいる。このことは、戦後世代が侵略の主体となった世代とその日常性のレベルで戦争を生んだ発想を共有し、日々それを再生産していること、その意味で戦争責任から解放されたていないことを意味する(大沼、前掲「東京裁判から戦後責任の思想へ」、二二四—二二六、一九〇—一九七ページ)。これは戦後世代自身が負うべき戦争責任(II戦後責任)である。

(おおめま・やすあき 東京大学教授)

こそ、日本の悪徳の「失言」などをきつかけに、それらの蓄積した感情が噴出するのである。また、被害国政府が「歴史認識」問題を外交カードとして利用してきたのは事実であり、それに対しては冷静に批判していかなければならない。しかし、中韓などの政府が「歴史認識」問題を外交カードとして利用できるのも、中韓の国内に日本への積み重なった怨念があればこそである。そうした現実を軽視する外交は、とうとう現実に即した賢明な外交とは言えない。なお、中国の民間賠償問題の登場を日本の活動家の働きかけに帰する見解は中国側からも主張されているが(張インタービュー、前掲「張香山回想録(中)」、二二三—二二四ページ)、これは国交正常化を実現した指導部の政策への批判を回避するための主張であり、張自身、「日本軍国主義の被害者の強い怒り」があることは認めている(同前)。

(3) 「つくる会」の出版を禁止せよとか検定をやり返せといった中韓の主張は、日本の検定制への無理難題と感情的な反発に基づいたものであり、日本政府が繰り返し検定制の正確な理解を求めたのは基本的に正しい態度だった(いつものことながら、さまざまなメディア、広報手段を通しての中韓両国民への働きかけは、決して十分とは言えなかった)。ただ、小泉首相が靖国参拝強行の姿勢を変えないことへの怒りと結びついた中韓の民衆の憤激は巨大なものであり、「つくる会」の教科書採択がかなりの数に上っていたら、日本政府は中韓に対してさらに苦況に立つことになっていただろう。官僚の間には市民運動への「食わず嫌い」を含む深層の「厄介者」視が根強いが、二一世紀の政府の外交政策にとって、市民運動と協力的な関係を作っていくことが決定的な重要性をもつことを、官僚は単なる建て前としてでなく、現実の政策立案過程で理解し、市民運動

の方を取り込んでいかなければならない。

(4) この「あれだけの国」には、後述の注目で指摘するようなさまざまな長所、美点をもつ国日本への高い評価が含まれている。

(5) 他方、こうした第三者の立場にある国々の知識人の間には、「韓国はなぜ日本のこととなるとあそこまでいきり立つのか」と見ている人も少なくない。李承晩政権以来、反日教育と国全体としての反日的雰囲気のおかげで育った韓国民に、徐々に克服されたつづつあるとはいえ、過剰な反日意識に基づく不正確で一面的な日本批判があることは否定できない。

(6) 北岡・前掲論文、一六六—一七四ページ。張インタービュー、前掲「張香山回想録(中)」、二二—二二二ページ。

(7) 須之部重三「国徳」をもって人運入政を、「外交フォーラム」一九九二年二月号、二二—二二二ページ参照。

(8) 前述した「殺た子を起ささない」政策は、端的に言えば、第二次大戦や植民地支配の被害者に対して「もう済んだことだから、泣き寝入りしなさい」という政策である。それは何よりも非倫理的・非道徳的な政策であるが、それだけではない。それは、泣き寝入りを強いることで被害者やその関係者の怨念をいつまでも持続させ、それに共鳴する一般民衆の反日感情の蓄地を再生産させ続ける愚かな政策でもある。

(9) 国家の意義と役割が以前より低下しているのは事実である。しかし、米国で刑務所の民営化が進み、警察への不信から警衛会社が繁盛しているからといって、近い将来すべての国が民営警察と民営刑務所で治安を維持するという事態が考えられるだろうか。民営消防署は高層ビル火災で逃げ遅れた人を殉職の危険を冒して救ってくれるだろうか。国民という物語がその虚構性を批判されながら繰り返して語られ続けること自体、国家の強

「武力紛争下における女性の人権」研究会  
第20回会合のお知らせ

各位

(財)女性のためのアジア平和国民基金  
運営委員 林 陽子

春寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第20回「武力紛争下における女性の人権」研究会を、下記の要項で行います。  
第20回の研究会は、在日本ドイツ大使館よりゲオルク・シュミット氏をお招きし、  
2000年ドイツに設立された「記憶・責任・未来」基金についてご報告を頂き、ドイツと日本の取り組みを比較し議論を行いたいと思います。

お忙しいことと存じますが、是非ご参加いただけますようご案内申し上げます。

記

日時 2002年3月5日(火) 18:30~21:00  
場所 アジア女性基金 6F会議室 (銀座線・南北線 溜池山王駅12番出口より5分)  
(港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス TEL 03-3583-9322、FAX 03-3583-9321)  
テーマ 「ドイツ基金の概要とアジア女性基金」  
講師 在日本ドイツ大使館 文化・科学技術・環境政策副部長  
ゲオルク・シュミット氏

夕食を用意いたします。事前にご出欠を下記FAX等にて事務局までお知らせ下さいますようお願いいたします。

事務局 松田 瑞穂

---

(財)女性のためのアジア平和国民基金事務局 松田/間仲宛 (FAX 03-3583-9321)

お名前 \_\_\_\_\_

第20回武力紛争下における女性の人権研究会に

ご出席

ご欠席

# 関係資料

## 戦後補償ネットワークFAX

1-6

## 外務省報道ぶり

7-16

新聞切り抜き

## 「慰安婦」・戦後問題関連

17-19

新聞切り抜き

## 女性・人権問題関連

20-23

新聞切り抜き

## AWF関連

24

# 戦後補償実現！FAX速報 No.366 2002.1.20.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301  
FAX: 03(3237)0287 TEL: 03(3237)0217 URL: members.aol.com/sengochoshofax  
受信料：月額500円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrytc@aol.com

## ◆女子勤労挺身隊・東京麻糸訴訟控訴審、東京高裁も事実認定せず

1月15日東京高裁(村上敬一裁判長)は韓国人の元女子勤労挺身隊員の女性2人が戦時中に静岡県沼津市の東京麻糸紡績工場(後に帝人に吸収合併)で強制労働させられたことに対し、国に謝罪と1人3千万円の賠償を求めた訴訟(97年4月静岡地裁提訴、00年1月棄却判決)の控訴審判決を言い渡し、再び事実認定もしないまま請求を棄却した。7回の口頭弁論が開かれ、山田昭次立教大学名誉教授が「朝鮮女子勤労挺身隊」について詳細な証言を行い注目されたが、「国と原告との間で国を雇用主とする労働契約はない」と指摘し、立法不作為についても「立法上の政策判断が介在せざるを得ない」と請求を退けた。2年前の1審判決時には2人そろって来日できた原告も今回は曹甲順(チ・カ'ス)さん(72)が病床に伏しているため禹貞順(ウ・ジョン)さん(72)1人だけの来日となった。訴訟を支援する会の小池善之事務局長は「戦時中の不正義がまかり通るのはおかしい。裁判所は問題を解決する気がない」と判決を強く非難。今後は企業責任の追及を強化する方針で、判決後禹さんらは東京麻糸を吸収した帝人を訪れ、申し入れを行った。(1/16静岡新聞)

## ◆小泉首相シンガポール演説は謝罪も反省もなし。小泉外交にアジア各国厳しい視線

各国1泊ずつの駆け足東南アジア歴訪を行った小泉首相は14日シンガポールで演説を行い、小泉政権の外交政策をアピールした。77年に福田首相がマニラで行った演説を意識したもので、「東アジアの中の日本とASEAN—率直なパートナーシップを求めて」と題した演説には、過去の歴史や戦争の惨禍にふれた「謝罪」や「反省」は一切なく、「最近まで戦争と暴力に苦しんできた東南アジアの皆様であれば、アフガンの人々の苦しみがよくおわかりと思う」との他人事のような発言があったのみ。構造改革のPRと経済協力のアピールに終始した。95・96年の村山談話を飛び越えて77年福田ドクトリンへ先祖返りした印象が強いが、この内容を批判した日本のメディアはほとんどない。

10日付のフィリピンの大衆紙「トゥデイ」は、「きちんとした謝罪を」と題したマニエル・ケソン氏のコラムを掲載。ケソン氏は日本軍がマニラに入城した1943年の現地紙の見出しを引用して不快感を表明。元「慰安婦」らの抗議を支持し、「きちんとした謝罪が行われるまで現世代も前世代の行為に責任を負う」と、小泉首相の姿勢を批判した。

金大中韓国大統領は14日の年頭会見で、昨年末天皇が皇室の血縁関係にふれて「韓国とのゆかり」と言及したこと(本紙364号参照)を「正しい歴史認識」と歓迎しながら、「歴史教科書問題だけは解決されていない」と言明した。これに対し15日福田官房長官は歴史教科書に政府が関与することは「わが国においては簡単なことではない」と否定的な見解を述べたが、17日には韓昇洙韓国外相が「朝日」のインタビューに対し「日韓の歴史共同研究の結果が教科書づくりに反映されるべき」と述べて応酬。19日には外務省幹部が歴史の共同研究が2月中に両国の専門家によって始まると述べたものの、翌20日には3月にずれ込む見通しを示すなど3月の首相訪韓に向けて日本側のダッチロールが窺われている。一方、中国の江沢民主席は11日訪中した韓国の李万世国会議長と会談し、「日本が本当に隣国と友人になろうというのなら、過去を真剣に反省すべきだ」と語った。(1/14マニラ新聞、ほか各紙から)

→「国民基金」韓国での「償い金」支給事業の延長に韓国挺身隊問題対策協議会が抗議声明  
 「女性のためのアジア平和国民基金」(「国民基金」, 村山富市理事長)が10日韓国での「償い金」  
 支給事業の5年間の申請受付期限の延長を発表(本紙前号参照)したことに対し、韓国の NCO  
 団体が構成する挺身隊問題対策協議会(共同代表=金允玉・池銀姫・鄭鎮聖)は14日付で抗議声明  
 を発表し、16日の水曜デモの際日本大使館に提出した。同基金が生存者をお金で誘惑し、  
 名誉回復を妨げ、ハルモニの分裂、支援団体と被害者の分断を図ってきたことを非難し、  
 「加害者による私知らずな行動」と抗議。事業延期の停止、基金の解散、日本政府の公式  
 謝罪と賠償を要求した。日本国内でも同基金に抗議する動きが広がるもよう。(1/17朝日)

◆中国残留朝鮮人「慰安婦」生存者は14人と韓国女性省が発表

12月31日韓国女性省は、挺身隊研究所と共同で行った実態調査の結果、中国の黒竜江  
 省などに元日本軍「慰安婦」被害者が14人生存していることを確認したと発表した。中国残  
 留の被害者の多くが貧しく、十分な医療を受けることもできない状態であることも明らか  
 にした。(12/31 韓国戦後補償速報 33号)

◆【訃報】「中国掃還者連絡会」会長富永正三さん逝く

13日腹部大動脈りゅう破裂で逝去。享年87歳。第2次大戦後中国で戦犯として収監さ  
 れ、56年掃還。57年に中国掃還者連絡会を結成、86年から同会会長。旧日本軍の加害行為  
 を証言しながら反戦平和を訴えた。(1/15各紙)

◆【訃報】フィリピンの日本人会「マニラ会」会長大沢清さん逝く

10日肺炎のためマニラ首都圏の病院で逝去。95歳。25年ミンダナオ島に渡り、戦後帰  
 国後、59年にマニラで海運会社設立。旧日本軍の加害行為の語り部をつとめた。(1/10毎日)

◆＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第57回サイレント・デモ&法案提出記者会見

1月24日(木)11:30、参議院議員会館前。終了後、資料等配布予定。呼びかけ=「慰安  
 婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646。

＜ご案内＞第4回公開フォーラム『戦後補償裁判の現状と今後の課題 2002』

●日時：1月25日(金)18:15 (開場 18:00) ●会場：弁護士会館 1003号室(10F)  
 <地下鉄「霞ヶ関」下車B1出口スグ、Tel(3581)2255、千代田区霞ヶ関1-1-3>

●参加費：千円(資料代込)

●内容 概説：高木喜孝、<第1部>戦後補償裁判の成果と課題(判決報告)

A) 最高裁：①援護法・障害者年金訴訟：小山千蔭、②香港軍票訴訟：内田雅敏、③金成  
 寿恩給訴訟：山口紀洋、B) 高裁④関釜裁判：山本晴太、⑤オランダ POW 訴訟：鈴木五十  
 三、C) 地裁：⑥アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟：幣原廣、⑦日鉄大阪供託  
 金訴訟：奥村秀二、⑧中国人「慰安婦」訴訟(第1次)：大森典子、⑨中国人強制連行・劉  
 連仁訴訟：森田太三、⑩浮島丸訴訟：山本晴太、<第2部>訴訟後の動き・立法や海外の  
 動き：①花岡訴訟和解後の歩み：新美隆、②韓国・朝鮮人 BC 級元戦犯立法提案：今村嗣夫、  
 ③「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」提案：国会議員、④海外の動き I <米国>：  
 高木喜孝、II <ドイツ>：佐藤健生拓殖大学教授、⑤まとめ：藍谷邦雄 (\*敬称略)

●主催：戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会(弁連協)+戦後補償ネットワーク

【裁判情報】●1月24日(木)10:20 中国・山西省性暴力被害者裁判第13回公判(最終準備  
 書面提出)、東京地裁 527号(公判後、弁護士会館 507号で報告集会)。●1月24日(木)14:00  
 日鉄大阪裁判控訴審第1回公判、大阪高裁 202号。

# 戦後補償実現！ FAX速報 No.367・8 2002.2.9.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301  
FAX:03(3237)0287 TEL:03(3237)0217 URL: members.aol.com/sengchoshofax  
受信料：月額500円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」  
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail:cfrrtyc@aol.com

## ◆仏フォンテーヌブロー労働裁判所がナチス強制労働でドイツ政府に1千万円の賠償命令

2月5日フランスのフォンテーヌブロー労働裁判所は、ナチス・ドイツ占領時代に強制労働をさせられたフランス人男性の訴えを認め、ドイツ政府に未払い賃金と損害賠償合わせて約9万千ユーロ(=約1千万円)の支払いを命じた。原告のローラン・ブシュロンさん(77)は1944年にフォンテーヌブローで逮捕され、独ハノーバー近くの工場に連行された。満足な食事も与えられないまま約10ヶ月間電気部品の製造に従事させられたという。ブシュロンさんは「他の被害者の賠償にも道を開く」と判決を歓迎。ドイツ政府は「国際法の原則として、国家が他国の裁判所で裁かれることはない」と反論し、支払いを拒否する構えだが、97年にハーグ条約3条に基づいてドイツに支払いを命じたギリシャのレバディア地裁判決以来の敗訴で、独政府は大きな痛手を受けたとみられる。ナチス占領下の仏ビシー政権は、若者ら80万人以上を集め、ドイツに送り込んだとされる。なお、同じフランスのパリ労働裁は昨年、類似の訴えに対し「労働裁の権限外にあたる」として請求を退けていた。独政府は2000年に強制労働の被害者に補償金を払うための財団を設立し、昨年からは支払いを開始しているが(本紙364号参照)、金額への不満が一部に残っていた。ドイツの戦後補償問題は同財団の活動をもってほぼ完了したとみられていただけに、今後の展開次第では、第2次大戦の戦後補償の歴史が大きく塗り替えられる可能性も出てきた。(2/8朝日夕刊)

## ◆韓明淑韓国女性相、「国民基金」の「償い事業」終了求む。日本の42団体も停止を要求

4日韓国の韓明淑女性相は毎日新聞との会見の中で、「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長)が韓国での「償い事業」の期限を延長したことについて(本紙365号参照)、「韓国政府として事業を受け入れるのは難しい。元慰安婦の人たちと支援者双方が強く反対している。終了させた方が両国にとってよい」と語った。一方、韓国挺身隊問題対策協議会の1月14日付抗議声明(本紙前号参照)に続き、「戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会」(土屋公教会長)など日本のNGO42団体と34人の個人らも27日共同声明を発表し、「これ以上の欺瞞と加害を重ねるべきではない」と述べ、「国民基金」のすみやかな事業停止を要求した。(2/5毎日)

## ◆ロシア大統領ポーランド人強制移住・労働問題で補償検討か？ 他へ波及する可能性も

先月ポーランドを訪問したロシアのプーチン大統領は1月16日旧ソ連によって多数のポーランド人がシベリアなどへ強制移住させられた問題で、「ポーランド人にもロシアの法律適用が可能だ」と述べ、被害者にロシアの国内法「政治抑圧犠牲者名誉回復法」の適用を検討していることを明らかにした。同法は、旧ソ連の政治抑圧で損なわれた名誉、権利の回復、補償金支払いなどを定めている。ポーランドではナチスによる強制労働被害者へのドイツ補償財団の支払いが始まっており、ソ連の強制移住・労働被害者らからロシアにも補償を求める声が高まっていた。1944年ワルシャワ蜂起の際、ナチス軍に立ち向かった市民を旧ソ連軍が見殺しにしたことなどが厳しく批判されていて、93年エリツィン前大統領が

第2次大戦中ポーランド将校多数がソ連軍によって虐殺された「カチンの森」事件の真相を明かし謝罪したが、補償問題には手がつけられていない。プーチン大統領は「スターリン時代をナチス・ドイツと同一視はできないが、目をつぶってはならない」と語った。日本のシベリア抑留補償問題などにも波及してくる可能性がある。(1/18・19朝日)

◆「花岡平和友好基金」130人への第1次支払完了。未確認生存者・遺族の本格調査へ  
鹿島との和解に基づき花岡事件の被害者988人を対象に設立された「花岡平和友好基金」(田中宏運営委員長、本紙317,318,353号参照)は1月末までに確認できた生存者・遺族130人への信託金の第1次分支払いを終えた。内訳は中国在住の生存者22人、遺族104人、日本在住の遺族4人で、金額は一律25万円。今後鹿島側の資料をもとに山東、河北、河南省に多いと見られる生存者や遺族を探す調査に本格的に着手する。(2/6朝日・夕刊)

◆アルカイダ兵捕虜処遇をめぐって批判あいつぐ。米タリバンにのみジュネーブ条約適用  
キューバのグアンタナモ米海軍基地に収容されているアルカイダ投降兵らの処遇について国際人道法違反が多く指摘され、国際的な批判を浴びているが、ブッシュ米大統領は7日タリバン兵にのみ戦争捕虜の処遇を規定したジュネーブ条約を適用すると発表し、アルカイダはテロ組織として同条約の適用を拒否した。これに対し同日米の人権団体「ヒューマンライツ・ウォッチ」は非難声明を発表、仏外務省スポークスマンも8日「ブッシュ大統領の決定には同意しない」と言明した。日本の元捕虜団体「全国抑留者補償協議会」(神林共弥会長)も1月15日付で抗議声明を発表、ジュネーブ条約順守を求めた。(各紙より)

◆シエラレオネ内戦下の残虐行為を裁く国際法廷設置へ。初の国連・現地政府協力型で  
10年にわたって内戦が続いた西アフリカのシエラレオネの戦時中の虐殺行為を裁く国際法廷の設置について国連とシエラレオネ政府代表が合意し、1月16日の首都フリータウンで実施のための具体的な合意書に調印した。国連戦犯法廷は旧ユーゴ国際戦犯法廷(ハーグ、本紙前号参照)やルワンダ国際戦犯法廷(ダルエスサラーム)があるが、いずれも当事国政府側は直接関与・協力せず、ルワンダでは国内で別途並行して裁判が行われているため、国連と現地政府の合意による法廷は初めて。法廷は国連と同国政府が選んだ判事で構成、政府から独立し、国連が選んだ検察官が地元協力で証拠を収集し、国際人道法などに基づいて審理する。同国内戦中、反政府武装勢力が女性や子どもを含む市民に無差別に手足を切断するなどの残虐行為を行い、世界的に問題になっていた。武装勢力の指導者ら25〜30人程度が訴追される見通し。(1/20朝日)

◆【訃報】韓国の金ボンイム・ハルモニ逝く

80歳で亡くなった韓国の金ボンイムさんの葬送ミサが1月7日に忠北陰城の療養園「コットンレ」でしめやかに営まれた。慶北金泉生まれで16歳で結婚、1年後に夫と子供を失い、18歳で労働者募集の話に応じたところ「慰安婦」にされ、台湾、香港、フィリピン、シンガポールなどで被害にあった。敬虔なカトリック教徒だった。現在韓国に生存している名乗り出た「慰安婦」被害者の数は140人となった。(1/11韓国女性新聞=1/15韓国戦後補償速報)

【裁判情報】<報告>西松訴訟が結審：2月5日広島地裁で中国人被爆者や遺族5人が西松建設を訴えていた訴訟が98年初めの提訴以来4年ぶりに結審した。判決は7月9日。

<予定>●2月14日(木)15:00 劉連仁訴訟控訴審第1回公判、東京高裁101号。

●2月15日(金)15:00 シベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審第5回公判、大阪高裁82号。

【お礼&お詫び】①1月25日の公開フォーラムには多数ご参加いただき、ありがとうございました。②今号発行が遅れました。お詫びします。(編集部)

## <ご案内>

「慰安婦」問題についてこの10年ジュネーブで何が語られ、政府はどう弁解してきたのか？

# いまこそ「慰安婦」問題の早期解決を！

## —「慰安婦」問題国連提訴10周年記念集会—

1992年2月17日、ジュネーブで開かれていた国連人権委員会にNGOのIED(国際教育開発)が初めて「慰安婦」問題を提起、19日に日本大使が答弁し、国連の舞台上で「慰安婦」問題の論議されるようになってからちょうど10年が経過しました。2月25日には韓国の挺身隊問題対策協議会なども国連に文書を提出し、「慰安婦」問題の調査を要求しています。以来、多くの勧告がジュネーブに本拠をおく国連諸機関やILO専門家委員会から出されました。すべて日本政府に被害者が生きていうちにきちんと謝罪し、国家賠償すべきという内容です。しかし、21世紀に入っても日本政府はこれらの勧告を無視し続け、“「女性のためのアジア平和国民基金」をとおして最大限の努力をしている”(昨年9月参院本会議での小泉首相答弁)との答えに終始するのみです。他方10年をへて、国際社会の態度も大きく変わり、日本の国会にも「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」が提出されています。

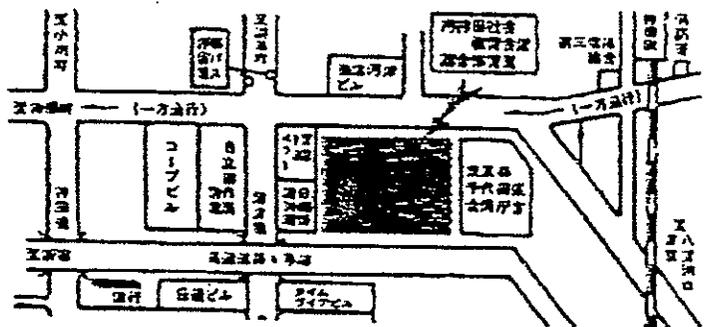
当初より国連への提起に関わってこられた戸塚悦朗神戸大学大学院助教授をお招きし、この10年間を振り返り、今後の早期解決の道をさぐる集いを以下のとおり開催します。

どなたでも参加できます。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

■日時： **2月26日(火) 午後7時から9時まで** (開場6時30分)

■会場： **内神田社会教育会館・第3学習室(8F)**

(JR「神田」駅西口より徒歩5分、地下鉄「大手町」A2出口より徒歩5分、「千代田区立総合体育館」上8F、千代田区内神田2-1-8、Tel03-3256-8447。\*会場使用者名は「千代田・人権ネット」です。)



- 内容
- ①記念講演：“「慰安婦」問題と国連の10年” 戸塚悦朗神戸大学大学院助教授
  - ②リレートーク：国連各会議に参加した日本の各NGO代表の発言
  - ③国会議員の挨拶と報告<予定>

■会場費：500円(資料代込・先着60人)

■主催：日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会+千代田・人権ネットワーク

■協賛：戦後補償ネットワーク+リドレス国際キャンペーン(ICR)ほか<協賛団体募集中！>

■連絡先：Tel. 03(3237)0217・070(5102)9994 Fax. 03(3237)0287

〒102-0072 千代田区顔田橋4-5-16-301 E-mail: cfrtyc@aol.com

好評発売中！！

韓国挺身隊研究所著／金英姫・許善子編訳

韓国アドバンテージサーバー刊 ISBN4-930826-84-6

A5 版 294 頁 創価 2500 円＋税 (送料込で 2500 円で郵送します。)

よくわかる

# 韓国の「慰安婦」問題

これ1冊を読めば、韓国の「慰安婦」問題の概要がわかる内容で構成されています。

## ◆読者の疑問に答える20項目のQ&A

- 戦後、「慰安婦」の状況は？
- 市民団体はどんな努力を払ってきたか？
- 韓国政府の対応は？
- 日本政府の対応は？
- 韓国の中・高校でどう教えている？
- 韓国は日本だけを問題にしている？
- 日本と信頼関係は可能？ etc 疑問に答える。

## ◆証言（初めて日本で紹介される2人のハルモニのケース）

### ●証言・フンハルモニ

戦後、カンボジアに残されポル・ポト軍の虐待を遂げて地を這うように生きた朝鮮人元「慰安婦」。母国語も出身地もすべて忘れていたフン・ハルモニの証言は、韓国社会に大きな波紋を投げかけた。

### ●証言・金召福 (金・ソク)

騙されてフィリピンで「慰安婦」にされた金召福 (金・ソク) さん。米軍捕虜収容所に収容され九死に一生を得て故郷に帰還。米国公文書館に保管されていた捕虜名簿で「慰安婦」と確認され、生存者として証言を得られた初のケース。

◆解説 当初「慰安婦」問題は民族の「恥」とらえた韓国社会が、今は被害者にやさしい社会へと変化。これほどの急激な変化をもたらしたものは何？「慰安婦」問題を通じて韓国社会がどのように変化してきたかを読み解く。

### \*推薦人のコメントから\*

石川遼子「日本人必読の書。韓国女性たちの粘り強い闘いが韓国社会をどのように変え日本をどのように変えるべきかを考える為に。」

坂本義和「日本料理ではなく、日本人に自分で深く考えさせる力をもった、必読の文章だと感じました。」

野田正彰「一日に一度は鏡を見るでしょう。同時に日本の近現代史を映す鏡が必要。本書は今に続く私たちの文化を映してくれます。」

三木瞳子「充実した内容。皆さんに読んで頂きたい。」

鈴木裕子「『慰安婦』問題を学生に伝える適切な手引書。現場の教師たちにぜひ手にとって欲しい。」

李仁夏「表題の『よくわかる』を誰もが納得できる本の出版を喜びたい。当事者の証言と解説が結び合っって普遍的方向を与えている。」

川田文子「十数年間の韓国の女性たちの熱く真摯な取り組みによって明らかにされてきた『慰安婦』問題の真相が記録されている。」

崔洋一「こんな時だからこそ、あらゆる角度から歴史を見直すことが大切なのだ」

## 本書を推薦します

荒井信一、有光徹、石川遼子、李仁夏、井上ひさし、今村翼夫、内海愛子、川田文子、崔洋一、坂本義和、鈴木裕子、徐善、土屋公武、野田正彰、朴慶南、三木瞳子、山崎朋子

申し込み⇒E-mail:kimyoichi@pa2.ne.jp または Fax: 03-3237-0287 (敬愛情報ネット) へ

住所: 〒

名前:

Tel:

申込み用紙: 冊

Fax:

E-mail:

## 議事関連資料

	ページ
韓国事業の終了に関する諸課題等について	
フィリピンの認定状況	1
募金の現況	2
内部の意見	3
韓国女性大臣の会見記事	5
外部団体等の意見書など	6
参考	
台湾の最終告知	11
関連事業スケジュール	13

14.2.15

アジア女性基金

現在の募金状況

募金キャンペーン2000(12.9.1～14.2.12)	(概算募金額)
政府等及び各省庁関係職域	4,001万円
都道府県等地方公共団体職域	1,337万円
主要労働団体	1,495万円
経済団体関連等	70万円
一般国民等	3,576万円
計	<u>1億0,479万円</u>

(参考)

寄付金総額収支状況

	収入総累計	支出総累計	差引残高
12.8.31末	4億4,826万円	3億4,000万円(170人)	1億0,826万円
-----			
14.2.12現在	5億5,305万円	3億7,600万円(188人)	1億7,705万円(88人分)

ワンル韓田亮曰「韓国の韓明淑女性相は4月、ソウル市内の女性省で毎日新聞と会見した。女性相は元従軍慰安婦への貸い金返済事業を行っている「女性のためのマシヤ平和国民基金」(理源韓)村山富市元首相(以下略)について「韓」させた方が両国にとってよい」と語り、「韓国政府として事業を受け入れるのは難しい」との考えを改めて示した。

## 韓国の韓明淑女性相に聞く

同基金の韓国での事業は当初、先月10日を受給申請の受付期限としていたが、韓国側の反発で事業が進んでいないため期限が当面、延長された。韓国政府は従来、事業に反対する姿勢を示してきたが、女性相は元慰安婦の人たちと支援者双方が強く反対している」と消極的な理由を説明した。

## アジア女性基金は終了を

問題でも緊密に協力し、きずなを築いていきたい」と語った。

また、タリバン政権下で抑圧されてきたアフガニスタン女性の地位向上や社会進出などについて、国連などの場を通じて積極的に協力する道を探っていききたいと意欲を示した。

女性省は金大中大統領が女性に関する問題を重視する姿勢を反映し、昨年1月末に創設され、韓氏が初代大臣に就任した。



インタビューに答える韓明淑女性相—大瀬文毅写す

2002. 2. 5. 毎日

## 「女性のためのアジア平和国民基金」の事業停止を求める共同声明

「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長、以下「国民基金」と略)は、本来韓国での事業の終了を発表すべき1月10日に、韓国での「償い金」支給事業の延長を決定しました。韓国での「償い金」受取が少ないからというのがその理由ですが、本末転倒な話です。「補償は行わない」「補償に代わる措置」として設けられたのが「国民基金」でしたから、日本政府の公式謝罪と国家補償を求める被害者や関係団体は「国民基金」に反対してきました。そして、韓国や台湾の政府も被害者を支持し、対抗的に被害者への支援を行ってきました。「国民基金」の「償い金」と同額あるいはそれ以上の一時金も支給されました。その結果、韓国・台湾では受取を拒否されたのであり、申請者が目標数にはるかに届かなかったのです。「真意が伝わってない」だの「運動体が妨害している」だのとの責任転嫁は筋違いです。

「国民基金」はこの結果を真摯に受け止め、謙虚に反省すべきです。日本政府と「国民基金」がセットで内外に向けて演じてきた「道義的」「人道的」のペールをまとった恩義の押し売り劇はもう幕を引くべきです。補償を回避しようとする日本政府のねらいにもかかわらず、各国の被害者は日本政府の公式謝罪と国家による補償を求めてやまず、21世紀になっても正義を回復する運動を続けています。被害者らの名誉を回復できるのは日本政府をおいてないからです。

昨年すでに事業が終わり、「国民基金」がその成果を喧伝しているオランダ、フィリピンでも被害者団体の間に深刻な分裂と対立を生み、問題は基本的に何も解決していません。これ以上の欺瞞と加害を重ねるべきではありません。戦後ドイツが行ってきた戦後補償が、被害国で拒否されたり、非難されたことがあったのでしょうか？ 歴史教科書問題では被害国への配慮を説いてきた呼びかけ人や理事らが、「慰安婦」問題になるとどうして「金を配るのがなぜ悪い？」「苦勞をかけてきたので少しは楽をしてもらいという気持ちの表れ」などという傲慢な態度に転じることができるのでしょうか？

韓国だけでなく台湾でも、「国民基金」はただちに「償い金」支給事業を停止し、過去6年間の事業の検証と評価をすべきです。広告費や人件費・事務費など事業実施のために多額の国費が投入されてきましたが、それらに見合う成果を達成したのかどうか？ むしろ被害国・被害者との関係をこじらせ、和解を遠のかせてきたのではないのでしょうか？ 相手の同意も得ず、国民的合意もないまま、「これしかない」「いましかない」と強引に事業を実施し、混乱を引き起こし、国費の無駄遣いを重ねてきた責任も問われなければならないでしょう。速やかにいったん停止し、根本的にありようを考え直すことを提言します。

求められているのは、いかに過ちを認め、真摯に間違いをただすことができるかです。半世紀前に起きたことであれ、21世紀に起きていることであれ、誠実かつ真摯に歴史に向き合うことが問われているのです。

私たちは「国民基金」の速やかな事業停止を要求します。

2002年1月27日

戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会 会長 土屋公献

「慰安婦」問題の立法解決を求める会 同上

リドレス国際キャンペーン 代表 大島幸一

戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会 共同代表 坂内義子・持橋多聞・金英姫

戦後補償実現！JKネットワーク

日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

朝鮮人強制連行真相調査団 代表 鈴木二郎  
 日本の戦争責任資料センター 代表 荒井信一  
 戦後補償ネットワーク 世話人代表 有光健  
 日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会 代表 渡部静子  
 売買審問題ととりくむ会 代表 高橋喜久江  
 戦後責任を問う関釜裁判を支える会 代表 松岡澄子  
 関釜裁判を支援する東北連絡会 会長 福政康夫  
 関釜裁判を支える福山連絡会 代表 都築寿美枝  
 在日の慰安婦裁判を支える会  
 フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会  
 フィリピン元「慰安婦」裁判支援ネットワーク・三多摩 代表 大森進  
 フィリピン・ピースサイクル 同上  
 三多摩フィリピン資料センター 代表 鈴木和夫  
 カサナグの会 代表 森 彪  
 戦地性暴力調査会 代表 小林美和子  
 インドネシアの「慰安婦」問題を考える会 共同代表 川田文子・大村哲夫  
 日本軍「慰安婦」問題を考える会・福山 代表 武藤千夜子  
 在韓軍人軍属裁判を支援する会  
 日本の戦後責任を清算するため行動する北海道の会 共同代表: 林炳澤・大嶋薫・古賀清敬・小林ちよみ・竹村泰子  
 ききょうの会  
 在日韓国民民主女性会 会長 金知栄  
 在日朝鮮人・人権セミナー 代表 床井茂  
 歴史の事実を視つめる会 代表 荒井信一  
 (社)神奈川人権センター 理事長 星野昌子  
 婦人民主クラブ 共同代表 赤石千衣子  
 日本キリスト教会 大会議長 久保義宣  
 日本キリスト教会東京主僕教会「教会と社会」委員会 委員長 森山玲子  
 日本キリスト教会横浜長老教会靖園神社問題委員会  
 日本友和会 理事長 武 祐一郎  
 平和と生活をむすぶ会  
 日本製鉄元徴用工裁判を支援する会  
 強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク 代表 永村誠明  
 日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会 理事長 秋庭稔男  
 戦争を許さない女たちのJR連絡会  
 憲法9条—世界へ未来へ連絡会(9条連)  
 アンポをつぶせ! ちょうちんデモの会 代表 谷島光治  
 川田文子(ノンフィクション作家) 野田峯雄(ジャーナリスト) 伊藤幸司(フォトジャーナリスト)  
 渡辺信夫(牧師) 蓮見幸恵(牧師) エドワード・ブルゾストウスキー(カトリック神父) 在間秀和(弁護士)  
 古谷史子(読書会通信) 吉田典裕(日本出版労働組合連合会教科書対策部事務局次長) 花房俊達(関釜裁判  
 を支援する会事務局次長) 花房恵美子(同事務局) 榎原陸子(日本の戦後責任を清算するため行動する北海道  
 の会事務局次長) 濱本正彦(同事務局次長) 佐藤和弘(同) 磯野宏之(同) 小野寺麻理(同) 三島伸之(同)  
 桑野功(同運営委員) 北山清喜(同) 長谷川淳(同) 村野幸(同) 片桐真(同) 内田由貴子(同)  
 伊賀正浩(小学校教員) 伊賀智子(同) 長谷川順一(新宿平和委員会会長) 山形順子 吉岡祈子 津村幸子  
 吉田好一 井上悦子 朴英子 日原広志 坂内義子 <42 団体 34 人、2002. 1. 27. 現在・順不同>



VAWW-NET Japan (「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク)  
〒136-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 FAX 03-5337-4083  
E-mail vaww-net-japan@jca.az.ape.org

## 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山 富市 様

わたしたちは「女性のためのアジア平和国民基金」が本年1月10日の韓国での「償い金」申請の締め切りを迎えて、期限の延期を決定したと知って失望を禁じ得ません。

「国民基金」が5年前、韓国での支給を開始したことは、韓国内の被害当事者や支援団体、ことに当初からこの問題に関わり、被害者の支えとなってきた挺身隊問題対策協議会などの反発を押し切って強行した形であり、そのために当事者たちに与えた精神的な傷は今も生々しいものがあります。

この5年間「国民基金」は被害国からの反発によって韓国、台湾で当初の目標を達成できなかったばかりか、国連はじめ国際社会からのきびしい批判の対象となってきました。一昨年(2000年)12月、東京で開廷され、昨年12月ハーグで最終判決を発表した「日本軍性奴隷制を裁く《女性国際戦犯法廷》」は判決文の中で「国民基金」は「法的責任を否定する日本政府の明確な宣言である」という国連特別報告者による報告に留意し、以下のようにのべています。

私たちは、アジア女性基金は国家によって加えられた不法行為の被害者に対する損害賠償の仕組みとして受け入れられず、また差別的なものであると認定する。(132)

「国民基金」がなすべきことは、いたずらに期間を延長することではなく、これらの批判を受け入れ、韓国、台湾での事業を即時中止することであるとわたしたちは考えていました。しかし、今般、「国民基金」が期間延長を決定されたことによって、わたしたちの期待は裏切られました。「国民基金」と日本政府は、再び、被害当事者の心をかえりみるよりも、日本政府の立場を優先するやり方を選んだのです。

「償い金」の支給によって被害者たちを分断し、これ以上苦しめることのないように、「国民基金」が韓国での期間延長を即時中止されることをわたしたちは強く要請いたします。あわせて、「国民基金」はすでにその事業が破綻していることを認め、日本政府による謝罪と補償の立法化をすすんで政府に進言されること、解体の可能性をも含めて、自らのあり方を再検証されることを願ってやみません。

2002年1月30日

「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク (VAWW-NET Japan)

代表 松井やより

### 賛同団体

婦人民主クラブ ふえみん 女性・戦争・人権学会 日本キリスト教協議会女性委員会  
戦争と女性への暴力を考える北海道キリスト者の会 アジア・フォーラム横浜  
戦争への道を許さない女たちの仙台の会 旧日本軍による性的被害女性を支える会  
「慰安婦」問題を考える女たちの会(岡山) 戦後責任を問う・開釜裁判を支援する会  
台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会 歴史教育アジアネットワーク・ジャパン  
子どもと教科書全国ネット21 歴史の事実を掘りつめる会 在日朝鮮人・人権セミナー  
以上

## アジア女性基金への質問

台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会 代表 渡辺信夫  
157-0061 東京都世田谷区北島山71-51-12 東京告白教会内

2002年1月31日付けの台湾「中国時報」、2月1日付け「聯合報」掲載のアジア女性基金の広告が台湾から送られて来ましたので、これに関して質問します。

1) 「総理大臣的信」には日付がありませんが、日付のないまま送るおつもりでしょうか。実際に小泉純一郎首相によって書かれた書簡でしょうか。また、この手紙は日本国内で公表されたものでしょうか。韓国で見舞金を受け取った元「慰安婦」のもとで橋本元首相のお詫びの手紙を読ませてもらったことがあります。それはもっと整った手紙でありました。

2) 慰撫金受領者には国家補償請求の訴訟をしないことを条件としてつけないと記載されています。それは結構なことと思いますが、条件を付けないという約束を文書にしたためて手交する用意があるでしょうか。

3) 受給手続きのためには、台湾当局あるいは台湾当局の委託した団体によって元「慰安婦」であると認定される必要があるというのですが、「慰安婦」であったと認定できる機関は台北市婦女救援基金会しかありません。そして、台北市婦女救援基金会はアジア女性基金に反対の態度を貫いています。台湾当局が別の機関にこの認定を委託すると考えることも出来ません。したがって、実際には認定を行う機関は存在しないように思われるのですが、どういう意図で今回この広告をお出しになったかをお知らせ下さい。

4) 私の記憶するところでは以前にもっと大きい新聞広告を出されたことがあります。今回を含めて台湾での女性基金の新聞広告料の出費はいかほどになるでしょうか。

以上の項目を質問します。

一言申し添えます。

私は牧師であり、台湾長老教会とは浅からぬ関係を持っています。台湾の元「慰安婦」の裁判を支援する会の代表を勤めることになったので、台湾長老教会に挨拶に行き協力約束を得、同教会総会の慰安婦問題担当のリン・メイ・ジュン氏とも協議しました。被害を受けた女性たちの名誉回復のためには、国家の謝罪と補償を裁判によって勝ち取るしかないと話合ってきた。同氏は一昨年12月の国際女性法廷の台湾代表団の中でも積極的な人でした。昨年9月、アジア女性基金のフォーラムのために彼女が高李麗珍氏とともに招かれて来たので驚いたことです。高李麗珍氏とは非常に古くから、その夫君である高俊明牧師とともに親しくしています。

フォーラムの後、台湾で高李麗珍氏がアジア女性基金に協力的であることについて玉清峰弁護士から激越な非難を新聞紙上で受けたことを知り、リン氏が元「慰安婦」の何人かにアジア女性基金の慰撫金を受け取ることを勧めたために、婦女救援基金会が多大の迷惑を蒙っているという報せが入りました。私たちはこの二人の方に一貫した態度をおとりになるようお願いしました。高氏はアジア女性基金の理事の方々が誠実であるのに感銘を受けたのだと釈明しましたが、女性基金の理事が誠実であることは日本国が誠実に補償しようとするのと別であるとの私たちの説明は分かってくれたと思います。

高氏の場合にそうであったように、アジア女性基金が活動をすることによって不和が生じ、人々を傷つけることをよくご承知頂きたく思います。このことで最も弱い立場にある被害者の女性がますます傷つくことを良く考えて下さるようお願いいたします。

# (A) 亞洲女性基金會向各原「慰安婦」致送來自日本國民和政府的補償心意



## (B) 作為補償心意，我們將向各位致送的內容如下

1. 以日本國民的捐款為原始資金而建立的「慰撫金」，每位為相當於200萬日圓的臺幣。
2. 日本內閣總理大臣的致歉信。
3. 以日本政府的預算為原始資金的醫療、福利援助，向每位提供總額相當於300萬日圓的有關服務。

(C) 亞洲女性基金會向各位原「慰安婦」致送的「慰撫金」，只是日本國民對身心遭受難以治癒之傷害的原「慰安婦」深感內疚和歉意並表示出一份補償心意。

(D) 亞洲女性基金會專業實施期為從1997年5月2日起的5年，2002年5月1日為到期日。申請的截止日期為本年5月1日。

(E) 各位在領取「慰撫金」的時候，並不需要附帶接受「不提起要求國家補償的法律訴訟」等條件。即使是接受著亞洲女性基金會專業以外的資助的各位，其作為亞洲女性基金會專業實施對象的資格也不會受到任何影響。

(F) 即使是已經對日本政府要求國家補償問題提起法律訴訟的各位原「慰安婦」，也全然不會失去成為上述亞洲女性基金會專業實施對象的資格。

(G) 對申請領取「慰撫金」的各位的隱私（姓名、住址以及其他個人資料），我們將予以嚴格保密。

## (I)

### 總理大臣的信

敬啟者

此次，日本政府及日本國民共同推進的「亞洲女性和平國民基金」對於前從軍慰安婦表達我國國民致歉之際，謹在此表示本人的心意。

從軍慰安婦問題是在當時日本軍干預之下深深傷害了許多女性的名譽與尊嚴的問題。本人以日本國內閣總理大臣的身份，謹向曾經歷慰安婦而嘗受無數苦痛，精神與身體受到難以痊癒之傷痕的各位女士，再度表示衷心的歉意及反省之意。

從過去歷史的沉重性以及面對將來的責任，我們均無法逃避。日本國政府痛感道義之責任並立足於歉意及反省之意，決心正視過去的歷史，並將之正確地傳達於後代，使其不再發生。並且，我們必須積極致力於解決無端暴力等關係著女性的名譽與尊嚴的各種問題。

本人由衷祝頌各位女士們今後的人生平安如意。  
謹此致意

日本國內閣總理大臣 小泉純一郎 敬呈

## (H) 關於接受亞洲女性基金會專業實施內容的手續

### ●對象

經臺灣當局或是受臺灣當局委託進行認定工作的團體機構認定為原「慰安婦」並表明願意接受亞洲女性基金會專業實施內容者。

（附註）在符合該項的前提下，於1995年7月19日（亞洲女性基金會成立日）時生存而在此後故世者，可以由其一遺族代表（法律承認的配偶或子女）領取「慰撫金」和日本內閣總理的信件。

### ●臺灣聯絡處

萬國法律事務所 地址：台北市仁愛路三段196號芙蓉大樓45樓  
電話：(02)2755-7366 分機1501 傳真：(02)2755-7366

### ●受理期

在下述地址進行受理，受理截止於2002年5月1日即民國91年5月1日（週三）下午5時。如果以郵寄方式送交申請文件，以2002年5月1日的郵戳為最後有效。

### 財團法人亞洲女性和平國民基金（亞洲女性基金會）

郵政編碼107-0052

日本國東京都港區赤坂2-17-42 電話：81-3-3583-9346 傳真：81-3-3583-9347

電子信箱：info@awf.or.jp

連絡網頁：http://www.awf.or.jp

- A) アジア女性基金は元「慰安婦」の方々に対し、日本国民と政府からの償いをお届けしています。
- B) わたしたちが償いの気持ちとしてお届けするものは、以下のとおりです。
1. 日本国民の募金を原資とする「償い金」 お一人当たり 200 万日本円相当の台湾元
  2. 日本国総理大臣から送られるお詫びの手紙
  3. 日本政府の予算を原資とする、300 万日本円規模の医療・福祉支援事業
- C) アジア女性基金の「償い金」は、「慰安婦」として心身にわたり癒しがたい傷を負われたの方々に対して責任を感じる日本国民が、償いの気持ちを表現するものに他ありません。
- D) 事業実施期間は 1997 年 5 月 2 日より五年間で、2002 年 5 月 1 日で満期となります。事業を受け取るための申請の締切は、本年 5 月 1 日です。
- E) 「償い金」受取りに際し、「国家補償の訴訟を提起しない」等の条件を求められることは一切ありません。アジア女性基金事業以外のいかなるお金を受け取っておられても、アジア女性基金の事業対象者としての資格に何ら影響はありません。
- F) 日本政府に対して国家補償の訴訟を提起された方でも、アジア女性基金事業の対象者としての資格を失うことは、当然ありません。
- G) 「償い金」を申請された方の秘密(氏名、住所、その他の個人情報)は厳守いたします。
- H) アジア女性基金事業受取りの手続

#### ■ 対象者

台湾当局ないしは台湾当局が認定作業を委託する団体により元「慰安婦」として認定を受けておられ、アジア女性基金の事業を受け入れる意思を表明された方(注)上記に該当する方で 1995 年 7 月 19 日(アジア女性基金設立日)時点の生存者で、そしてその後亡くなられた方の場合は、その遺族(法律上の配偶者および子)の代表者 1 名が、「償い金」と総理の手紙のみを受け取ることができます。

#### ■ 受付期間

2002 年 5 月 1 日(民国 1992 年 5 月 1 日)水曜日の午後 5 時まで、下記の窓口で手続きをとってください。郵便で書類を送付される場合は、2002 年 5 月 1 日の消印を有効とします。

#### ■ 台湾での問合せ先

萬國法律事務所 台北市仁愛路 3 段 136 号芙蓉大樓 15 階

電話:02-2755-7366 内線 150(毎週月曜～金曜・午前 9 時～午後 5 時) ファックス: 02-2755-6486

I) 日本国総理大臣のお詫びの手紙(全文掲載)※中国語文

J) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

〒107-0052 日本国東京都港区赤坂 2-17-42 電話: 03-3583-9346 ファックス:03-3583-9347

Eメール: info@awfor.jp ホームページ: http://www.awfor.jp

償い事業終了に向けての関連事業スケジュール

2002年

2月15日

2002年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
償い事業	10日 韓国 申請終了期日延期				1日 台湾 申請終了期日							
理事会	20日 合同会議 (鹿ノ門/バストラル)	15日 合同会議 (鹿ノ門/バストラル)	通常 理事会 (宇都)			通常 理事会 (決算)						
運営												
海外 事情調査	24日～28日 フィリピン (松田)	1日～7日 インドネシア (大沼、伊勢)  7日～8日 フィリピン (伊勢)	インドネシア  3日～9日 ニューヨーク 女性の地位委員会(松本)  24日～31日 ジュネーブ 人権委員会(有馬)									
事業 報告会		23日 フォーラム 戦争の記憶と未来への対話 (東京ウィメンズプラザ)										
記者 懇談会												
基金 ニュース			基金ニュース NO.19			基金ニュース NO.20				基金ニュース NO.21		
ホーム ページ			ホームページ 日本語・英語 完成									
新聞 雑誌	31日 台湾広告  基金広告 (全国紙、地方紙)	1日 台湾広告	「フォト」(15日号) 理事懇談  特刊広告  基金広告 (全国紙、地方紙)									
テレビ												
ラジオ												